
一般廃棄物処理基本計画

玉名市
玉東町
南関町
長洲町
和水町

令和 7 年（2025） 3 月

有明広域行政事務組合

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 組合概要	1
第2節 計画策定の背景及び趣旨	2
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の目標年度	5
第5節 計画対象	6
第6節 計画の進行管理	8
第2章 地域特性	9
第1節 地域特性	9
第2節 社会環境	12
第3節 土地利用状況	23
第4節 上位計画等	24
第3章 ごみ処理の現状と課題の整理	31
第1節 ごみの分別収集区分等に関する状況	31
第2節 ごみ処理の主体	35
第3節 ごみ処理の流れ	36
第4節 ごみ排出量の現状	39
第5節 廃棄物処理施設の概要	46
第6節 ごみの焼却量及び処理率	52
第7節 資源化量及び最終処分量	54
第8節 ごみの減量化及び再資源化のまとめ	56
第9節 維持管理	57
第10節 ごみの組成	59
第11節 ごみ処理の課題	60
第4章 ごみ処理基本計画	61
第1節 基本理念	61
第2節 ごみ発生量及び処理量の見込み	62
第3節 ごみの減量化・資源化に向けた基本方針	67
第4節 災害時の廃棄物処理方針	81

第5章 生活排水処理の現状と課題	84
第1節 生活排水処理等の現状.....	84
第2節 生活排水処理の体系	85
第3節 生活排水処理の状況	88
第4節 全国における生活排水処理の現状.....	96
第5節 生活排水処理に関する課題の抽出・整理	98
 第6章 生活排水処理基本計画	99
第1節 基本方針.....	99
第2節 生活排水処理の処理主体.....	101
第3節 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み.....	102
第4節 生活排水処理の目標	111
第5節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	112
第6節 災害時の廃棄物処理方針.....	113
第7節 住民に対する広報・啓発活動計画.....	115

第1章 基本的事項

第1節 組合概要

有明広域行政事務組合は、昭和45年7月に荒尾市、玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町の2市8町により、「有明広域市町村圏協議会」として発足し、平成6年4月に圏域内の一部事務組合を複合化し「有明広域行政事務組合」（以下、「本組合」といいます。）が設立されました。

その後、平成17年10月に玉名市、岱明町、横島町、天水町が合併し「玉名市」に、平成18年3月に菊水町、三加和町が合併し「和水町」となり、本組合は現在2市4町で構成されています。

なお、ごみを処理する構成市町は、荒尾市を除く、玉名市、玉東町、南関町、長洲町及び和水町の1市4町となります。

また、生活排水を処理する構成市町は、荒尾市及び玉名市（玉名地区）を除く、玉名市（岱明地区、横島地区、天水地区）、玉東町、南関町、長洲町、和水町の1市4町となっています。

本計画においては前述した構成市町を「本組合圏域」と定義します。

第2節 計画策定の背景及び趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」といいます。）を定めなければならないこととされています。

廃棄物処理の目的は、かつての高度成長期に確立された大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムから脱却するため、法令等の制定や改定等を行いながら様々な課題へ取り組む中で、公衆衛生の向上から公害問題と生活環境の保全、適正処理、ごみ減量、循環型社会の構築へと変遷してきました。

国はこのような変遷の中、令和6年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、その中で環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。続いて、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、持続可能な社会づくりと総合的な取り組みに関する将来像を定めています。

また、平成28年5月に地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画を策定、令和元年6月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会（温室効果ガス排出実質ゼロ）」の実現を目指すことを掲げ、令和2年10月には「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、具体的な達成時期を表明しました。そして、令和3年4月には気候サミットにて2030年度の削減目標について2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦することを表明しました。

一方、熊本県においてはゼロカーボンを基盤とする「環境立県くまもと」の実現に向けた取り組みを推進していくため、令和3年7月に「第四次熊本県環境基本指針」及び「第六次熊本県環境基本計画」を策定し、快適な環境の保全を図るために生活環境及び自然環境に関する施策の方向を示すとともに、具体的な施策の方向性、数値目標を掲げています。加えて、県では、令和3年3月に第5期となる熊本県廃棄物処理計画を策定し、県民、事業者、市町村との協働のもと、3Rの推進や廃棄物の適正処理に向けて取り組み、令和元年度には、「くまもと海洋プラスチックごみ『ゼロ』推進会議」を立ち上げ、持続可能なプラスチックごみ対策を検討するなど、国際的な視点を持ちつつ、地域の課題解決に取り組んでいます。

さらに、近年多発する災害の問題として、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨などの大災害の経験を踏まえ、「熊本県災害廃棄物処理計画」として、廃棄物の減量・適正処理の総合的かつ計画的な推進を図るため、災害廃棄物の処理に関する事項について整理しています。

このような背景を踏まえ、本組合圏域が策定する一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、将来におけるごみ処理及び生活排水処理のあり方について長期的・総合的視点に立って、廃棄物をめぐる社会情勢や関係法令等の施行状況を踏まえ、廃棄物の適正処理はもとより、循環型社会の形成・発展へ向けた、住民、事業者、行政が協働して推進していくための基本方針と施策を定めるものです。

第3節 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図1-3-1に示すとおりです。

長期的・総合的な視点でごみ処理の循環型社会を構築するため、循環型社会形成推進基本法、環境基本計画、本組合圏域の一般廃棄物処理基本計画など関連する様々な計画・法律と整合を図り、また、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえた上で策定します。

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に定める「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に基づく計画であり、本組合圏域から発生する一般廃棄物の処理・処分について、長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めた一般廃棄物処理に関する最上位計画になります。

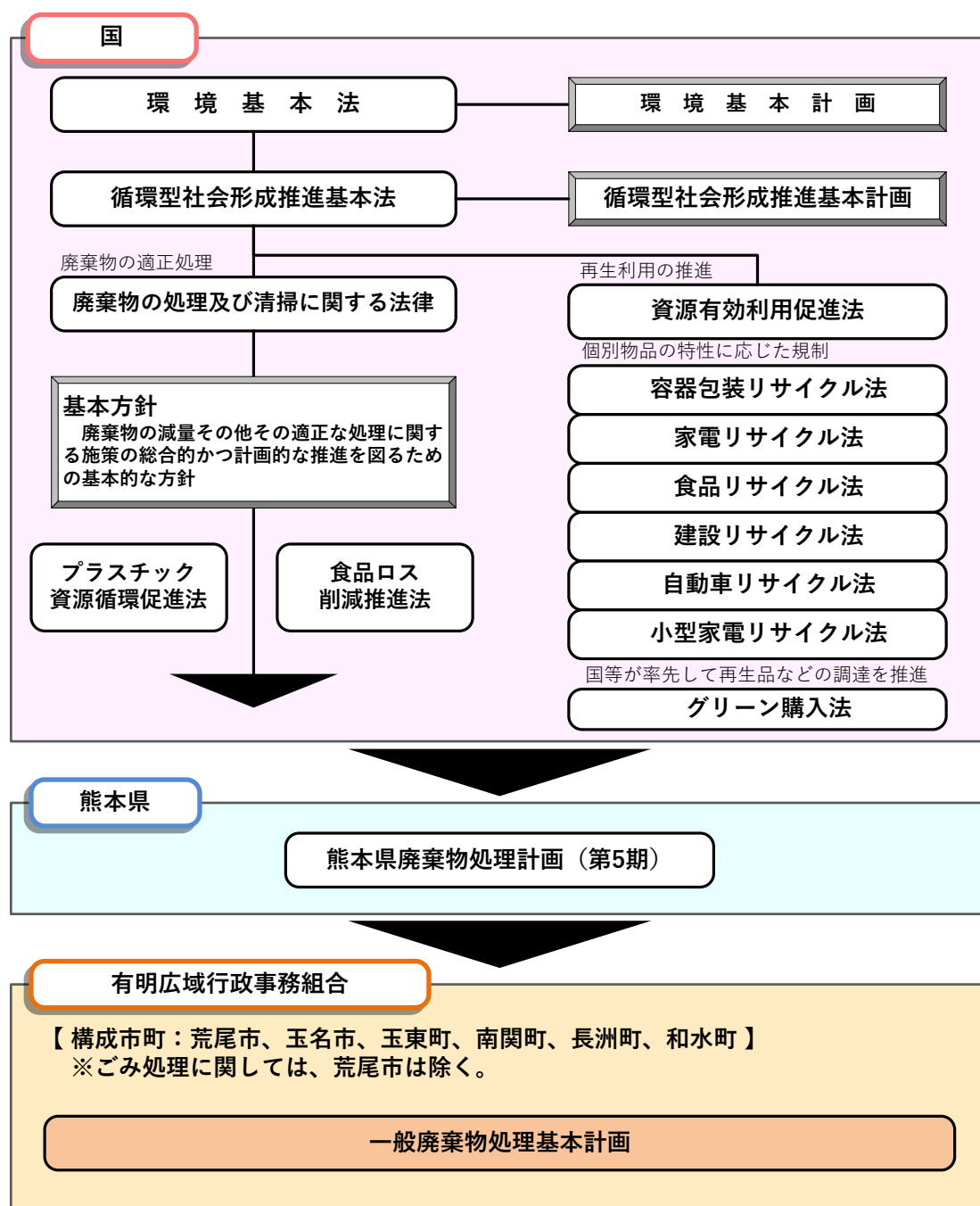
また、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月、環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」では、一般廃棄物処理基本計画の計画期間については、目標年度を概ね10年から15年先に定め、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとされています。

このうち、ごみ処理については、本組合圏域の共同処理事務として、ごみ焼却施設と不燃ごみや粗大ごみ及び資源物を処理するリサイクル施設の設置及び管理を行っています。

これまでに本組合圏域では、令和2年3月に「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」を含む「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の発生抑制や資源化、適正処理、広域処理について取り組んでおり、ごみの焼却は、東部環境センターとクリーンパークファイブの2施設で行っています。しかしながら、廃棄物焼却施設の平均供用年数は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）（令和3年3月改訂）」において約30.5年とされている中、これまで定期的な点検補修工事を行いつつ、施設の適正な維持管理に努めながら、施設の保全と機能維持に取り組んできましたが、令和6年度時点において東部環境センターにおいては供用開始から25年以上、クリーンパークファイブにおいては供用開始から18年以上が経過しており、両施設とも老朽化が進んでいる状況となっています。加えて、両ごみ焼却施設に隣接しているリサイクル施設（東部環境センター（資源粗大処理施設）及びリサイクルプラザファイブ）においてもそれぞれのごみ焼却施設と同様の期間が経過していることから、ごみ処理施設について、新たな処理体制を具体的に検討すべき時期が到来しています。

このような状況を踏まえて、新たに一般廃棄物処理基本計画を策定することにしました。

◆図 1-3-1 本計画の位置付け



第4節 計画の目標年度

本計画は、令和7年度を計画初年度とし、令和21年度を計画目標年度とする15年計画とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

◆表 1-4-1 計画目標年度

西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
(和暦)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)	(R18)	(R19)	(R20)	(R21)
項目	基準 年度	計 画 策 定 年 度	計 画 初 年 度	第 1 期			中 間 目 標 年 度	第 2 期				中 間 目 標 年 度	第 3 期				計 画 目 標 年 度
				計画期間：令和7年度から令和21年度まで（15年間）													

【一般廃棄物処理基本計画】

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10～15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが必要であるとされています。

（「ごみ処理基本計画策定指針（環境省、平成 28 年 9 月）」より）

上記事項を踏まえ、本計画の目標年度等を以下のように設定します。

○計画目標年度 ⇒ 令和 21 年度

計画目標年度は、計画の期間を 15 年間とし令和 21 年度とします。

○基準年度 ⇒ 令和 5 年度

基準年度は、ごみ排出抑制目標値や污水衛生処理率等を設定するための現状を示すものです。

○中間目標年度 ⇒ 令和 11 年度、令和 16 年度

本計画では中間目標年度を設け、本計画の達成状況等を確認し、必要に応じて本計画を改定するものとします。なお、中間目標年度は計画期間の中間年度である令和 11 年度及び令和 16 年度とします。

第5節 計画対象

1. 計画対象地域

本計画の対象地域は表1-5-1に示すとおりです。

◆表 1-5-1 本組合圏域の一般廃棄物ごとの対象地域

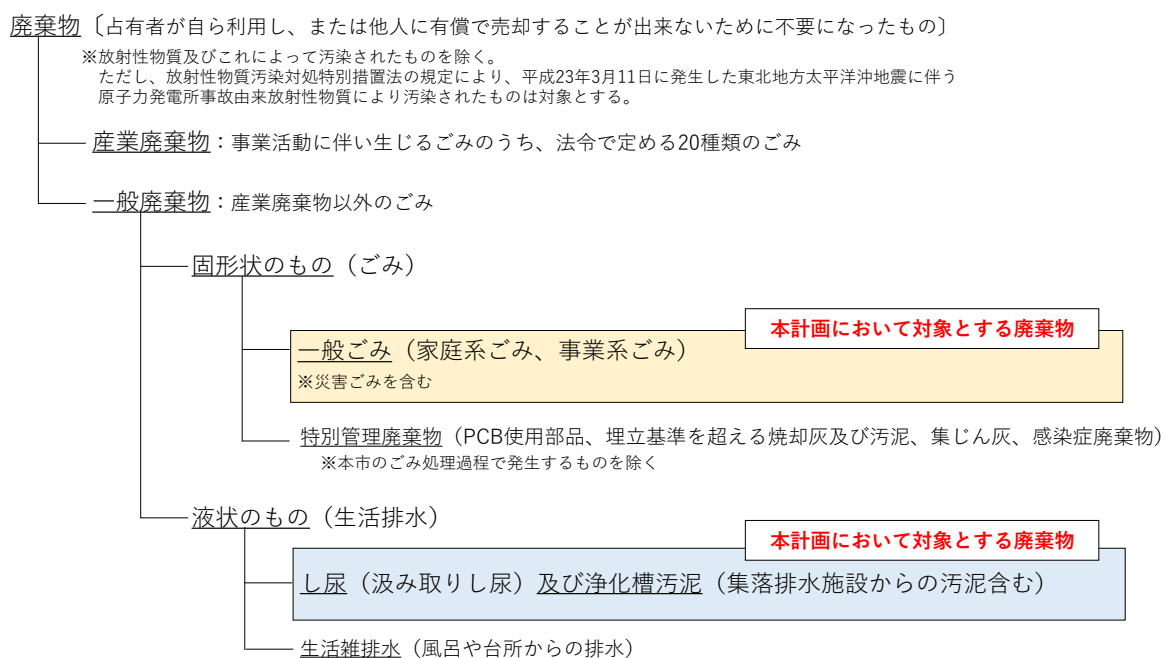
項目	対象地域
ごみ	玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町
生活排水	玉名市（岱明地区、横島地区、天水地区）、玉東町、南関町、長洲町、和水町

2. 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下、「ごみ」といいます。）及び液状のもの（以下、「生活排水」といいます。）とします。

なお、ごみのうち、本組合圏域による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは表1-5-2に示すとおりです。

◆図 1-5-1 廃棄物の種類と定義



◆表 1-5-2 処理対象外の廃棄物

区分	処理・処分先	
家電リサイクル 対象物	取り扱い小売店などの引き取り	
	テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	
パソコン リサイクル 対象物	メーカーでの引き取り	
	デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ一体型パソコン ※キーボード、マウス、テンキー、コード類、マイク、スピーカーなど購入時にパソコンに同梱されていた付属装置はパソコンと一緒に排出される場合は回収されます。	
収集・処理 困難物	販売店、専門業者、医療機関に依頼又は相談	
	玉名市	岩、医療系廃棄物(針など)、FRP強化プラスチック、化学薬品、ガスボンベ(LPG)、瓦、金庫(耐火金庫)、コンクリート(製品・屑)、砂利・土砂、焼却灰、スレート、タイヤ、タイル、廃油、農機具類、農業用ビニール、農薬容器、レンガ、フロンガス使用の家庭用電化製品、消火器など
	玉東町	消火器、ガスボンベ（LPG）、タイヤ、農業用ビニール/マルチ、農薬の容器/肥料袋、バイク、農機具類、塗料・オイル・薬品/劇物・農薬、金庫、ブロック、コンクリート
	南関町	ガスボンベ、未使用の花火、石油や塗料類が入ったままの缶や容器類、劇薬・農薬の入ったびんや容器類及び使用後のびんや容器類、化学薬品、コンクリート、瓦、スレート、タイヤ、農業用ビニール、グランドピアノ、動物の死体(直接搬入のみ可)、感染性廃棄物(注射針等)など
	長洲町	ガスボンベ、石油や塗料が入ったままの缶や容器類、劇薬・農薬の入ったびんや容器類及び使用後のびんや容器類、化学薬品、コンクリート、スレート、タイヤなど
	和水町	LPガスボンベ、石油や塗料類が入ったままの缶やポリ容器、劇薬・農薬の入った容器類及び使用後の容器類、化学薬品、コンクリート(屑・製品)、瓦、タイヤ、耐火金庫等

第6節 計画の進行管理

本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルの概念を導入するものとします。

本計画で導入するPDCAサイクルについては「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）に示された進行管理を基本として実施していくものとします。

本計画を着実に実施していくためには、このPDCAサイクルに積極的に取り組み、継続的に進行管理をしていくことが重要となります。

計画の進行管理の内容及びPDCAサイクルに関する模式図を以下に示します。

◆表 1-6-1 計画の進行管理

項目	内容
Plan (計画の策定)	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」といいます。）を策定します。 また、策定した基本計画は、町民や事業者等へ情報提供し、広く周知していきます。
Do (施策の実施)	基本計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬・処理（再生含む）・処分していきます。
Check (評価)	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していきます。
Act (見直し)	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていくものとします。なお、本計画は概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

資料：「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）

◆図 1-6-1 PDCA サイクルのイメージ



資料：「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成 28 年 9 月）

第2章 地域特性

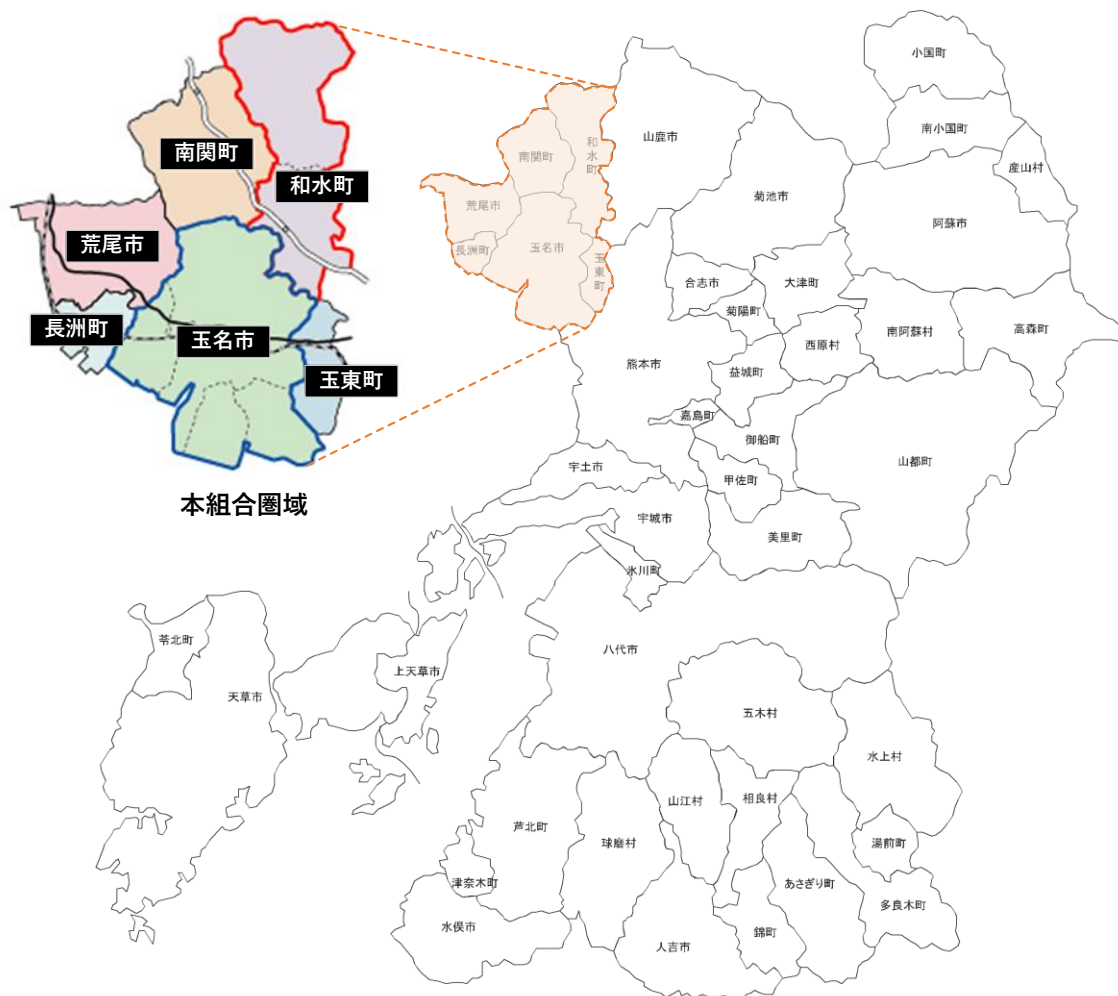
第1節 地域特性

1. 地勢

本組合圏域は、熊本県の北部に位置しており、北は福岡県大牟田市、南は熊本市に隣接し、九州のほぼ中央にあります。

本組合圏域の中心を流れる菊池川が有明海へ注ぎ、県立公園の小岱山や温泉などの豊かな自然環境に恵まれた地域となっています。

◆図 2-1-1 本組合圏域の位置図



令和5年3月1日現在

出典：「熊本県市町村現況図（熊本県統計年鑑 R6.10改訂）」

2. 気象

本組合圏域の代表として岱明気象観測所における気象データを基に過去30年間の気象概要を表2-1-1、過去5年間の年間降水量を表2-1-2、各気象概要のグラフを図2-1-2～2-1-3に示します。

過去30年間（1991～2020年）の平均気温は16.8℃で温暖な気候であり、冬の12月、1月、2月においても平均気温が5.6～7.7℃となっています。また、過去5年間の年間降水量は1,309.5～2,418.5mmの範囲にあり、5年間平均は1,716.9mmとなっています。なお、降水量は年によって差があり、最大降水量の令和2年度は2,418.5mmで、最小降水量の令和4年度の1,309.5mmと比較すると約2倍の差があります。

◆表 2-1-1 気象概要（30 年間平均値※1991～2020 年）

項目	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)
1月	53.2	5.6	1.5	184.1
2月	71.3	6.8	1.7	169.3
3月	112.0	10.2	1.8	184
4月	132.6	15.2	1.8	186.2
5月	151.5	19.9	1.7	177.7
6月	357.5	23.4	1.7	111.2
7月	329.2	27.3	1.8	187.3
8月	180.7	28.3	1.7	199.3
9月	166.8	24.8	1.6	153.0
10月	83.8	19.1	1.5	175.0
11月	83.9	13.1	1.4	162.7
12月	59.8	7.7	1.5	177.5
平均	148.5	16.8	1.6	172.3

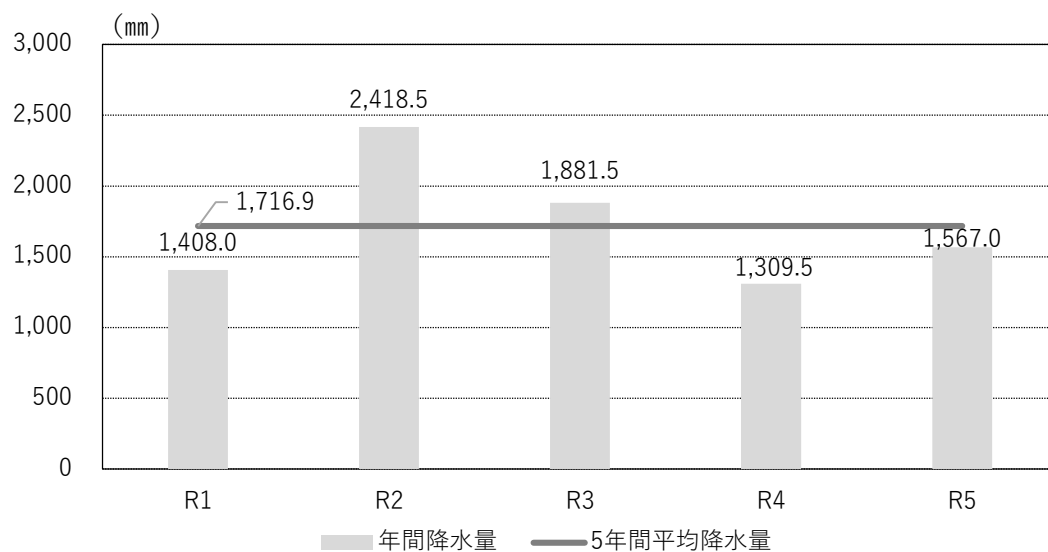
出典：「気象庁ホームページ（岱明気象観測所データ）」

◆表 2-1-2 年間降水量（過去 5 年間）

項目	R1	R2	R3	R4	R5
年間降水量 (mm)	1,408.0	2,418.5	1,881.5	1,309.5	1,567.0

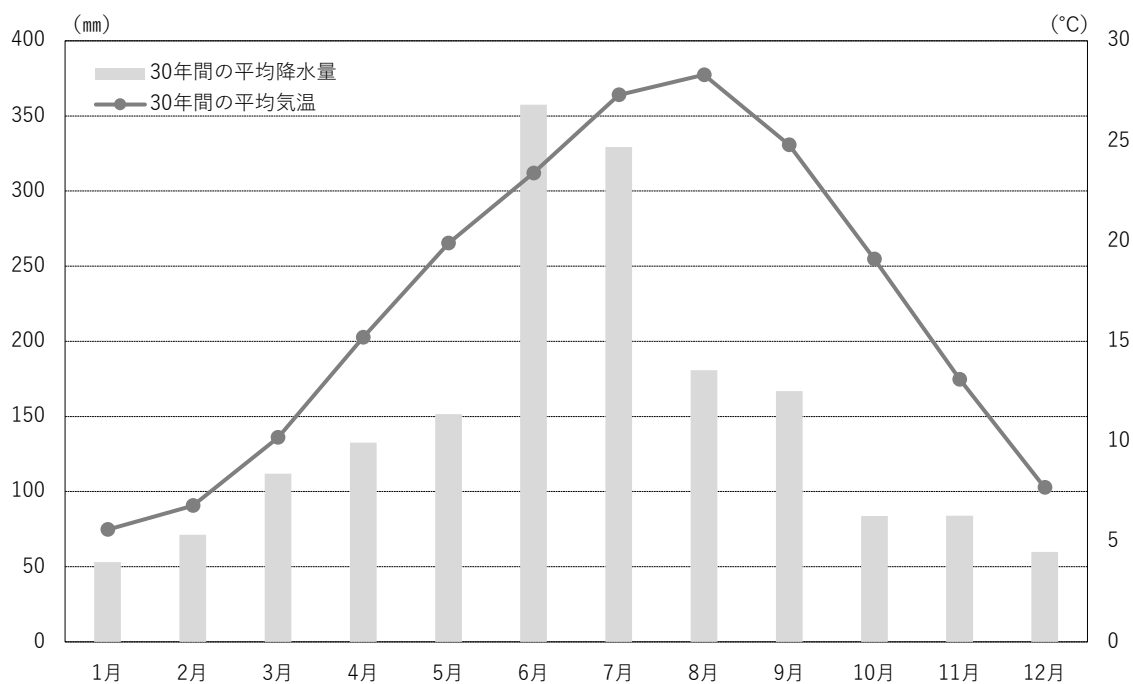
出典：「気象庁ホームページ（岱明気象観測所データ）」

◆図 2-1-2 年間降水量の推移（過去 5 年間）



出典：「気象庁ホームページ（岱明気象観測所データ）」

◆図 2-1-3 平均降水量と平均気温の推移（過去 30 年間の雨温図※1991～2020 年）



出典：「気象庁ホームページ（岱明気象観測所データ）」

第2節 社会環境

1. 人口及び世帯数

平成30年度から令和4年度の熊本県統計年鑑における本組合圏域の人口及び世帯数を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

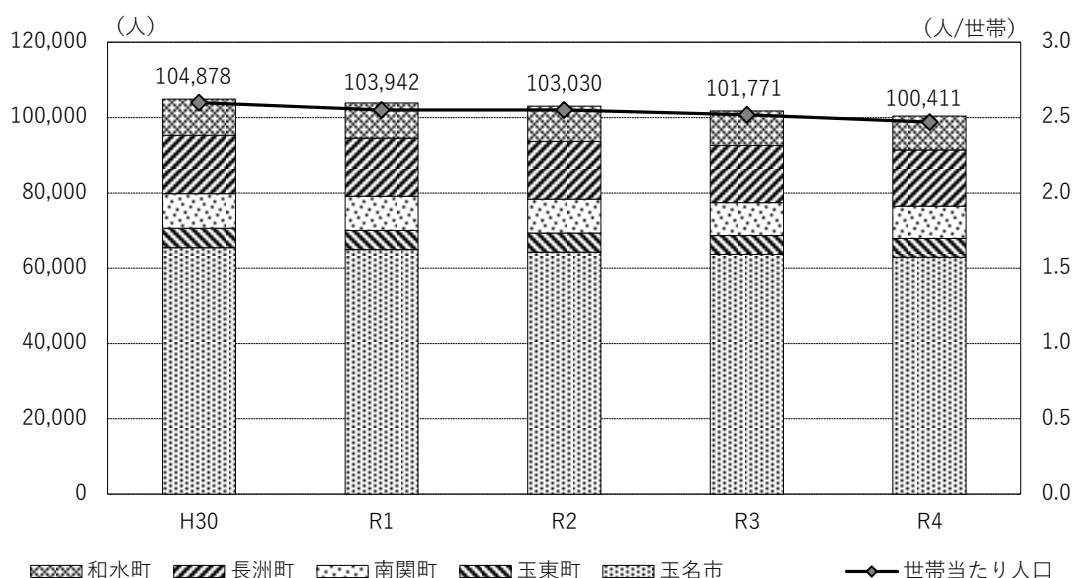
本組合圏域における人口は減少していますが、世帯数は令和2年度を境に増加しています。また、1世帯当たりの人口は減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

◆表 2-2-1 人口及び世帯数実績（熊本県統計年鑑）

項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4
人口（組合圏域合計）	人	104,878	103,942	103,030	101,771	100,411
玉名市	人	65,489	64,966	64,292	63,647	62,919
玉東町	人	5,102	5,042	5,045	5,022	5,030
南関町	人	9,232	9,100	8,979	8,766	8,544
長洲町	人	15,504	15,487	15,372	15,141	14,926
和水町	人	9,551	9,347	9,342	9,195	8,992
世帯数（組合圏域合計）	人	40,366	40,770	40,445	40,458	40,625
玉名市	人	25,206	25,480	25,278	25,364	25,508
玉東町	人	1,814	1,814	1,814	1,825	1,881
南関町	人	3,512	3,517	3,503	3,476	3,448
長洲町	人	6,351	6,484	6,434	6,385	6,400
和水町	人	3,483	3,475	3,416	3,408	3,388
1世帯当たりの人口	人/世帯	2.60	2.55	2.55	2.52	2.47

出典：「熊本県統計年鑑」

◆図 2-2-1 人口及び世帯数の推移（熊本県統計年鑑）



出典：「熊本県統計年鑑」

2. 年齢別人口

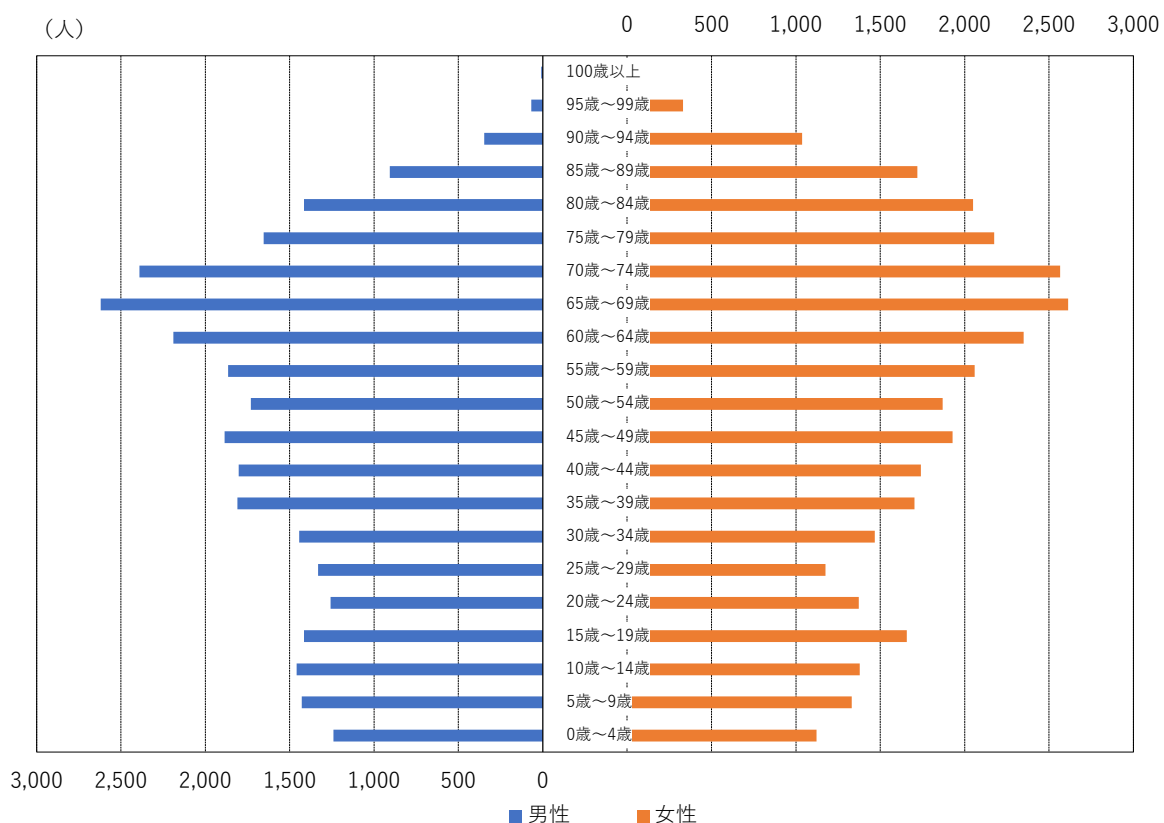
(1) 玉名市

玉名市の年齢別人口分布を図2-2-2に示します。

令和2年度の国勢調査結果における年齢別人口分布は15歳未満の幼年少人口が12.4%、労働の対象となる15～64歳の生産年齢人口が53.0%、65歳以上の高齢人口は34.2%となっています。

他の構成市町と比較すると、玉名市は生産年齢人口の割合が最も多く、高齢人口の割合が最も少なくなっています。

◆図 2-2-2 玉名市年齢別人口分布



出典：「令和2年国勢調査」（総務省統計局）

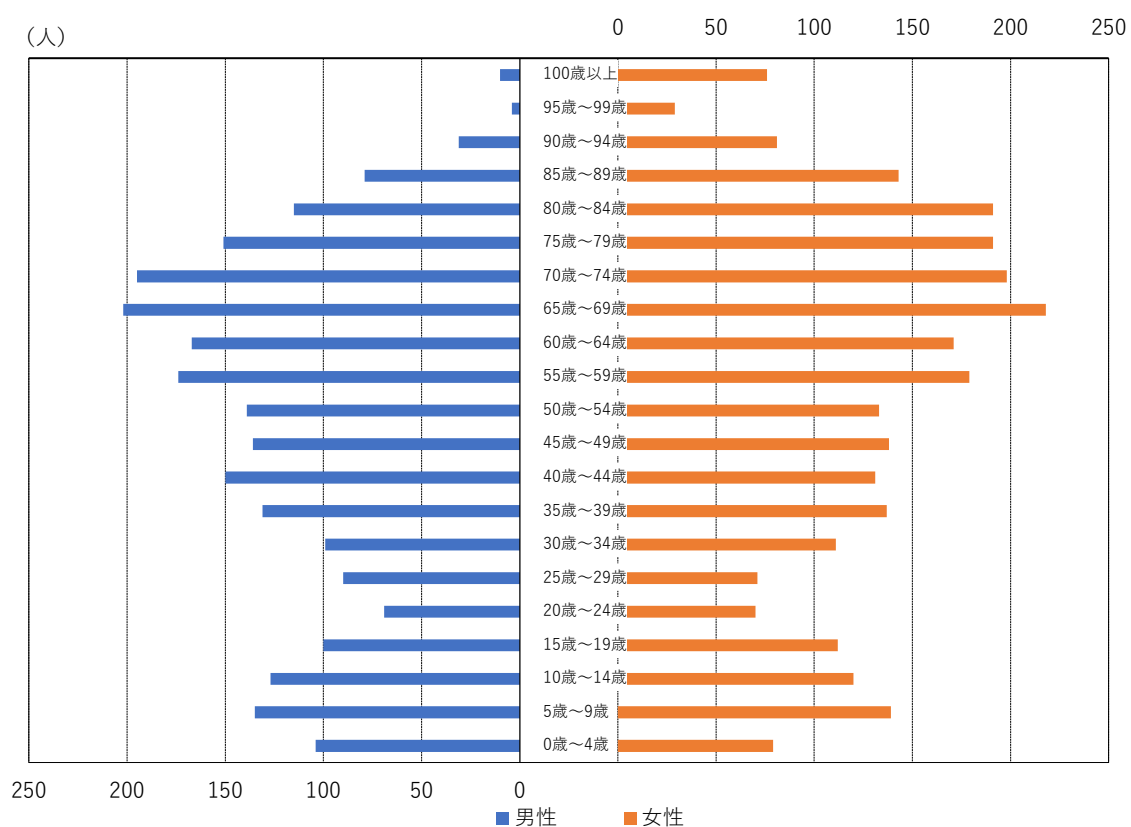
(2) 玉東町

玉東町の年齢別人口分布を図2-2-3に示します。

令和2年度の国勢調査結果における年齢別人口分布は15歳未満の幼年人口が14.0%、労働の対象となる15～64歳の生産年齢人口が49.7%、65歳以上の高齢人口は37.9%となっています。

他の構成市町と比較すると、玉東町は幼年人口の割合が最も多くなっていますが、20～24歳、25～29歳が他の年代と比較して少なくなっています。

◆図 2-2-3 玉東町年齢別人口分布



出典：「令和2年国勢調査」（総務省統計局）

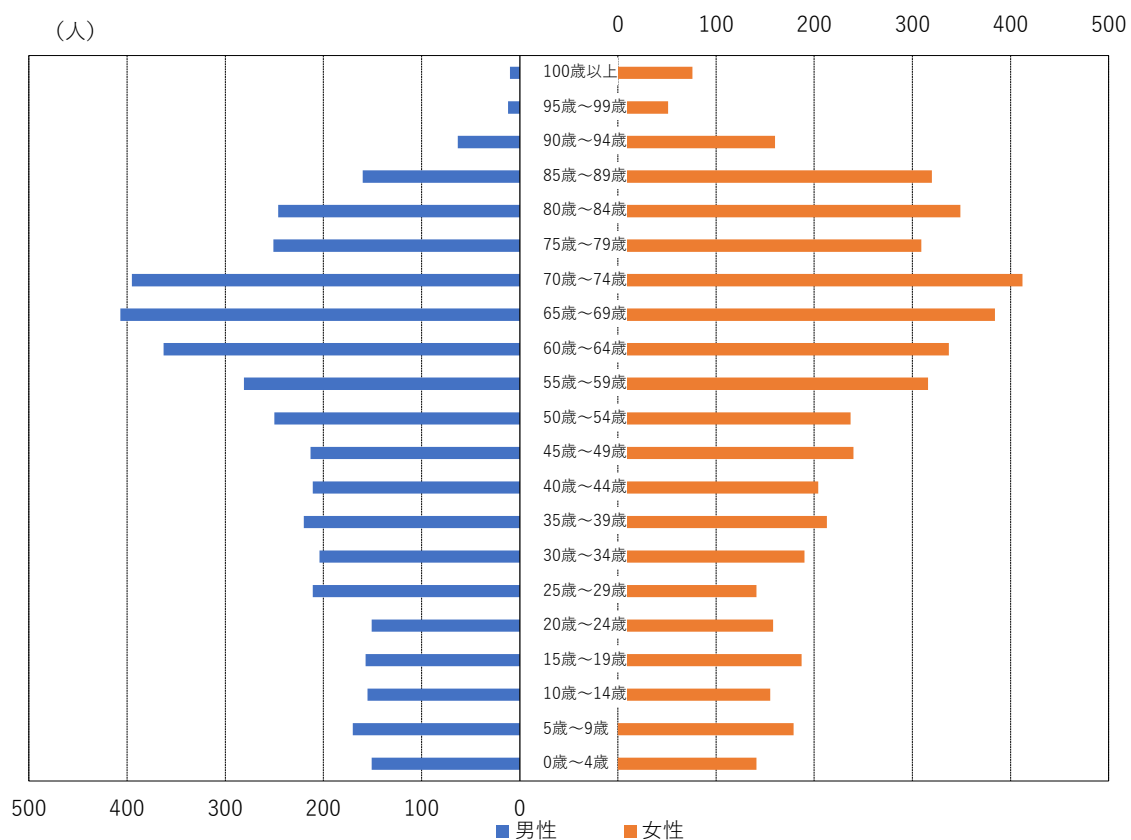
(3) 南関町

南関町の年齢別人口分布を図2-2-4に示します。

令和2年度の国勢調査結果における年齢別人口分布は15歳未満の幼年少人口が10.6%、労働の対象となる15～64歳の生産年齢人口が49.9%、65歳以上の高齢人口は40.1%となっています。

他の構成市町と比較すると、南関町は幼年少人口の割合が10.6%と少なく、高齢人口が40.1%と多くっており、少子高齢化が進んでいます。

◆図 2-2-4 南関町年齢別人口分布



出典：「令和2年国勢調査」（総務省統計局）

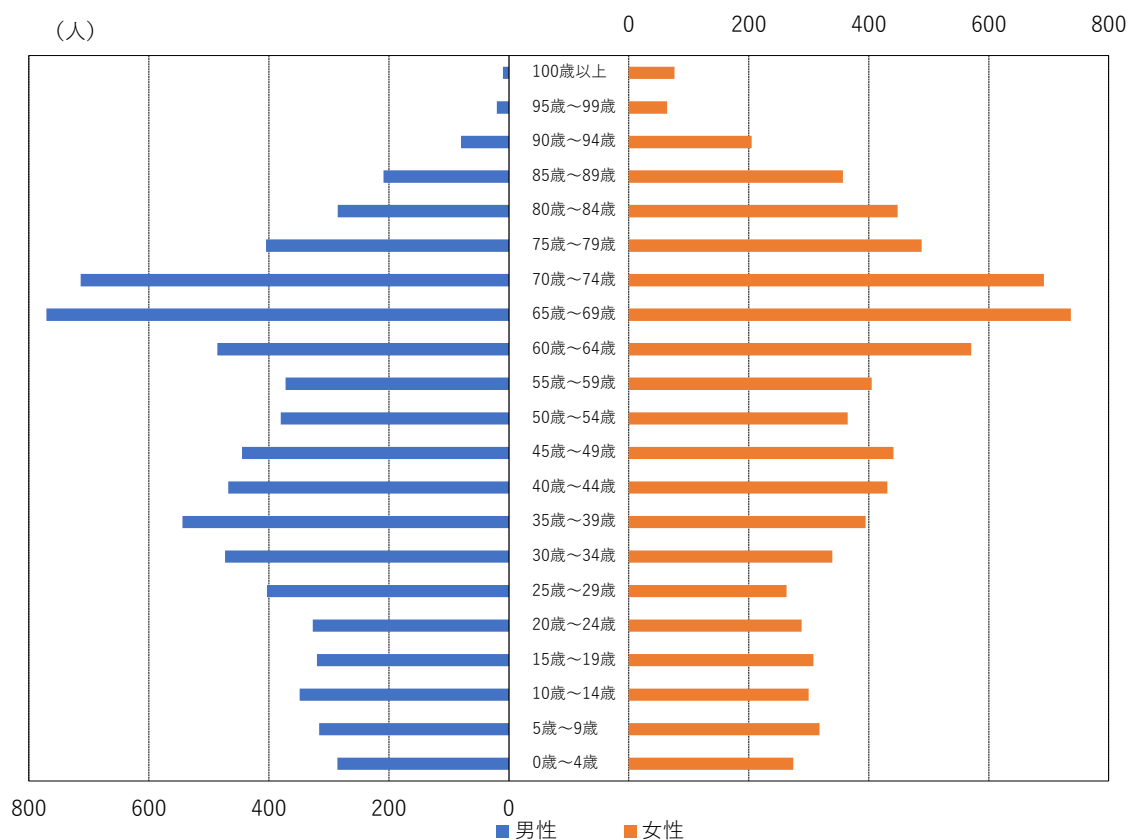
(4) 長洲町

長洲町の年齢別人口分布を図2-2-5に示します。

令和2年度の国勢調査結果における年齢別人口分布は15歳未満の幼年人口が12.0%、労働の対象となる15～64歳の生産年齢人口が52.2%、65歳以上の高齢人口は36.2%となっています。

他の構成市町と比較すると、長洲町は玉名市と同様の人口分布形状をしており、生産年齢人口の割合が多く、高齢人口の割合が他市町と比べ低くなっています。

◆図 2-2-5 長洲町年齢別人口分布



出典：「令和2年国勢調査」（総務省統計局）

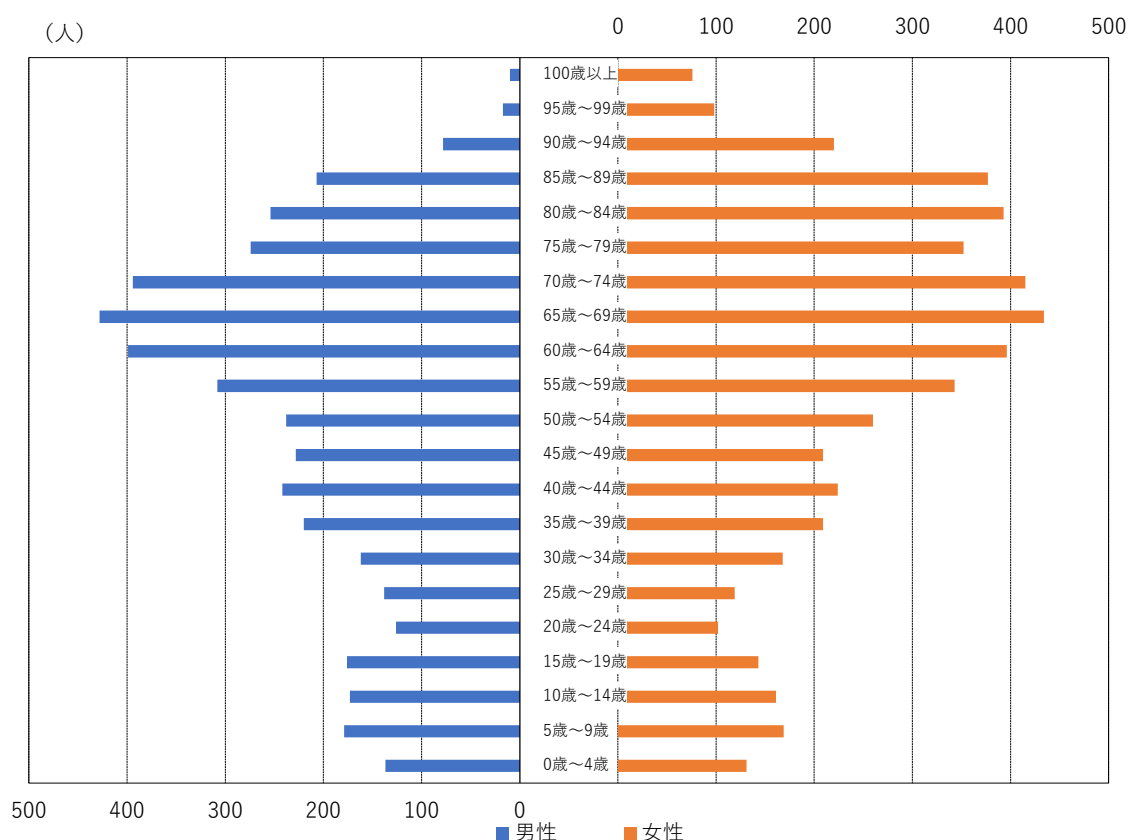
(5) 和水町

和水町の年齢別人口分布を図2-2-6に示します。

令和2年度の国勢調査結果における年齢別人口分布は15歳未満の幼年人口が10.2%、労働の対象となる15～64歳の生産年齢人口が47.2%、65歳以上の高齢人口は43.1%となっています。

他の構成市町と比較すると、和水町は南関町と同様の人口分布形状をしており、幼年人口の割合は10.2%と最も少なく、高齢人口が43.1%と最も多くなっており、少子高齢化が最も進んでいます。

◆図 2-2-6 和水町年齢別人口分布



出典：「令和2年国勢調査」(総務省統計局)

3. 産業概要

(1) 玉名市

玉名市の令和3年度の産業別事業所数の構成割合は、第1次産業が2.9%、第2次産業が14.9%、第3次産業が82.2%となっています。

産業別にみると、第3次産業の卸売業、小売業（26.3%）、宿泊業、飲食サービス業（10.4%）、医療、福祉（10.0%）が大きな割合を占めています。

玉名市の令和3年度の産業別従業者の構成割合は、第1次産業が3.7%、第2次産業が18.8%、第3次産業が77.5%となっています。

産業別にみると、第2次産業の製造業（12.7%）第3次産業の卸売業、小売業（17.8%）、医療、福祉（22.1%）が大きな割合を占めています。

◆表 2-2-2 玉名市の産業概要

項目		事業所数	構成割合	従業者数	構成割合
第1次産業	農業、林業	65	2.7%	826	3.5%
	漁業	6	0.2%	59	0.2%
	小計	71	2.9%	885	3.7%
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.1%	25	0.1%
	建設業	228	9.3%	1,430	6.0%
	製造業	135	5.5%	3,042	12.7%
	小計	365	14.9%	4,497	18.8%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.5%	114	0.5%
	情報通信業	12	0.5%	60	0.3%
	運輸業、郵便業	52	2.1%	835	3.5%
	卸売業、小売業	645	26.3%	4,260	17.8%
	金融業、保険業	46	1.9%	442	1.8%
	不動産業、物品賃貸業	86	3.5%	266	1.1%
	学術研究、専門・技術サービス業	81	3.3%	317	1.3%
	宿泊業、飲食サービス業	254	10.4%	1,701	7.1%
	生活関連サービス業、娯楽業	237	9.7%	962	4.0%
	教育、学習支援業	91	3.7%	1,801	7.5%
	医療、福祉	245	10.0%	5,299	22.1%
	複合サービス事業	32	1.3%	572	2.4%
	サービス業（他に分類されないもの）	186	7.6%	958	4.0%
	公務（他に分類されるものを除く）	33	1.3%	956	4.0%
	小計	2,012	82.2%	18,543	77.5%
総数		2,448	100.0%	23,925	100.0%

出典：「令和2年経済センサス」（総務省統計局）

(2) 玉東町

玉東町の令和3年度の産業別事業所数の構成割合は、第1次産業が0.6%、第2次産業が18.1%、第3次産業が81.3%となっています。

産業別にみると、第2次産業の建設業（11.7%）第3次産業の卸売業、小売業（25.1%）、サービス業（13.5%）が大きな割合を占めています。

玉東町の令和3年度の産業別従業者の構成割合は、第1次産業が1.3%、第2次産業が24.2%、第3次産業が74.6%となっています。

産業別にみると、第2次産業の製造業（17.6%）第3次産業の卸売業、小売業（18.1%）、医療、福祉（22.8%）が大きな割合を占めています。

◆表 2-2-3 玉東町の産業概要

項目		事業所数	構成割合	従業者数	構成割合
第1次産業	農業、林業	1	0.6%	16	1.3%
	漁業	0	0.0%	0	0.0%
	小計	1	0.6%	16	1.3%
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
	建設業	20	11.7%	83	6.6%
	製造業	11	6.4%	222	17.6%
	小計	31	18.1%	305	24.2%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	1.2%	5	0.4%
	情報通信業	1	0.6%	4	0.3%
	運輸業、郵便業	4	2.3%	24	1.9%
	卸売業、小売業	43	25.1%	228	18.1%
	金融業、保険業	1	0.6%	7	0.6%
	不動産業、物品賃貸業	7	4.1%	13	1.0%
	学術研究、専門・技術サービス業	4	2.3%	10	0.8%
	宿泊業、飲食サービス業	7	4.1%	43	3.4%
	生活関連サービス業、娯楽業	14	8.2%	35	2.8%
	教育、学習支援業	6	3.5%	72	5.7%
	医療、福祉	18	10.5%	288	22.8%
	複合サービス事業	3	1.8%	26	2.1%
	サービス業（他に分類されないもの）	23	13.5%	97	7.7%
	公務（他に分類されるものを除く）	6	3.5%	89	7.1%
	小計	139	81.3%	941	74.6%
総数		171	100.0%	1,262	100.0%

出典：「令和2年経済センサス」（総務省統計局）

(3) 南関町

南関町の令和3年度の産業別事業所数の構成割合は、第1次産業が2.5%、第2次産業が30.9%、第3次産業が66.6%となっています。

産業別にみると、第2次産業の建設業（13.2%）、製造業（17.7%）、第3次産業の卸売業、小売業（24.9%）が大きな割合を占めています。

南関町の令和3年度の産業別従業者の構成割合は、第1次産業が0.9%、第2次産業が58.0%、第3次産業が41.1%となっています。

産業別にみると、第2次産業の製造業（49.3%）、第3次産業の卸売業、小売業（11.7%）が大きな割合を占めています。

◆表 2-2-4 南関町の産業概要

項目		事業所数	構成割合	従業者数	構成割合
第1次産業	農業、林業	10	2.5%	40	0.9%
	漁業	0	0.0%	0	0.0%
	小計	10	2.5%	40	0.9%
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
	建設業	53	13.2%	395	8.8%
	製造業	71	17.7%	2,221	49.3%
	小計	124	30.9%	2,616	58.0%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.7%	9	0.2%
	情報通信業	1	0.2%	1	0.0%
	運輸業、郵便業	7	1.7%	55	1.2%
	卸売業、小売業	100	24.9%	529	11.7%
	金融業、保険業	3	0.7%	13	0.3%
	不動産業、物品賃貸業	5	1.2%	16	0.4%
	学術研究、専門・技術サービス業	5	1.2%	10	0.2%
	宿泊業、飲食サービス業	27	6.7%	179	4.0%
	生活関連サービス業、娯楽業	22	5.5%	74	1.6%
	教育、学習支援業	12	3.0%	159	3.5%
	医療、福祉	32	8.0%	423	9.4%
	複合サービス事業	5	1.2%	41	0.9%
	サービス業（他に分類されないもの）	40	10.0%	222	4.9%
	公務（他に分類されるものを除く）	5	1.2%	122	2.7%
	小計	267	66.6%	1,853	41.1%
総数		401	100.0%	4,509	100.0%

出典：「令和2年経済センサス」（総務省統計局）

(4) 長洲町

長洲町の令和3年度の産業別事業所数の構成割合は、第1次産業が0.6%、第2次産業が24.8%、第3次産業が74.6%となっています。

産業別にみると、第2次産業の建設業（12.4%）、製造業（12.4%）、第3次産業の卸売業、小売業（23.2%）が大きな割合を占めています。

長洲町の令和3年度の産業別従業者の構成割合は、第1次産業が1.2%、第2次産業が54.5%、第3次産業が44.3%となっています。

産業別にみると、第2次産業の製造業（48.9%）、第3次産業の医療、福祉（11.0%）が大きな割合を占めています。

◆表 2-2-5 長洲町の産業概要

項目		事業所数	構成割合	従業者数	構成割合
第1次産業	農業、林業	3	0.6%	95	1.2%
	漁業	0	0.0%	0	0.0%
	小計	3	0.6%	95	1.2%
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
	建設業	63	12.4%	446	5.6%
	製造業	63	12.4%	3,870	48.9%
	小計	126	24.8%	4,316	54.5%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	1.2%	21	0.3%
	情報通信業	2	0.4%	22	0.3%
	運輸業、郵便業	23	4.5%	493	6.2%
	卸売業、小売業	118	23.2%	715	9.0%
	金融業、保険業	6	1.2%	78	1.0%
	不動産業、物品賃貸業	22	4.3%	36	0.5%
	学術研究、専門・技術サービス業	9	1.8%	106	1.3%
	宿泊業、飲食サービス業	35	6.9%	264	3.3%
	生活関連サービス業、娯楽業	42	8.3%	117	1.5%
	教育、学習支援業	18	3.5%	202	2.6%
	医療、福祉	47	9.3%	870	11.0%
	複合サービス事業	6	1.2%	44	0.6%
	サービス業（他に分類されないもの）	38	7.5%	377	4.8%
	公務（他に分類されるものを除く）	7	1.4%	157	2.0%
	小計	379	74.6%	3,502	44.3%
総数		508	100.0%	7,913	100.0%

出典：「令和2年経済センサス」（総務省統計局）

(5) 和水町

和水町の令和3年度の産業別事業所数の構成割合は、第1次産業が5.1%、第2次産業が21.7%、第3次産業が73.2%となっています。

産業別にみると、第2次産業の建設業（12.1%）第3次産業の卸売業、小売業（23.9%）、サービス業（10.5%）が大きな割合を占めています。

和水町の令和3年度の産業別従業者の構成割合は、第1次産業が4.9%、第2次産業が33.8%、第3次産業が61.3%となっています。

産業別にみると、第2次産業の製造業（26.1%）第3次産業の卸売業、小売業（14.7%）、医療、福祉（18.2%）が大きな割合を占めています。

◆表 2-2-6 和水町の産業概要

項目		事業所数	構成割合	従業者数	構成割合
第1次産業	農業、林業	23	5.1%	188	4.9%
	漁業	0	0.0%	0	0.0%
	小計	23	5.1%	188	4.9%
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.7%	69	1.8%
	建設業	54	12.1%	230	5.9%
	製造業	40	8.9%	1,011	26.1%
	小計	97	21.7%	1,310	33.8%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.2%	1	0.0%
	情報通信業	0	0.0%	0	0.0%
	運輸業、郵便業	14	3.1%	240	6.2%
	卸売業、小売業	107	23.9%	571	14.7%
	金融業、保険業	3	0.7%	8	0.2%
	不動産業、物品賃貸業	8	1.8%	15	0.4%
	学術研究、専門・技術サービス業	9	2.0%	49	1.3%
	宿泊業、飲食サービス業	37	8.3%	166	4.3%
	生活関連サービス業、娯楽業	31	6.9%	143	3.7%
	教育、学習支援業	14	3.1%	104	2.7%
	医療、福祉	37	8.3%	704	18.2%
	複合サービス事業	9	2.0%	59	1.5%
	サービス業（他に分類されないもの）	47	10.5%	131	3.4%
	公務（他に分類されるものを除く）	10	2.2%	183	4.7%
	小計	327	73.2%	2,374	61.3%
総数		447	100.0%	3,872	100.0%

出典：「令和2年経済センサス」（総務省統計局）

第3節 土地利用状況

本組合圏域における地目別民有地面積を表2-3-1、図2-3-1に示します。

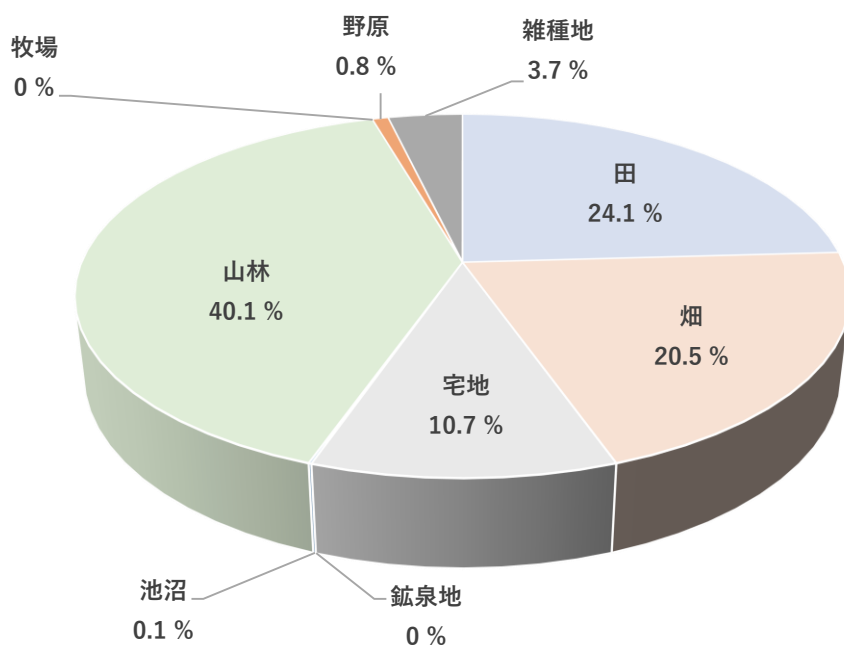
組合圏域合計の構成比としては、山林（40.1％）が最も高く、次いで田（24.1％）、畑（20.5％）、宅地（10.7％）の順で高くなっています。

◆表 2-3-1 地目面積

項目	単位	玉名市	玉東町	南関町	長洲町	和水町	合計(ha)	構成比(%)
田	ha	4,312	182	947	581	891	6,913	24.1
畑	ha	2,789	773	1,010	204	1,109	5,885	20.5
宅地	ha	1,550	142	419	573	389	3,073	10.7
鉱泉地	ha	0.006	0	0	0	0	0	0
池沼	ha	9.1	0.182	0	8.7	0	18	0.1
山林	ha	2,310	773	3,218	75	5,145	11,521	40.1
牧場	ha	3	0	0	0	0	3	0
野原	ha	109	9	94	2	25	239	0.8
雑種地	ha	435	56	229	60	270	1,050	3.7
総面積	ha	11,517	1,935	5,917	1,504	7,829	28,702	100

出典：「熊本県統計年鑑」（令和6年10月改訂）

◆図 2-3-1 地目別民有地面積



出典：「熊本県統計年鑑」（令和6年10月改訂）

第4節 上位計画等

1. ごみ処理関係法令の歴史

(1) 循環型社会の形成と法制度

我が国におけるごみ処理関係法令の歴史を表2-4-1に示します。

◆表 2-4-1 ごみ処理関係法令の歴史

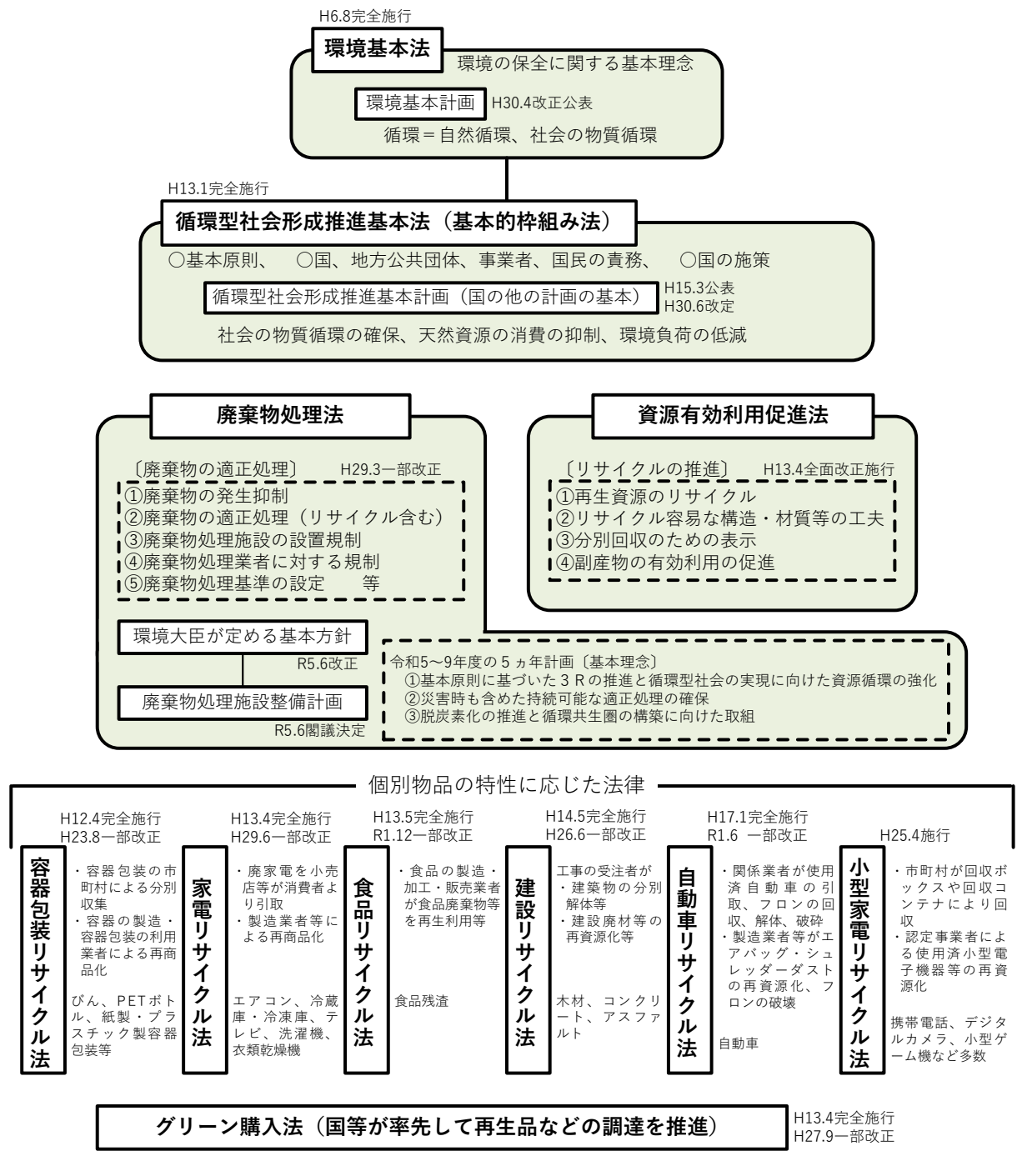
年代	主な課題	法律の制定
戦後～1950年代	・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持	・清掃法（1954）
1960年～1970年代	・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理	・生活環境施設整備緊急措置法（1963） ・廃棄物処理法（1970） ・廃棄物処理法改正（1976）
1980年代	・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全	・広域臨海環境整備センター法（1981） ・浄化槽法（1983）
1990年代	・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質（ダイオキシン類含む）対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入	・廃棄物処理法改正（1991） ・産業廃棄物処理特定施設整備法（1992） ・パーゼル法（1992） ・環境基本法（1993） ・容器包装リサイクル法（1995） ・廃棄物処理法改正（1997） ・家電リサイクル法（1998） ・ダイオキシン類対策特別措置法（1999）
2000年代	・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化	・循環型社会形成推進基本法（2000） ・グリーン購入法（2000） ・資源有効利用促進法（2000） ・建設リサイクル法（2000） ・食品リサイクル法（2000） ・廃棄物処理法改正（2000） ・PCB特別措置法（2001） ・自動車リサイクル法（2002） ・産業廃棄物支障除去特別措置法（2003） ※2023年3月31日失効 ・廃棄物処理法改正（2003～6）
2010年～	・災害廃棄物対策の強化 ・持続可能な開発目標達成の推進 ・脱炭素社会の実現 ・海洋プラスチック問題に対する対策	・廃棄物処理法改正（2010） ・小型家電リサイクル法（2012） ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015) ・食品ロスの削減の推進に関する法律（2019） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2021）

(2) 廃棄物・リサイクル関連の法体系

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

循環型社会の形成と推進のための法体系を図2-4-1に示します。

◆図 2-4-1 循環型社会の形成と推進のための法体系



2. 上位計画

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

循環型社会形成推進基本法（平成12 年法律第110 号。以下、「循環基本法」といいます。）では適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「排出抑制」（Reduce）→「再利用」（Reuse）→「再生利用」（Recycle）→「熱回収」→「適正処分」と定めており、この法律に基づき、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。第五次循環型社会形成推進基本計画の数値目標を表2-4-2に示します。

第四次循環型社会推進基本計画の策定以降、食品ロスの削減やプラスチックに係る資源循環促進を進め、また温室効果ガスの排出削減にも資する3R+Renewable（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用+バイオマス化・再生材利用等）を推進し循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を加速するための「循環経済工程表」を取りまとめるなどの取組を促進してきました。その中で、資源生産性などが大幅に向上した結果、最終処分量は大幅に減少したものの、近年の循環利用率は横ばい又は減少傾向となっており、これらを高める取組を強化する必要があるとされています。

また、国内外の経済状況を鑑みると国際的な原材料価格の上昇や円安に伴う輸入物価の上昇に起因する物価の高騰が生じています。このような中で、循環型社会の形成に向けた資源生産性・循環利用率を高める取組を強化するためには、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となります。

第五次循環型社会形成推進基本計画は①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と資源産業の海外展開の推進、を5つの柱（重点分野）として掲げるとともに循環型社会形成のための指標及び数値目標を設定し、計画の効果的な実施を推進しています。

◆表 2-4-2 第五次循環型社会形成推進基本計画の減量化目標

項目		数値目標	目標年次	備考
目 標	資源生産性	約60万円/トン	2030年度	入口
	一人当たり天然資源消費量	約11万円/トン		入口
	再生可能資源及び循環資源の投入割合	約34%		入口・循環
	入口側の循環利用率	約19%		循環
	出口側の循環利用率	約44%		循環
	最終処分量	約1,100万トン		出口
	1人1日当たりごみ焼却量	約580g		—

出典：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月）

（２）熊本県廃棄物処理計画（第5期）

熊本県では、令和3年3月に「熊本県廃棄物処理計画（第5期）」を策定しています。

熊本県廃棄物処理計画（第5期）は、廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画として、熊本県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、県政運営の基本方針「新しいくまもと創造に向けた基本方針」や「熊本県環境基本計画（第4編第2章：熊本県循環型社会形成推進計画）」を上位計画とした循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。

また、「熊本県分別収集促進計画」や「熊本県P C B廃棄物処理計画」等の関連計画とも整合を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協力し補完し合う関係にあります。さらに、国が示す「災害廃棄物対策指針」（H30.3改定）を参考としながら、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年 環境省告示第7号）に基づく「熊本県災害廃棄物処理計画」として「災害廃棄物の処理に関する事項」を整理しています。

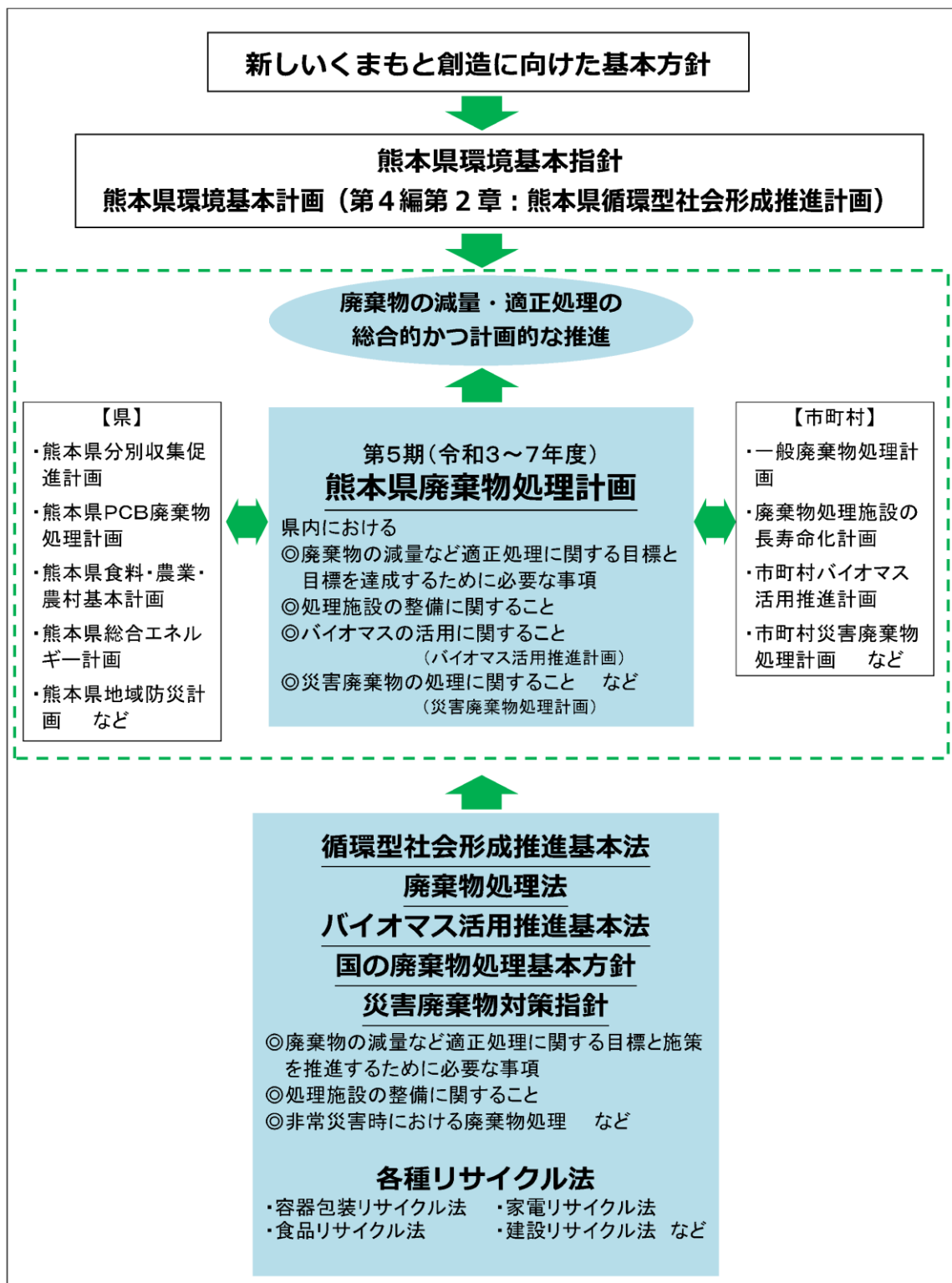
熊本県廃棄物処理計画（第5期）の目標値を表2-4-3に、位置付けを図2-4-2に示します。

◆表 2-4-3 一般廃棄物の減量に関する目標

項目	H30実績	数値目標	目標年次	備考
排出量	556千トン	506千トン	令和7年度	
1人1日当たりの排出量	856g	811g		
生活系	588g	557g		△31g
事業系	268g	254g		△14g
再生利用率	19.7%	28%		
最終処分量	58千トン	48千トン		

出典：「熊本県廃棄物処理計画（第5期）」（令和3年3月）

◆図 2-4-2 熊本県廃棄物処理計画（第 5 期）の位置付け



出典：「熊本県廃棄物処理計画（第5期）」（令和3年3月）

(3) 本組合圏域の総合計画の整理

本組合圏域の総合計画について以下に整理します。

◆表 2-4-4 本組合圏域の総合計画

市町名	玉名市	玉東町	長洲町	南関町	和水町
総合計画	第2次玉名市総合計画	第6次玉東町総合計画	第6次長洲町総合振興計画	南関町総合振興計画 第7次基本構想・基本計画	第2次和水町まちづくり総合計画
将来像	人と自然が輝き やさしさと 笑顔にあふれるまち 玉名	一人ひとりが手を取りあい、 未来へ向かって挑戦するまち	魅力と活力あふれ 夢ふくらむ 未来輝くまち	新しい空間と暮らしの中で、 あらゆる挑戦を支える町なんかん	笑顔輝き 魅力あふれる和水町
計画期間	基本構想：10年間（H29～R8） 基本計画：各5年間 前期：H29～R3、後期：R4～8	基本構想：10年間（R3～12） 基本計画：各5年間 前期：R3～7、後期：R8～12	基本構想：8年間（R3～10） 基本計画：各4年間 前期：R3～6、後期：R7～10	基本構想：8年間（R5～12） 基本計画：各4年間 前期：R5～8、後期：R9～12	基本構想：8年間（H30～R7） 基本計画：各4年間 前期：H30～R3、後期：R4～7
基本目標1	自然と暮らしを守る ふるさとづくり	まちなか環境と自然環境が調和 した住みやすいまちづくり	安全・安心で自然豊かな 住みよいまち	産み育てやすい環境の整備	安心・安全に暮らせるまち 【安心・安全・地域連携】
基本目標2	人と文化を育む 地域づくり	未来を拓き、次代を担う人材を 育むまちづくり	子どもの生きる力を育み夢と 希望に満ちたまち	住む場所とはたき場所の確保	住みたくなる魅力のあるまち 【移住定住・町の魅力づくり】
基本目標3	賑わいと活力ある 産業づくり	すべての人が生き生きと人生を 謳歌できるまちづくり	誰もが健康で生きがいを持ち 自分らしく生活できるまち	高齢者や障がいのある方も安心 して暮らせる環境の整備	活気あふれる個性豊かなまち 【農林水産業、商工業振興・ 企業誘致・雇用創出】
基本目標4	便利で快適な 都市づくり	地域の特性を活かした、活力と 魅力にあふれるまちづくり	強い産業を創出し魅力に満ちた にぎわいのあるまち	—	未来を担う人が育つまち 【文化教育・人材育成】
基本目標5	健康で安心な 福祉づくり	自助・共助・公助の連携で未来 をつくるまちづくり	誰もがまちづくりに参画し 人が輝くまち	—	便利な生活と豊かな自然が 共存するまち【生活基盤】
基本目標6	公平で誇りの持てる 社会づくり	—	—	—	地域と共に歩む「協働」のまち 【協働・行財政運営】
基本目標7	健全な行政運営	—	—	—	—
循環型社会 形成に関する 目標値			◎ごみ処理施設搬入量 基準値(R2)：4,250 t 目 標(R6)：4,000 t	◎クリーンパークファイブへの 焼却ごみ年間排出量 現状値(R3)：2,051 t 目 標(R8)：1,860 t 目 標(R12)：1,613 t	◎1年間に排出するごみの量 基準値(H29)：1,932 t(見込み) 現状値(R3)：2,180 t 目 標(R7)：1,613 t
				◎一人一日当たりの焼却ごみ 総排出量 現状値(R3)：603 g 目 標(R8)：588 g 目 標(R12)：548 g	
				◎廃油回収量 現状値(R3)：2,970L 目 標(R8)：3,564L 目 標(R12)：4,158L	
			◎下水道水洗化率 基準値(R2)：92.1% 目 標(R6)：94.2%	◎下水道普及率 現状値(R4)：64.5% 目 標(R8)：72.5% 目 標(R12)：80.5%	
				◎浄化槽普及率 現状値(R4)：47.1% 目 標(R8)：53.1% 目 標(R12)：59.1%	
				◎水洗化率 現状値(R4)：54.2% 目 標(R8)：60.8% 目 標(R12)：67.4%	◎汚水処理率 基準値(H29)：88.2% 現状値(R3)：90.2% 目 標(R7)：92.5%

出典：「第2次玉名市総合計画 後期計画」（令和4年3月）

「第6次玉東町総合計画」（令和3年3月）

「第6次長洲町総合振興計画」（令和3年9月）

「南関町総合振興計画 第7次基本構想・基本計画」（令和5年3月）

「第2次和水町まちづくり総合計画 後期基本計画」（令和5年3月）

3. ごみ処理の広域化・集約化に係る動向

(1) 国の動向

ごみ処理の広域化等については、平成9年に発出された「ごみ処理の広域化計画について」（厚生省）に始まり、平成31年に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」、そして、令和6年3月に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（環境省）（以下、「令和6年通知」といいます。）が発出されました。令和6年通知内では、広域化・集約化の必要性として以下の項目が挙げられており、広域化ブロック区割りの設定見直しも促されています。

また、上記通知の解説及び広域化・集約化を進める上で参考となる情報を整理した「広域化・集約化に係る手引き」（環境省）が令和2年6月に策定されています。

【広域化・集約化の必要性】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 持続可能な適正処理の確保 | 4. 災害対策の強化 |
| 2. 気候変動対策の推進 | 5. 地域への多面的価値の創出 |
| 3. 資源循環の強化 | |

【広域化ブロック区割りの設定見直し】

「現時点での広域化状況の評価」及び「人口及びごみ排出量等の将来予測」で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況进行评估し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

(2) 県の動向

熊本県は「熊本県廃棄物処理計画(第5期：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))」の中で、一般廃棄物処理施設に関する課題の1つとして、「市町村は、経済性、効率性を踏まえ、ごみ焼却施設等の集約化や他の市町村等との連携による広域的な処理など、一般廃棄物の処理主体として適正な処理体制を確保する必要があります。」と記載しており、また、循環型社会形成のための目標・取組みの方向性として、**【廃棄物の適正処理の推進】**「市町村によるごみ焼却施設の集約化や広域的処理に向けた取組みを支援します。」とし、広域化・集約化の必要性を示しています。

第3章 ごみ処理の現状と課題の整理

第1節 ごみの分別収集区分等に関する状況

本組合圏域では、表3-1-1及び表3-1-2に示す分別区分で、各地域から排出されるごみを収集しています。構成市町（地区）毎の収集頻度を表3-1-3及び表3-1-4に、排出方法を表3-1-5及び表3-1-6に示します。

◆表 3-1-1 分別収集区分（東部環境センター管轄区域）

項目		東部環境センター管轄区域			
		玉名市			玉東町
		玉名地区	横島地区	天水地区	
もえるごみ		●	●	●	●
リサイクルごみ	金属類	●	●	●	●
燃えないごみ	ガラス類	●	●	●	●
粗大ごみ		●	●	●	●
資源ごみ	缶類	●	●	●	—
	ペットボトル	●	●	●	—
	プラスチック類	●	●	●	—
	びん類	●	●	●	—
	新聞・チラシ	●	●	●	—
	ダンボール	●	●	●	—
	紙パック	●	●	●	—
	その他紙類	●	●	●	—
	布類	●	●	●	—
有害ごみ	乾電池	●	●	●	—
	蛍光管・体温計	●	●	●	—
	バッテリー	—	—	—	—
コンテナ収集	新聞・チラシ	●	●	●	●
	雑誌	●	●	●	●
	段ボール	●	●	●	●
	紙パック	●	●	●	●
	その他の紙	●	●	●	●
	スチール缶	●	●	●	●
	アルミ缶	●	●	●	●
	スプレー缶	—	—	—	●
	その他の缶	●	●	●	●
	古布	●	●	●	●
	生きびん	●	●	●	●
	ペットボトル	●	●	●	●
	無色透明びん	●	●	●	●
	茶色びん	●	●	●	●
	その他のびん	●	●	●	●
	プラスチック (プラスチック製容器包装)	●	●	●	●
	使用済みてんぷら油	—	—	—	●
	ライター	—	—	—	●
	電池	●	●	●	●
	蛍光管・体温計	●	●	●	●

◆表 3-1-2 分別収集区分（クリーンパークファイブ管轄区域）

項目		クリーンパークファイブ管轄区域			
		玉名市 岱明地区	南関町	長洲町	和水町
もえるごみ		●	●	●	●
リサイクルごみ	金属類	●	●	●	●
燃えないごみ	ガラス類	●	●	●	●
粗大ごみ		●	●	●	●
資源ごみ	缶類	●	●※	●※	●※
	ペットボトル	●	●※	●※	●※
	プラスチック類	—	—	—	—
	びん類	●	●※	●※	●※
	新聞・チラシ	●	●	●	●
	ダンボール	●	●	●	●
	紙パック	●	●	●	●
	その他紙類	●	●	●	●
	布類	●	●	●	●
有害ごみ	乾電池	●	●	●	●
	蛍光管・体温計	●	●	●	●
	バッテリー	●	●	●	●
コンテナ収集	新聞・チラシ	●	—	—	—
	雑誌	●	—	—	—
	段ボール	●	—	—	—
	紙パック	●	—	—	—
	その他の紙	●	—	—	—
	スチール缶	●	—	—	—
	アルミ缶	●	—	—	—
	スプレー缶	—	—	—	—
	その他の缶	●	—	—	—
	古布	●	—	—	—
	生きびん	●	—	—	—
	ペットボトル	●	—	—	—
	無色透明びん	●	—	—	—
	茶色びん	●	—	—	—
	その他のびん	●	—	—	—
	プラスチック (プラスチック製容器包装)	●	—	—	—
	使用済みてんぷら油	—	—	—	—
	ライター	—	—	—	—
	電池	●	—	—	—
	蛍光管・体温計	●	—	—	—

※表中の「※」はリサイクルごみとして収集しています。

◆表 3-1-3 収集頻度（東部環境センター管轄区域）

項目		東部環境センター管轄区域			
		玉名市			玉東町
		玉名地区	横島地区	天水地区	
もえるごみ		週2回	週2回	週2回	週2回
リサイクルごみ	金属類	月1回	月1回	月1回	月1回
燃えないごみ	ガラス類				
粗大ごみ		年6回	年6回	年6回	年6回
資源ごみ	缶類	月2～3回 (隔週)	月2～3回 (隔週)	月2～3回 (隔週)	—
	ペットボトル				—
	プラスチック類				—
	びん類	月1回	月1回	月1回	—
	新聞・チラシ				—
	ダンボール				—
	紙パック				—
	その他紙類				—
	布類				—
有害ごみ	乾電池	年6回	年6回	年6回	—
	蛍光灯・体温計				—
	バッテリー	—	—	—	—
コンテナ収集		団体及び 地区回収	団体及び 地区回収	団体及び 地区回収	月1回

◆表 3-1-4 収集頻度（クリーンパークファイブ管轄区域）

項目		クリーンパークファイブ管轄区域			
		玉名市	南関町	長洲町	和水町
		岱明地区			
もえるごみ		週2回	週2回	週2回	週2回
リサイクルごみ	金属類	月1回	月1回	月1回	月1回
燃えないごみ	ガラス類				
粗大ごみ		年6回	年4回	年6回	年5回
資源ごみ	缶類	月2～3回 (隔週)	月2～3回 (隔週)	月2回	月2回
	ペットボトル				
	プラスチック類				
	びん類	月1回	月1回	月1回	月1回
	新聞・チラシ				
	ダンボール				
	紙パック				
	その他紙類				
	布類				
有害ごみ	乾電池	年6回	月1回	年6回	年7回
	蛍光灯・体温計				
	バッテリー				
コンテナ収集		団体及び 地区回収	—	—	—

◆表 3-1-5 排出方法（東部環境センター管轄区域）

項目	東部環境センター管轄区域			
	玉名市			玉東町
	玉名地区	横島地区	天水地区	
もえるごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
リサイクル・燃えないごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
粗大ごみ	粗大ごみシール	粗大ごみシール	粗大ごみシール	粗大ごみシール
資源ごみ	指定袋	指定袋	指定袋	—
有害ごみ	指定袋	指定袋	指定袋	コンテナ
コンテナ収集（資源ごみ等）	コンテナ	コンテナ	コンテナ	コンテナ

◆表 3-1-6 排出方法（クリーンパークファイブ管轄区域）

項目	クリーンパークファイブ管轄区域			
	玉名市	南関町	長洲町	和水町
	岱明地区			
もえるごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
リサイクル・燃えないごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
粗大ごみ	粗大ごみシール	粗大ごみシール	粗大ごみシール	粗大ごみシール
資源ごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
有害ごみ	指定袋	指定袋又は透明袋	指定袋又は透明袋	指定袋又は透明袋
コンテナ収集（資源ごみ等）	コンテナ	—	—	—

※1：乾電池のみ透明袋

（透明袋(買物袋等)であれば、指定ごみ袋でなくても出すことが可能ですが、行政区と氏名の記入は必須です。）

第2節 ごみ処理の主体

本組合圏域の現状のごみ処理の主体は、「排出段階」、「収集・運搬段階」、「処理・処分段階」の3段階に分けられており、各段階の処理主体については、表3-2-1に示すとおりです。

ア 排出段階

ごみの排出段階の主体は、「住民」及び「事業者」です。

主体となる「住民」及び「事業者」は排出するごみの減量化及び資源化に積極的に取り組まなければなりません。本組合圏域は「住民」及び「事業者」の取り組みに対して必要な啓発等を行う役割を担っています。

イ 収集・運搬段階

ごみの収集・運搬段階においては、ごみステーションからの収集・運搬は「直営・委託業者」、事業所からの収集・運搬は「許可業者」が主体となります。

また、各処理施設へ直接ごみを搬入する場合は「住民」が収集・運搬の主体となります。

「行政（各構成市町）」は、ごみステーションからの収集・運搬にあたっては、効率的な収集・運搬体制の維持に努める役割を担っています。

ウ 処理・処分段階

ごみの処理・処分段階の主体は「本組合」であり、各処理施設において適正な処理・処分及び施設の適正な維持管理に努める役割を担っています。

◆表 3-2-1 ごみ処理方法及び処理主体

ごみの種類	排出段階	収集・運搬段階	処理・処分段階
燃えるごみ	住民 事業者 団体等	【収集・運搬】 行政（各構成市町） （直営・委託業者、許可業者） 【直接搬入】	本組合
燃えないごみ			
粗大ごみ			
有害ごみ			
資源ごみ		住民	

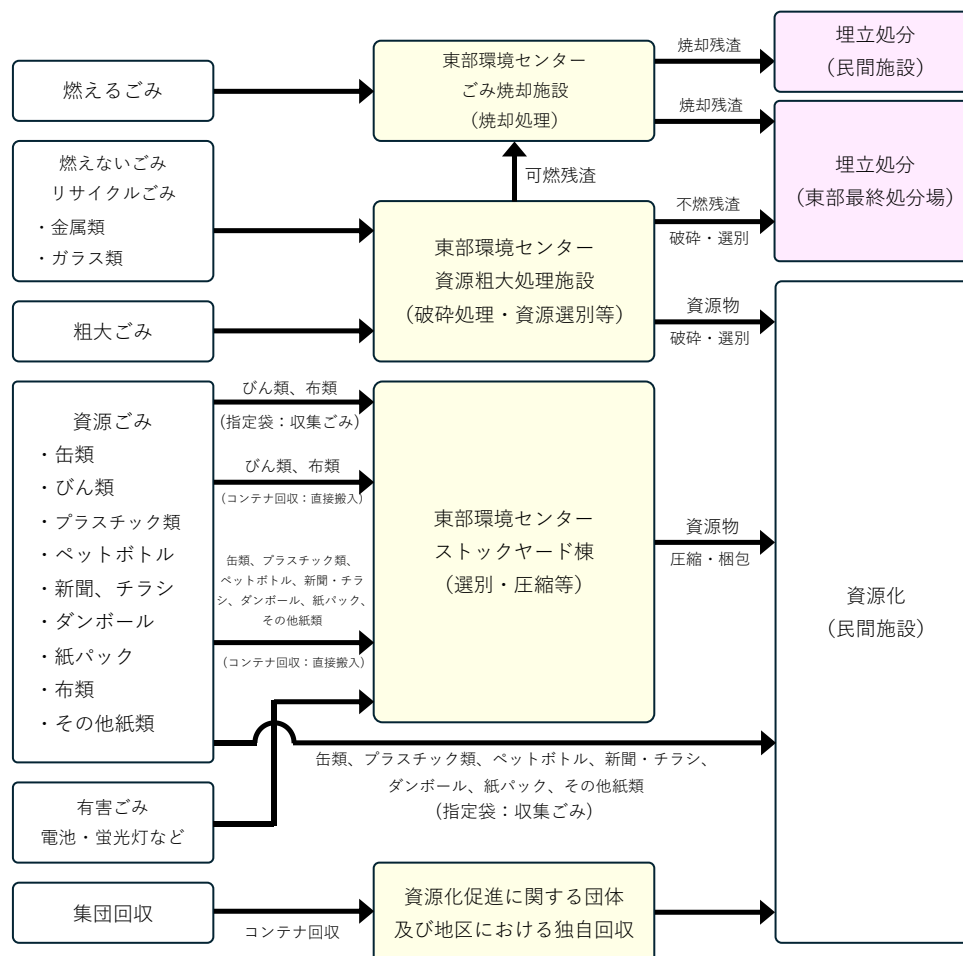
第3節 ごみ処理の流れ

本組合圏域のごみ処理の流れは、図3-3-1～3-3-4に示すとおりです。

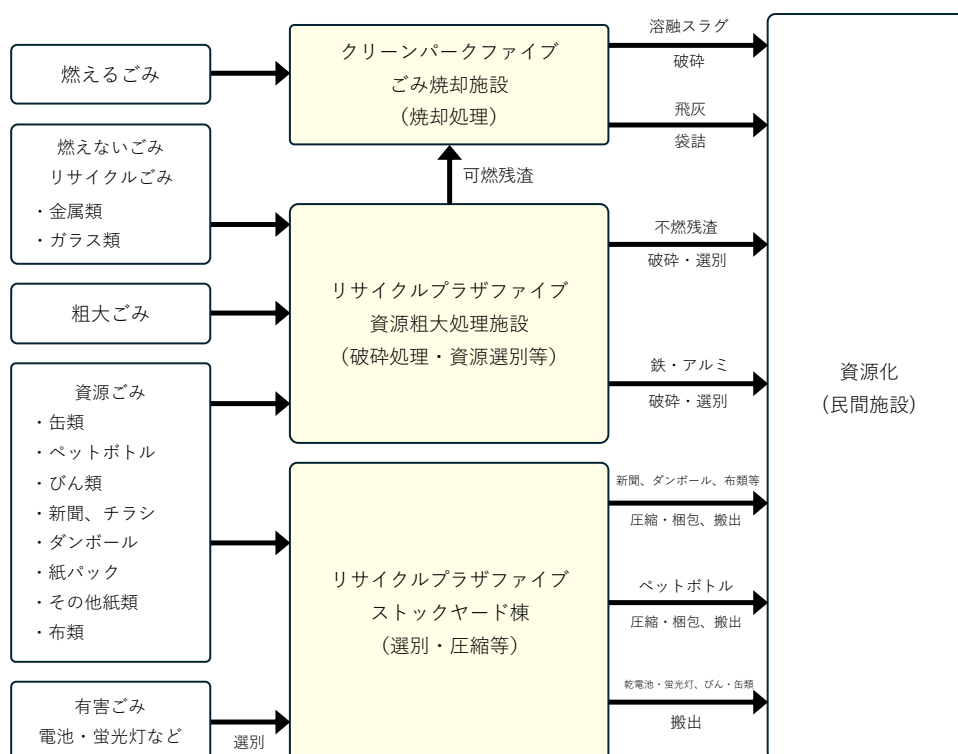
東部環境センター（リサイクル施設含む）では、玉名市（玉名地区・横島地区・天水地区）及び玉東町から排出される各種ごみについて処理を行っています。

また、クリーンパークファイブ（リサイクル施設含む）では、玉名市（岱明地区）及び南関町、長洲町、和水町から排出される各種ごみについて処理を行っています。

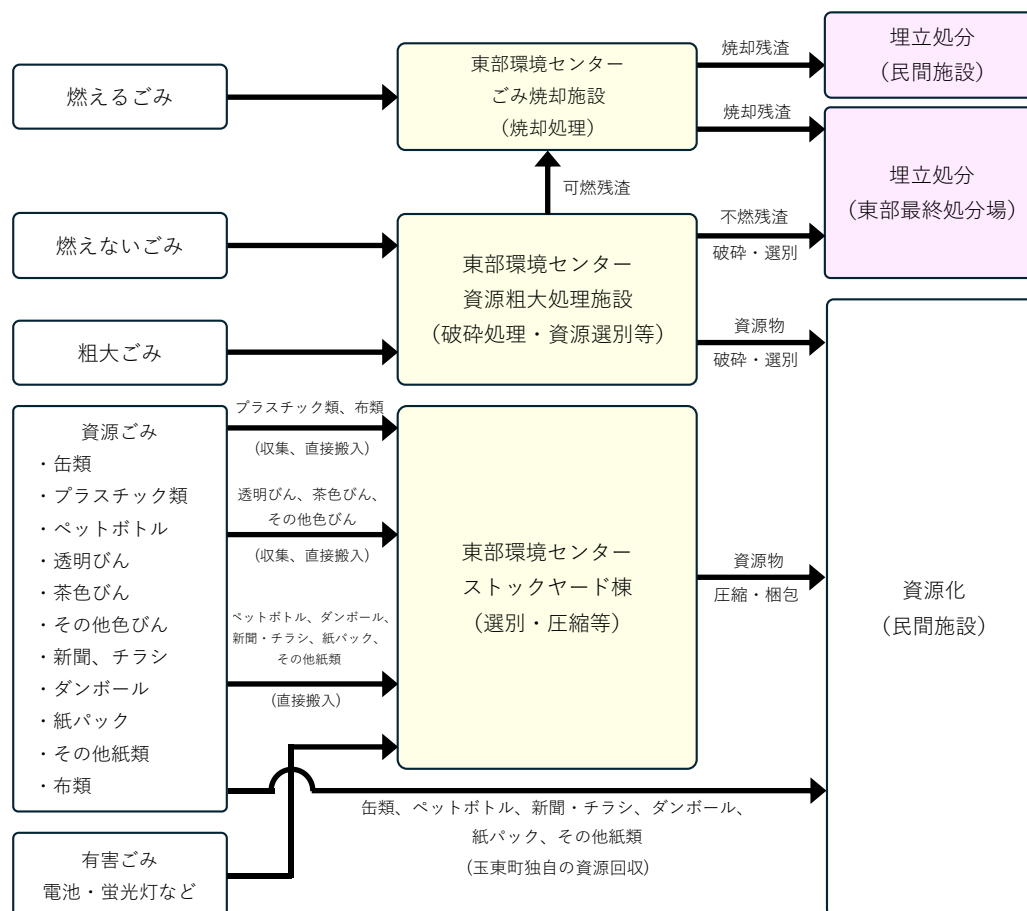
◆図 3-3-1 ごみ処理の流れ【玉名市（玉名地区・横島地区・天水地区）】



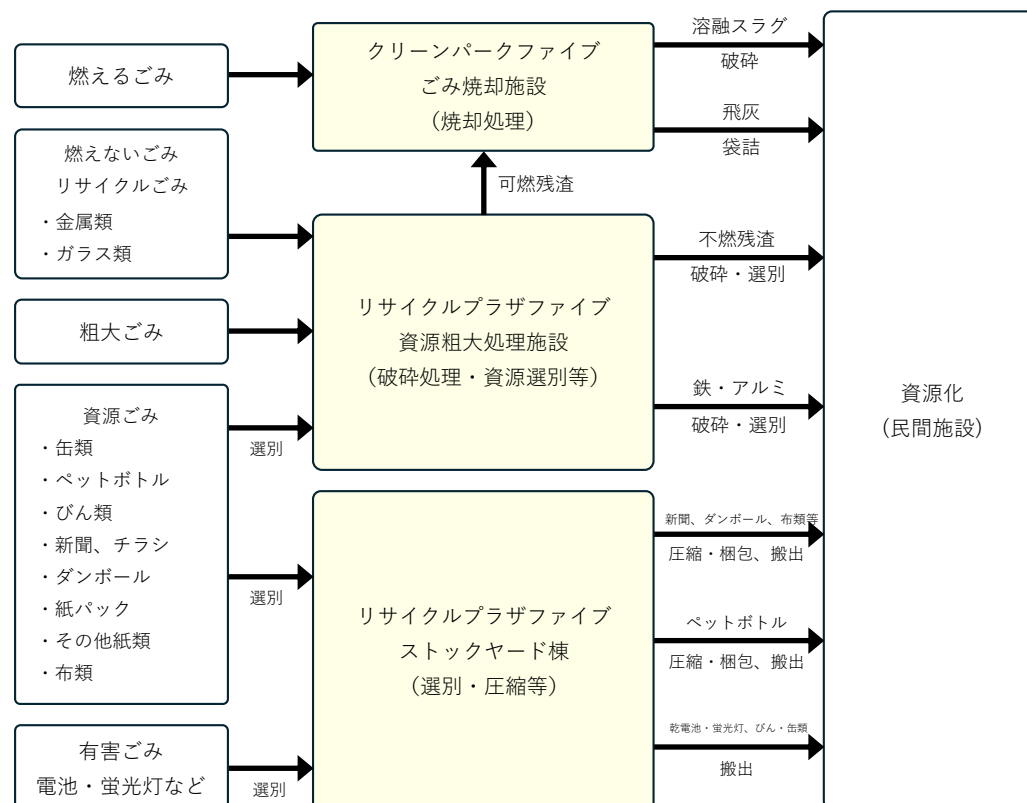
◆図 3-3-2 ごみ処理の流れ【玉名市（岱明地区）】



◆図 3-3-3 ごみ処理の流れ【玉東町】



◆図 3-3-4 ごみ処理の流れ【南関町、長洲町、和水町】



第4節 ごみ排出量の現状

1. 本計画におけるごみ種類の定義

本計画では、「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」の2種類の区分を用いて、ごみ排出状況の実態を整理しています。

「家庭系ごみ」は、一般家庭から排出されたもので、ごみ集積所から収集したごみと個人が直接本組合圏域の各処理施設へ搬入するごみとして定義し、「事業系ごみ」は、事業所が収集運搬の許可を持つ収集業者に委託若しくは事業所自ら本組合圏域の処理施設へ搬入するごみとして定義しています。

2. 総ごみ排出量

本組合圏域の総ごみ排出量は、表3-4-1及び図3-4-1に示すとおりです。

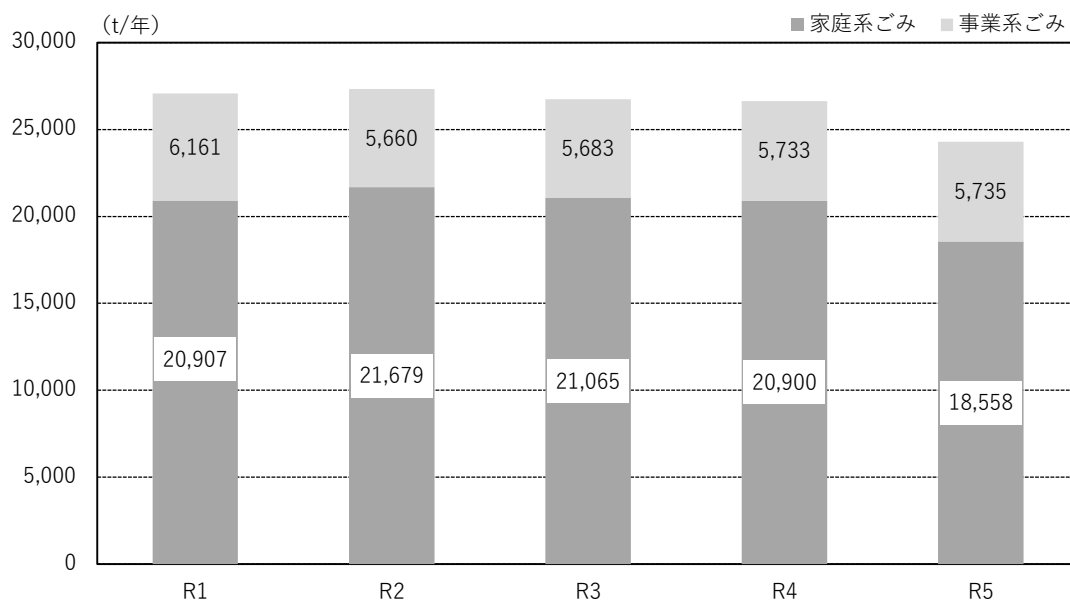
総ごみ排出量は、令和2年度以降緩やかに減少しており、令和5年度は令和元年度から2,775 t（10.3%）減少しています。なお、家庭系ごみ排出量は、令和2年度以降減少傾向となっていますが、事業系ごみ排出量は、令和3年度以降概ね横ばいとなっています。

◆表 3-4-1 総ごみ排出量

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	t/年	20,907	21,679	21,065	20,900	18,558
玉名市	t/年	13,425	13,848	13,426	13,367	12,224
玉東町	t/年	866	938	917	917	887
南関町	t/年	1,617	1,650	1,575	1,537	1,219
長洲町	t/年	3,330	3,524	3,394	3,376	2,874
和水町	t/年	1,669	1,719	1,753	1,703	1,354
事業系ごみ	t/年	6,161	5,660	5,683	5,733	5,735
玉名市	t/年	4,053	3,744	3,649	3,726	3,784
玉東町	t/年	222	177	227	232	247
南関町	t/年	660	619	673	620	613
長洲町	t/年	754	721	692	720	651
和水町	t/年	472	399	442	435	440
合計	t/年	27,068	27,339	26,748	26,633	24,293

※家庭系ごみの排出量には、資源ごみの集団回収量が含まれています。

◆図 3-4-1 総ごみ排出量の推移



3. ごみ種類別の排出量

(1) 燃えるごみ

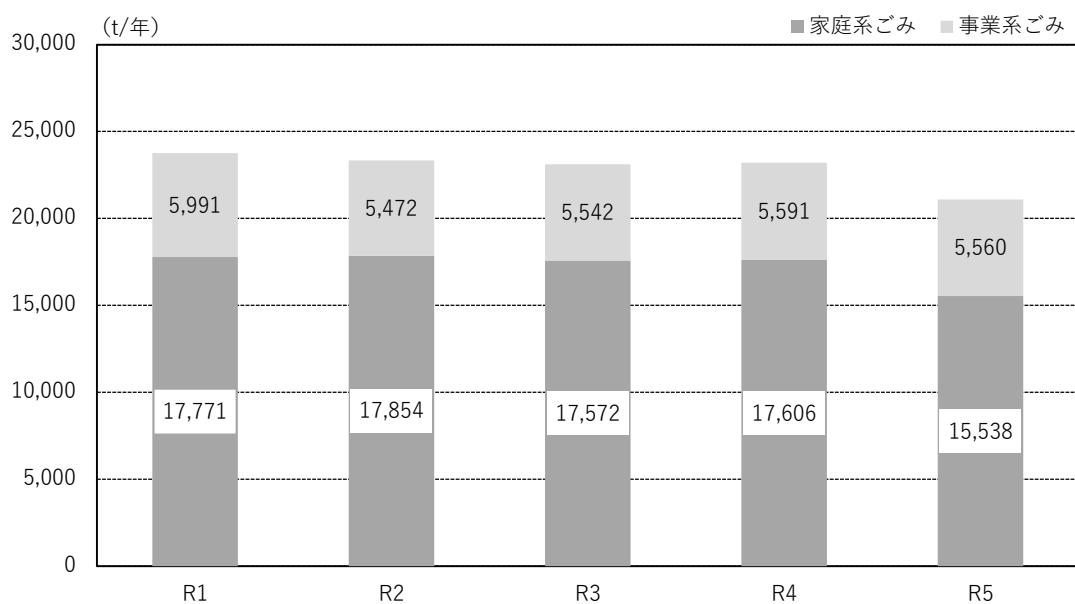
本組合圏域の燃えるごみの排出量の実績を表3-4-2に、燃えるごみの排出量の推移を図3-4-2に示します。

家庭系ごみ及び事業系ごみともに令和4年度までは概ね横ばいで推移しています。

◆表 3-4-2 燃えるごみ排出量の実績

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	t/年	17,771	17,854	17,572	17,606	15,538
玉名市	t/年	11,276	11,284	11,088	11,152	10,207
玉東町	t/年	727	754	750	764	745
南関町	t/年	1,417	1,402	1,349	1,335	1,016
長洲町	t/年	2,900	2,980	2,900	2,905	2,455
和水町	t/年	1,451	1,434	1,485	1,450	1,115
事業系ごみ	t/年	5,991	5,472	5,542	5,591	5,560
玉名市	t/年	3,943	3,611	3,549	3,630	3,659
玉東町	t/年	216	169	223	222	243
南関町	t/年	638	596	664	611	603
長洲町	t/年	740	707	677	706	633
和水町	t/年	454	389	429	422	422
合計	t/年	23,762	23,326	23,114	23,197	21,098

◆図 3-4-2 燃えるごみ排出量の推移



(2) 燃えないごみ

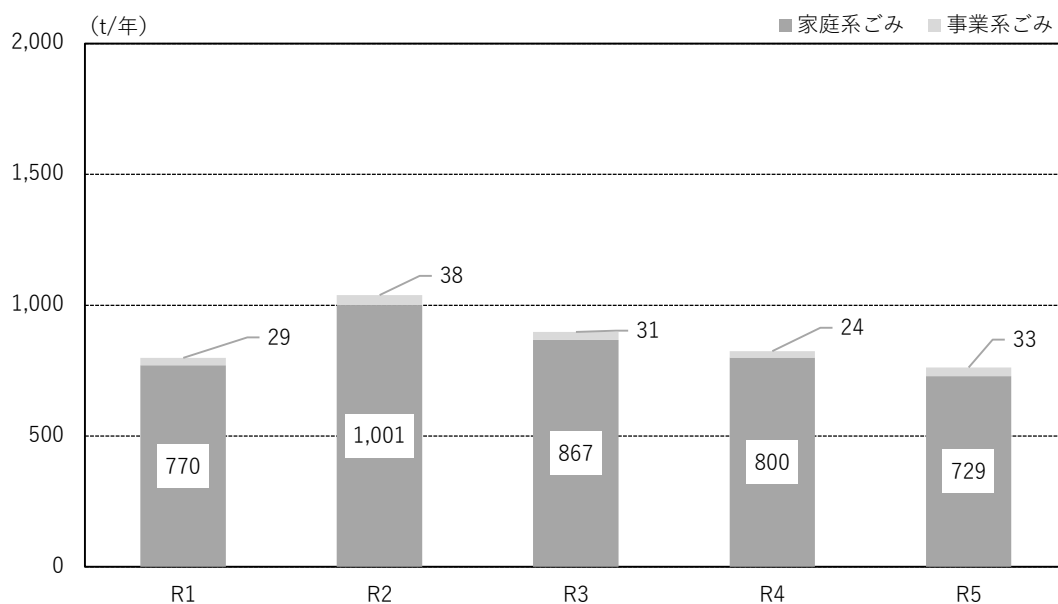
本組合圏域の燃えないごみの排出量の実績を表3-4-3に、燃えないごみの排出量の推移を図3-4-3に示します。

家庭系ごみは令和2年度に増加しましたが、令和2年度を境に減少傾向となっており、事業系ごみはほぼ横ばいで推移しています。

◆表 3-4-3 燃えないごみ排出量の実績

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	t/年	770	1,001	867	800	729
玉名市	t/年	475	618	535	489	443
玉東町	t/年	72	86	77	70	65
南関町	t/年	54	75	55	52	54
長洲町	t/年	106	143	129	119	101
和水町	t/年	63	79	71	70	66
事業系ごみ	t/年	29	38	31	24	33
玉名市	t/年	17	26	18	12	14
玉東町	t/年	2	2	1	2	1
南関町	t/年	4	5	5	6	8
長洲町	t/年	4	3	3	1	4
和水町	t/年	2	2	4	3	6
合計	t/年	799	1,039	898	824	762

◆図 3-4-3 燃えないごみ排出量の推移



(3) 粗大ごみ

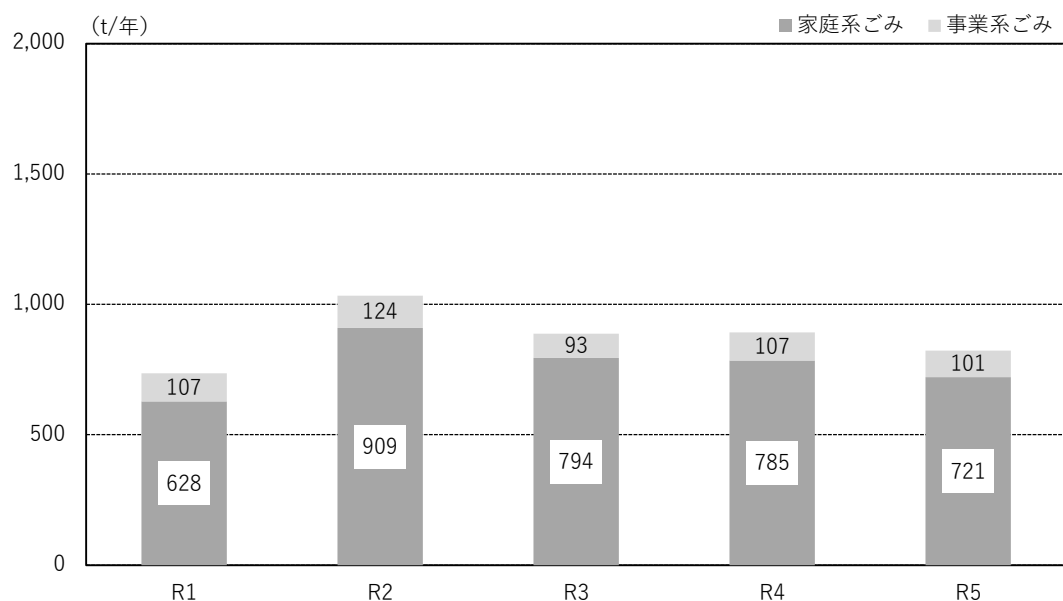
本組合圏域の粗大ごみの排出量の実績を表3-4-4に、粗大ごみの排出量の推移を図3-4-4に示します。

家庭系ごみは令和2年度に増加しましたが、令和2年度を境に減少傾向となっておりま
す。また、事業系ごみは令和2年度に増加していますが、令和3年度以降はほぼ横ばい
で推移しています。

◆表 3-4-4 粗大ごみ排出量の実績

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	t/年	628	909	794	785	721
玉名市	t/年	409	556	489	500	466
玉東町	t/年	29	57	42	39	35
南関町	t/年	42	67	61	50	49
長洲町	t/年	119	170	142	144	120
和水町	t/年	29	59	60	52	51
事業系ごみ	t/年	107	124	93	107	101
玉名市	t/年	80	96	70	76	73
玉東町	t/年	3	5	3	8	3
南関町	t/年	4	7	2	2	2
長洲町	t/年	9	10	11	12	12
和水町	t/年	11	6	7	9	11
合計	t/年	735	1,033	887	892	822

◆図 3-4-4 粗大ごみ排出量の推移



(4) 有害ごみ

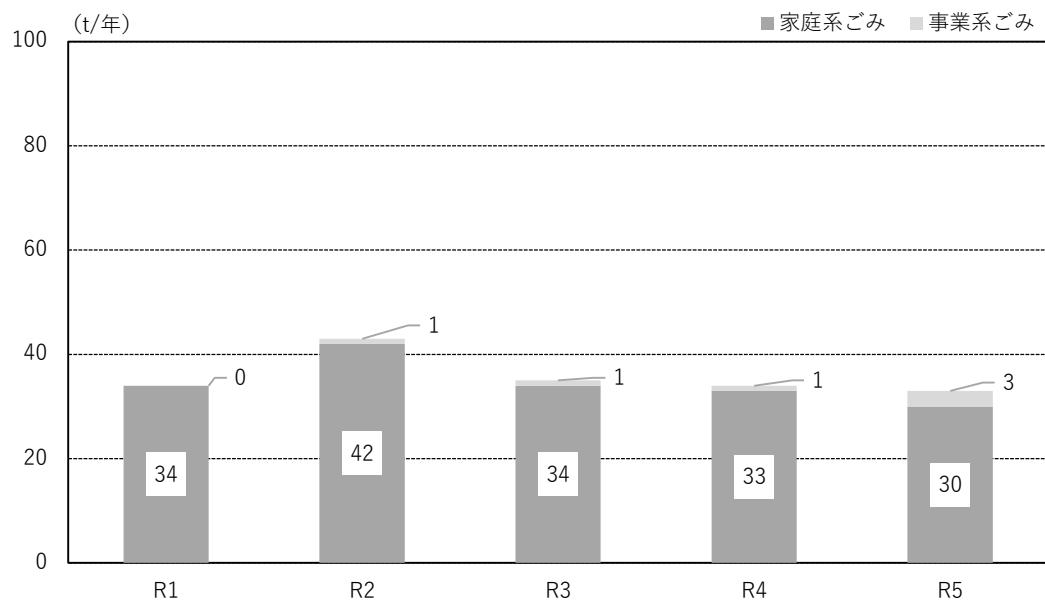
本組合圏域の有害ごみの排出量の実績を表3-4-5に、有害ごみの排出量の推移を図3-4-5に示します。

有害ごみは、家庭系及び事業系ともにほぼ横ばいで推移しています。

◆表 3-4-5 有害ごみ排出量の実績

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	t/年	34	42	34	33	30
玉名市	t/年	19	25	19	18	16
玉東町	t/年	2	2	2	2	2
南関町	t/年	4	4	4	4	4
長洲町	t/年	5	6	5	5	4
和水町	t/年	4	5	4	4	4
事業系ごみ	t/年	0	1	1	1	3
玉名市	t/年	0	1	1	1	3
玉東町	t/年	0	0	0	0	0
南関町	t/年	0	0	0	0	0
長洲町	t/年	0	0	0	0	0
和水町	t/年	0	0	0	0	0
合計	t/年	34	43	35	34	33

◆図 3-4-5 有害ごみ排出量の推移



(5) 資源ごみ

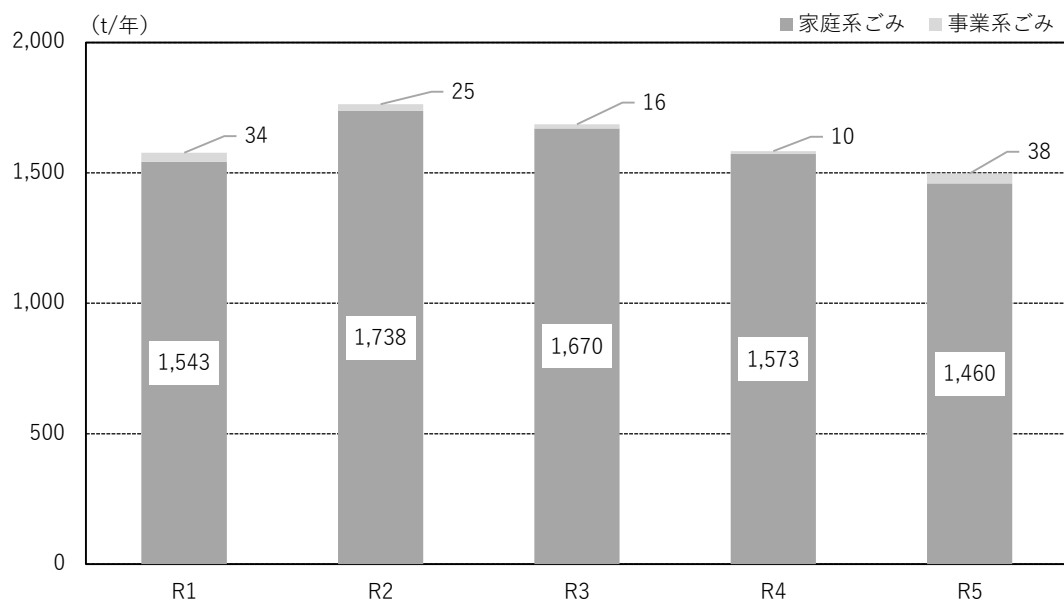
本組合圏域の資源ごみの排出量の実績を表3-4-6に、資源ごみの排出量の推移を図3-4-6に示します。

家庭系ごみは令和2年度に増加しましたが、令和2年度を境に減少傾向となっています。また、事業系ごみは令和3年度及び4年度は減少しているものの、概ね横ばいで推移しています。

◆表 3-4-6 資源ごみ排出量の実績

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	t/年	1,543	1,738	1,670	1,573	1,460
玉名市	t/年	1,085	1,230	1,167	1,105	1,012
玉東町	t/年	36	39	46	42	40
南関町	t/年	100	102	106	96	96
長洲町	t/年	200	225	218	203	194
和水町	t/年	122	142	133	127	118
事業系ごみ	t/年	34	25	16	10	38
玉名市	t/年	13	10	11	7	35
玉東町	t/年	1	1	0	0	0
南関町	t/年	14	11	2	1	0
長洲町	t/年	1	1	1	1	2
和水町	t/年	5	2	2	1	1
合計	t/年	1,577	1,763	1,686	1,583	1,498

◆図 3-4-6 資源ごみ排出量の推移



第5節 廃棄物処理施設の概要

1. 廃棄物処理施設の位置

本組合圏域が管理する各廃棄物処理施設の位置は、図3-5-1に示すとおりです。

東部環境センターは、玉東町中央部西側（新幹線高架沿い）に位置しており、クリーンパークファイブは、長洲町の南側有明海沿いに位置しています。

◆図 3-5-1 各施設の位置



2. 廃棄物処理施設の概要

(1) ごみ焼却施設の概要

ア 東部環境センター（ごみ焼却施設）

東部環境センターの施設概要を表3-5-1、外観写真を図3-5-2に示します。

本施設は平成11年3月に竣工後、平成26～28年度に基幹的設備改良工事を実施し、1日24時間運転（全連続式）に変更するとともに、焼却処理による廃熱を利用した発電設備を設ける工事を行っています。

◆表 3-5-1 東部環境センター（ごみ焼却施設）

項目	概要
施設名称	東部環境センター
所在地	熊本県玉名郡玉東町大字木葉386番地
敷地面積	9,800㎡ (資源粗大処理施設・リサイクルプラザ・ストックヤード棟含む)
処理能力	【竣工時】 70t/16h (35t/16h×2基)
	【基幹的設備改良工事後】 98t/24h (49t/24h×2基)
竣工年月	【竣工時】 平成11年3月20日
	【基幹的設備改良工事】 平成29年3月17日
設計・施工	カナデビア株式会社（旧：日立造船株式会社）

◆図 3-5-2 東部環境センター（ごみ焼却施設・資源粗大処理施設）外観写真



イ クリーンパークファイブ

クリーンパークファイブの施設概要を表3-5-2、外観写真を図3-5-3に示します。

本施設は平成18年5月に竣工していますが、令和4年4月から東部環境センターと同様に、環境省の交付金を活用し、基幹的設備改良工事を実施しています。

◆表 3-5-2 クリーンパークファイブ（ごみ焼却施設）

項目	概要
施設名称	クリーンパークファイブ
所在地	熊本県玉名郡長洲町大字名石浜42番地1
敷地面積	23,645.07㎡ (リサイクルプラザファイブ・ストックヤード棟含む)
処理能力	50t/24h (25t/24h×2基)
竣工年月	【竣工時】 平成18年5月
	【基幹的設備改良工事】 令和8年度（予定）
設計・施工	【竣工時】 日立・間特定建設工事共同企業体
	【基幹的設備改良工事】 カナデビア株式会社（旧：日立造船株式会社）

◆図 3-5-3 クリーンパークファイブ（ごみ焼却施設）外観写真



(2) 資源化施設の概要

ア 東部環境センター（資源粗大処理施設）

東部環境センターの施設概要を表3-5-3に示します。（※外観写真は図3-5-2参照）

資源粗大処理施設は、竣工以降、定期的な点検補修工事は行っていますが、大規模な補修工事は実施していません。

◆表 3-5-3 東部環境センター（資源粗大処理施設）

項目	概要
施設名称	東部環境センター（資源粗大処理施設）
所在地	熊本県玉名郡玉東町大字木葉386番地
処理能力	16t/5h
竣工年月	平成11年3月20日
設計・施工	カナデビア株式会社（旧：日立造船株式会社）

イ リサイクルプラザファイブ（リサイクル施設）

クリーンパークファイブの施設概要を表3-5-4、外観写真を図3-5-4に示します。

リサイクルプラザファイブは、竣工（平成18年4月）以降、定期的な点検補修工事を行っています、大規模な補修工事は実施していません。

◆表 3-5-4 リサイクルプラザファイブ（リサイクル施設）

項目	概要
施設名称	リサイクルプラザファイブ
所在地	熊本県玉名郡長洲町大字名石浜42番地1
処理能力	5t/5h（不燃物・不燃性粗大ごみ） 4.468t/5h（資源ごみ）
竣工年月	平成18年4月
設計・施工	大成建設株式会社 九州支店

◆図 3-5-4 リサイクルプラザファイブ（リサイクル施設）外観写真



(3) 最終処分場施設の概要

ア 東部環境センター（最終処分場）

東部環境センターの施設概要を表3-5-5、外観写真を図3-5-5に示します。

最終処分場は、竣工以降、平成20年度に1回目の嵩上げ工事を、平成27年度に2回目の嵩上げ工事を実施し、設計当初通りの計画で進んでいます。

◆表 3-5-5 東部環境センター（最終処分場）

項目	概要
施設名称	東部環境センター（最終処分場）
所在地	熊本県玉名郡玉東町大字木葉228番地
埋立面積	7,100㎡
埋立容量	79,500㎡
竣工年度	【竣工時】 平成12年4月
	【第1回目嵩上げ】 平成20年度
	【第2回目嵩上げ】 平成27年度
埋立対象物	焼却残渣、不燃ごみ、覆土

◆図 3-5-5 東部環境センター（最終処分場・浸出水処理施設）外観写真



第6節 ごみの焼却量及び処理率

1. 東部環境センター

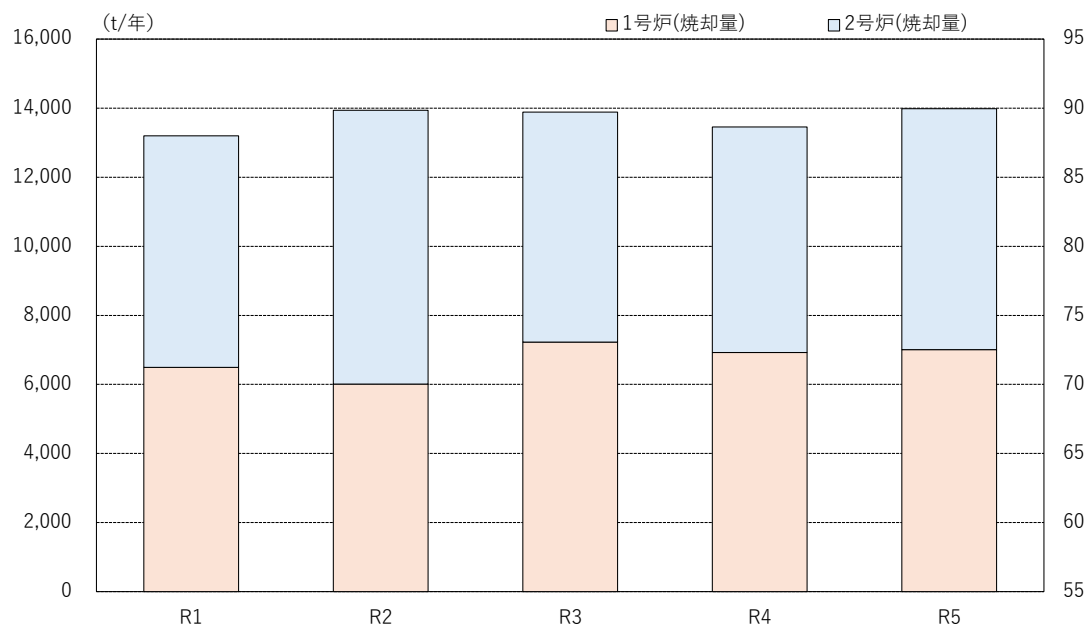
東部環境センターの炉毎のごみの焼却量の実績及び推移は、表3-6-1及び図3-6-1に示すとおりです。

総焼却量は、概ね横ばいで推移しており、1号炉は6,011～7,225t/年、2号炉は6,532～7,932t/年の範囲で推移しています。

◆表 3-6-1 ごみの焼却量実績

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
総焼却量	t/年	13,200	13,943	13,889	13,459	13,989
1号炉	t/年	6,497	6,011	7,225	6,927	7,009
2号炉	t/年	6,703	7,932	6,664	6,532	6,979
総稼働時間	h/年	8,805	9,054	9,063	9,072	10,277
1号炉	h/年	4,308	3,852	4,615	4,565	5,003
2号炉	h/年	4,498	5,203	4,447	4,507	5,274
総時間平均焼却量	kg/h	2,998	3,086	3,064	2,966	2,724
1号炉	kg/h	1,508	1,561	1,565	1,517	1,401
2号炉	kg/h	1,490	1,525	1,499	1,449	1,323
総計画処理量	kg/h	4,083	4,083	4,083	4,083	4,083
1号炉	kg/h	2,042	2,042	2,042	2,042	2,042
2号炉	kg/h	2,042	2,042	2,042	2,042	2,042

◆図 3-6-1 ごみの焼却量推移



2. クリーンパークファイブ

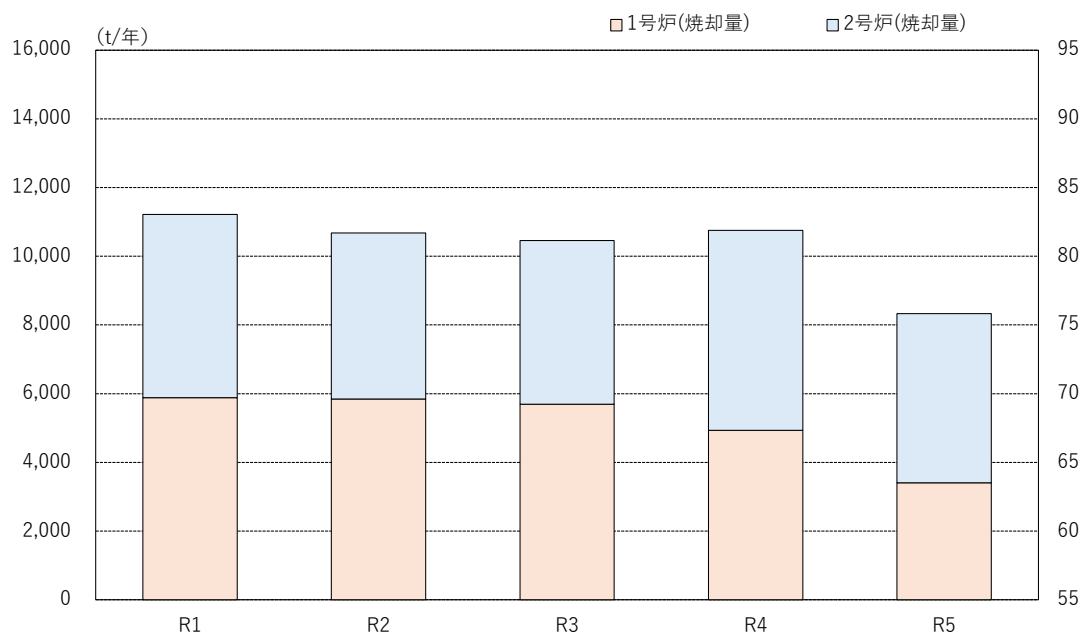
クリーンパークファイブの炉毎のごみの焼却量の実績及び推移は、表3-6-2及び図3-6-2に示すとおりです。

総焼却量は令和3年度までは減少していましたが、令和4年度で増加し、令和5年度では再度減少しています。

◆表 3-6-2 ごみの焼却量実績

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
総焼却量	t/年	11,220	10,680	10,457	10,751	8,328
1号炉	t/年	5,883	5,843	5,690	4,930	3,404
2号炉	t/年	5,337	4,837	4,768	5,821	4,924
総稼働時間	h/年	12,292	11,980	11,217	12,601	9,478
1号炉	h/年	6,266	6,389	6,309	5,764	3,729
2号炉	h/年	6,026	5,591	4,908	6,836	5,748
総時間平均焼却量	kg/h	1,825	1,779	1,873	1,706	1,770
1号炉	kg/h	939	914	902	855	913
2号炉	kg/h	886	865	971	851	857
総計画処理量	kg/h	2,083	2,083	2,083	2,083	2,083
1号炉	kg/h	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042
2号炉	kg/h	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042

◆図 3-6-2 ごみの焼却量推移



第7節 資源化量及び最終処分量

1. 資源化量及びリサイクル率

本組合圏域のリサイクル率及び最終処分量は、表3-7-1に示すとおりです。

資源化量は令和2年度は増加しましたが、令和2年度を境に減少しています。

リサイクル率は過去5年間に於いて14.4～16.7%の間で推移しており、令和5年度のリサイクル率は、令和元年度と比較すると0.5%増加しています。

◆表 3-7-1 資源化量及びリサイクル率

項目		単位	R1	R2	R3	R4	R5
資源化量	玉名市	t/年	2,432	2,856	2,592	2,467	2,258
	玉東町	t/年	145	192	171	163	146
	南関町	t/年	337	376	341	315	293
	長洲町	t/年	651	754	698	680	591
	和水町	t/年	343	391	382	366	333
	合計	t/年	3,908	4,569	4,184	3,991	3,621
総ごみ排出量		t/年	27,068	27,339	26,748	26,633	24,293
リサイクル率		%	14.4	16.7	15.6	15.0	14.9

2. 最終処分量及び最終処分率

本組合圏域の最終処分量及び最終処分率は、表3-7-2に示すとおりです。

最終処分量は令和2年度は増加しましたが、令和2年度を境に減少しています。

最終処分率は過去5年間に於いて5.2～8.2%の間で推移しており、令和5年度の最終処分率は、令和元年度と比較すると2.6%減少しています。

◆表 3-7-2 最終処分量及び最終処分率

項目		単位	R1	R2	R3	R4	R5
最終処分量	玉名市	t/年	1,939	2,052	1,937	1,801	1,154
	玉東町	t/年	174	187	184	172	117
	南関町	t/年	0	0	0	0	0
	長洲町	t/年	0	0	0	0	0
	和水町	t/年	0	0	0	0	0
	合計	t/年	2,113	2,239	2,121	1,973	1,271
総ごみ排出量		t/年	27,068	27,339	26,748	26,633	24,293
最終処分率		%	7.8	8.2	7.9	7.4	5.2

3. その他の資源化施策

(1) 廃油回収量

本組合圏域の廃油回収量は、表3-7-3に示すとおりです。

玉東町は1,264～1,754Lの範囲で、南関町は2,671～2,970Lの範囲で、長洲町は927～1,289Lの範囲で回収できています。

◆表 3-7-3 廃油回収量

自治体名	単位	R1	R2	R3	R4	R5
玉東町	L	1,754	1,640	1,500	1,400	1,264
南関町	L	2,671	2,950	2,970	2,676	2,917
長洲町	L	1,189	927	1,071	1,122	1,289

(2) コンポスト設置に関する補助件数

本組合圏域のコンポスト設置に関する補助件数は、表3-7-4に示すとおりです。

玉東町は0～1件/年、南関町は1～3件/年、長洲町は3～6件/年となっており、長洲町は他の町と比べるとコンポスト設置件数が多くなっています。

◆表 3-7-4 コンポスト設置に関する補助件数

単位：件						
自治体名	R1	R2	R3	R4	R5	合計
玉東町	1	0	1	1	0	3
南関町	1	3	1	1	2	8
長洲町	3	4	3	4	6	20

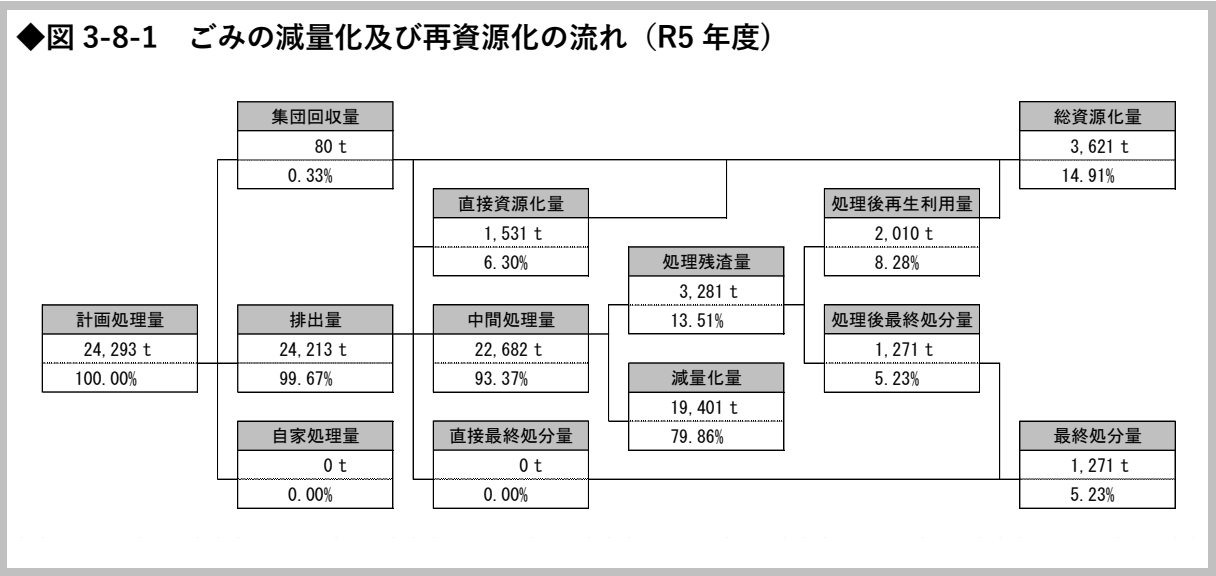
第8節 ごみの減量化及び再資源化のまとめ

本組合圏域内より排出されるごみの減量化及び再資源化の流れを、図3-8-1に示します。

総排出量は、集団回収量も含めて24,293tであり、再生利用される「総資源化量」は3,621t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量）÷計画処理量）は14.91%となっています。

中間処理による減量化量は19,401tであり、計画処理量の概ね79.86%が減量化されています。また、総排出量の5.23%に当たる1,271tが埋立処分されています。

◆図 3-8-1 ごみの減量化及び再資源化の流れ（R5 年度）



第9節 維持管理

1. 東部環境センター

東部環境センターの直近5ヶ年の維持管理費※1は、表3-9-1及び図3-9-1に示すとおりです。

東部環境センターにおいて、維持管理費は増加傾向にありますが、この主な要因としては、修繕費が増加していることが挙げられます。

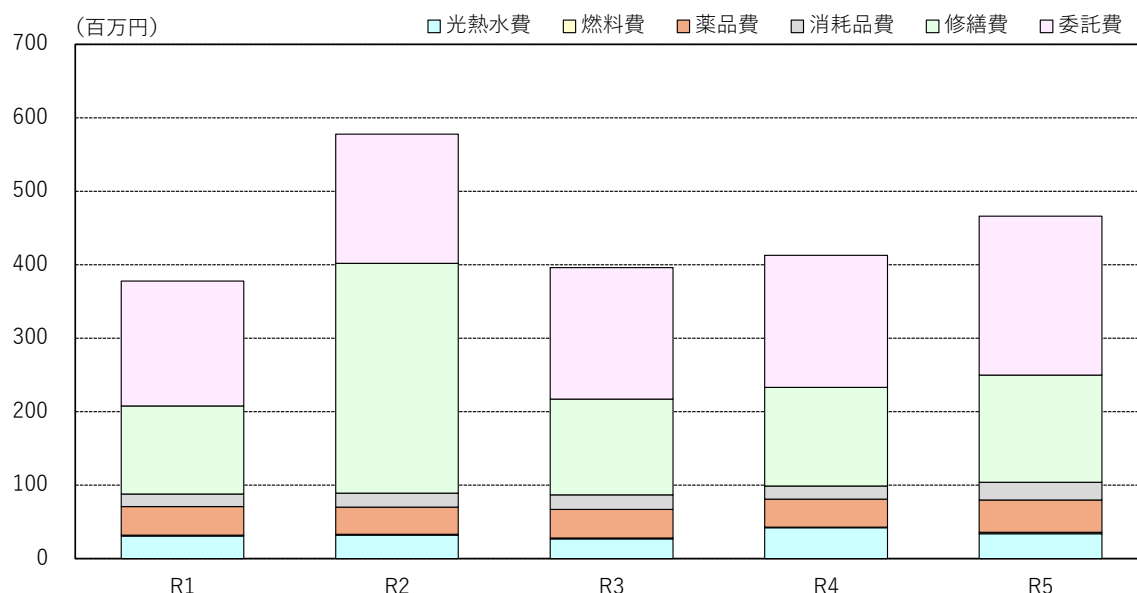
※1：維持管理費内の委託費については、焼却施設及びリサイクル施設の施設運転管理の他、各種保守点検や清掃、選別、処理委託費を計上しています。

◆表 3-9-1 維持管理費

(単位：円)

項目	R1	R2	R3	R4	R5
光熱水費	30,795,545	32,479,862	26,640,209	41,719,845	34,150,635
燃料費	1,206,946	920,756	1,075,700	1,354,403	2,354,590
薬品費	39,087,926	36,933,575	38,830,912	37,518,428	44,168,766
消耗品費	16,553,191	19,036,971	19,791,507	18,005,209	23,944,274
修繕費	119,659,061	313,014,881	129,848,745	133,522,580	145,880,669
委託費	169,661,366	175,708,370	178,950,160	179,784,875	216,460,090
合計	376,964,035	578,094,415	395,137,233	411,905,340	466,959,024

◆図 3-9-1 維持管理費



2. クリーンパークファイブ

クリーンパークファイブの直近5ヶ年の維持管理費^{※1}は、表3-9-2及び図3-9-2に示すとおりです。

クリーンパークファイブにおいては令和5年度は減少していますが、東部環境センターと同様に維持管理費は増加傾向にあり、修繕費の増加が主な要因となります。

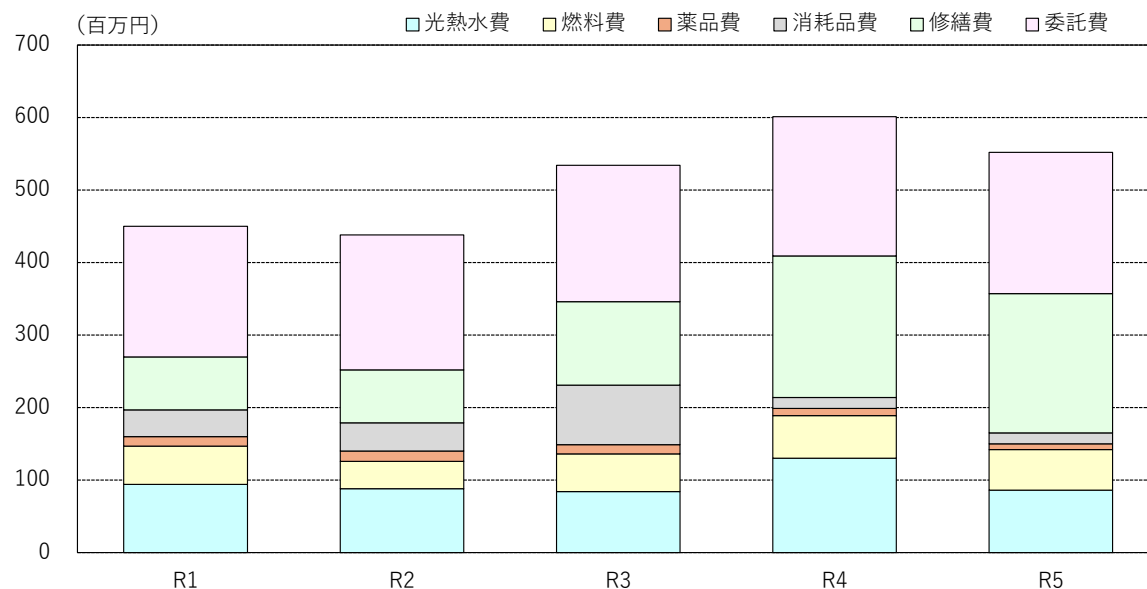
※1：維持管理費内の委託費については、焼却施設及びリサイクル施設の施設運転管理の他、各種保守点検や清掃、選別、処理委託費を計上しています。

◆表 3-9-2 維持管理費

(単位：円)

	R1	R2	R3	R4	R5
光熱水費	93,954,535	87,647,437	83,540,984	129,656,468	85,503,449
燃料費	53,357,553	38,390,493	51,996,715	59,132,736	55,501,322
薬品費	12,912,020	13,503,550	13,255,575	10,151,610	8,244,880
消耗品費	37,290,383	38,890,487	81,505,733	15,477,790	15,135,339
修繕費	72,998,742	72,589,598	115,457,882	194,512,458	191,742,762
委託費	179,842,514	185,724,097	188,477,876	192,189,653	195,388,090
合計	450,355,747	436,745,662	534,234,765	601,120,715	551,515,842

◆図 3-9-2 維持管理費



第10節 ごみの組成

1. 東部環境センター

東部環境センターの処理対象物のごみ組成は、表3-10-1に示すとおりです。

種類別組成の過去5年間平均値は、紙・布類が36.7%と最も多く、次いでビニール・合成樹脂類が25.7%、厨芥類が18.8%となっています。

◆表 3-10-1 処理対象物のごみ組成

項目		単位	R1	R2	R3	R4	R5	平均
種類別 組成	紙・布類	%	60.6	37.7	23.3	36.7	25.3	36.7
	ビニール・合成樹脂類		14.0	23.1	31.6	26.6	33.2	25.7
	木・竹・ワラ類		10.8	13.9	12.6	11.4	20.8	13.9
	厨芥類		9.6	18.7	26.8	19.4	19.5	18.8
	不燃物類		2.7	3.2	4.6	3.9	0.7	3.0
	その他		2.3	3.3	1.2	1.1	0.6	1.7

2. クリーンパークファイブ

クリーンパークファイブの処理対象物のごみ組成は、表3-10-2に示すとおりです。

種類別組成の過去5年間平均値は、紙・布類が39.5%と最も多く、次いでビニール・合成樹脂類が25.7%、厨芥類が16.3%となっています。

◆表 3-10-2 処理対象物のごみ組成

項目		単位	R1	R2	R3	R4	R5	平均
種類別 組成	紙・布類	%	59.4	41.0	30.2	37.1	30.0	39.5
	ビニール・合成樹脂類		16.9	21.2	32.9	28.1	29.4	25.7
	木・竹・ワラ類		6.8	16.1	14.6	17.4	17.0	14.4
	厨芥類		13.0	17.1	16.7	20.2	14.4	16.3
	不燃物類		2.3	2.9	3.2	8.7	0.8	3.6
	その他		1.9	1.8	2.2	2.0	1.0	1.8

第11節 ごみ処理の課題

本組合圏域の分別・排出、収集・運搬、中間処理、最終処分の各過程における課題は、次のとおりです。

1. 分別・排出

本組合圏域が所有する東部環境センター及びクリーンパークファイブの両施設とも、燃えるごみには、紙類やプラスチック類など資源化可能なごみが含まれているため、資源化率の向上のためには、更なる分別の徹底が必要となります。加えて、燃えるごみの排出量については、令和5年度の極端な減少を除けばほぼ横ばいで推移しているため、削減余地は十分にあるものと考えられます。

また、今後はプラスチック資源循環促進法に対応し、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルを進めるなど、減量化・再資源化へ向けた取組については継続して推進していく必要があります。そのため、現状のごみの分別体系や回収システムを再検討し、本組合圏域の現状に合った分別・回収システムを再構築していく必要があります。

なお、国や県が推進する広域化・集約化を考慮すると、将来的にはごみ処理施設の集約化についても視野に入れて、分別区分の見直しを行うなどの対応も必要となります。

2. 収集・運搬

収集・運搬においては、現在の収集区分及び収集運搬体制に課題はありませんが、今後プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルを進める場合や住民からのニーズを踏まえる場合などに適宜見直しを行っていく必要があります。

3. 中間処理

本組合圏域が所有するごみ処理施設は、ごみ焼却施設・リサイクル施設ともに竣工から20年前後が経過しています。特にごみ焼却施設においては、基幹の設備改良工事を実施しているものの、工事対象とならなかった箇所（土木建築設備等）については老朽化が進んでいます。両施設とも基幹の設備改良工事を実施しているものの、現在のごみ処理施設を今後も稼働していくと、修繕費は増加し、財政が逼迫することが考えられます。さらに、現在のごみ処理施設の耐用年数を考慮すると、将来的なごみ処理施設についても検討していく必要があります。

4. 最終処分

最終処分量は令和2年度以降減少傾向にあるものの、残余容量が逼迫している状況となっており、令和5年8月より、これまで全量最終処分していた焼却灰の一部を民間施設で埋立処分しています。今後はより一層の最終処分量の削減に取り組む必要があります。

なお、現処分場は適切に管理されており、浸出水処理施設においても必要に応じて点検・補修等を行っているものの、経年劣化による損傷等が確認されています。

また、浸出水処理施設は埋立完了後も浸出水の水質等が一定の基準（最終処分場の廃止基準）を満足する状態となるまで稼働させる必要があります。そのため、浸出水処理施設の各機器は、今後も維持管理のために適宜更新や補修を行う必要があります。

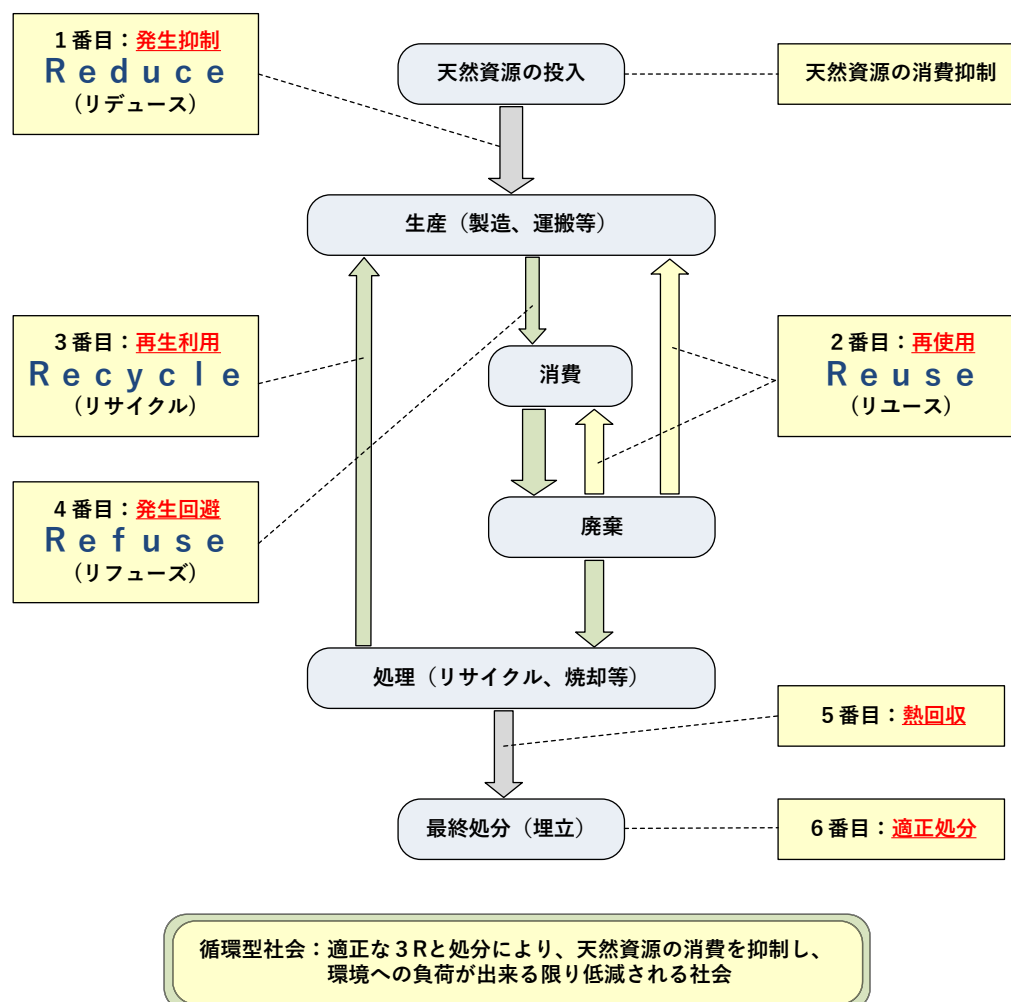
第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

本組合圏域では、循環型社会形成推進基本法（法律第110号）で定められた優先順位を踏まえて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル）の3R活動を推進するとともに、熱回収、循環利用できない廃棄物を適正に処分するというように優先順位をつけ、限りある資源とエネルギー消費の節約、循環的な利用を促進していくものとします。

そこで、本組合圏域では住民・事業者・行政の3者が協働して3R活動に取り組むことを基本に、「循環型社会の構築」を進めていくことを基本理念とします。

◆図 4-1-1 循環型社会に向けた処理の優先順位（環境白書より）



出典：環境白書

第2節 ごみ発生量及び処理量の見込み

1. 将来推計の方法

将来人口の推計方法については、各市町の人口ビジョンの目標値を基に推計しており、ごみ量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示された下記の予測式をもとに推計を行っています。

なお、原則として人口は過去10年間（平成26年度～令和5年度）の実績値、ごみ量は過去5年間（令和元年度～令和5年度）の実績値を基本として推計しています。

【予測式】

◆一次傾向線	: $y = a \cdot x + b$
◆二次傾向線	: $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$
◆一次指数曲線	: $y = a \cdot b^x$
◆べき乗曲線(ハイオーダー法)	: $y = a \cdot x^b$
◆対数曲線	: $y = a \cdot \ln(x) + b$

【備考】

x	: 変数
y	: 基本年度からx年後の推計値
a, b, c	: 最小二乗法により求められる定数

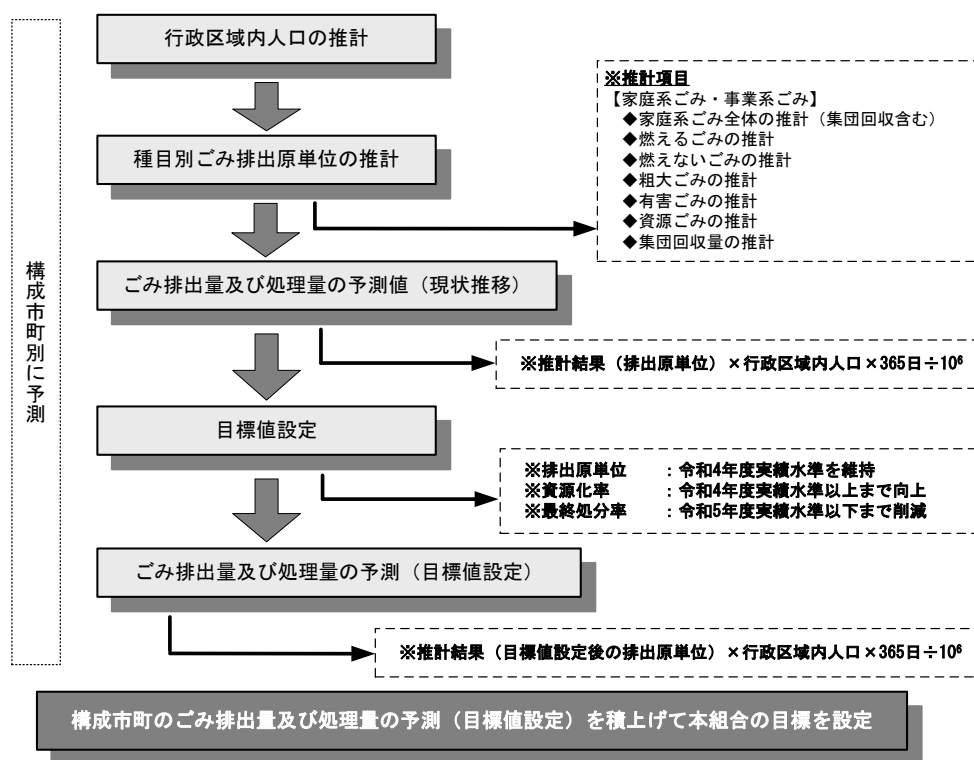
2. 減量化及び資源化に関する目標値の設定

(1) 推計方法

ごみ排出量等の将来推計方法を図4-2-1に示します。

なお、本計画の目標年次は令和6年から15年後の令和21年度とし、令和11年度及び16年度を中間目標年度として設けることとしています。

◆図4-2-1 将来推計方法



(2) 本組合圏域におけるごみ排出量の推計結果

本組合圏域における将来の行政区域内人口及びごみ量の現状推計結果を表 4-2-1、図 4-2-2 に示します。

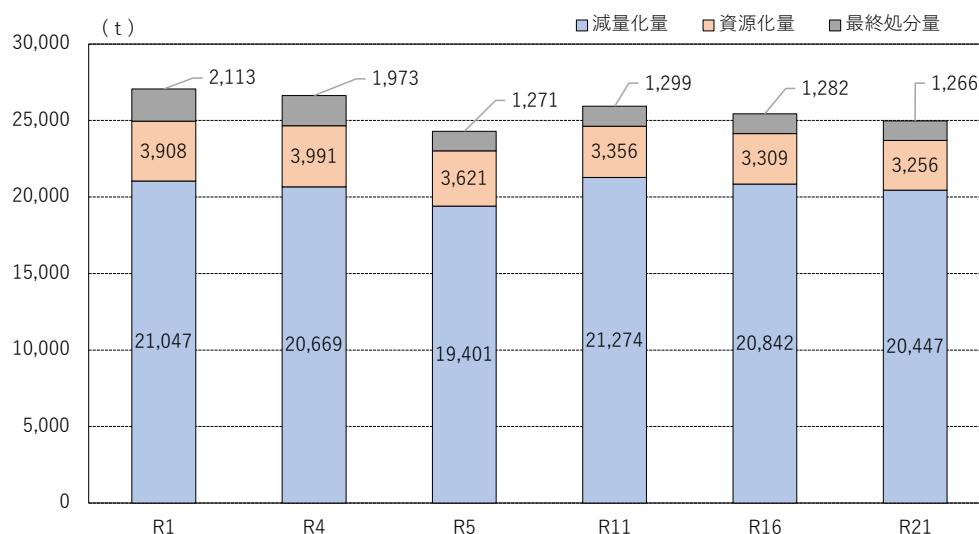
本組合圏域における将来人口は、過去5年間の推移と同様、少子高齢化により減少傾向となっています。また、ごみの総排出量については、令和6年度は令和4年度と同程度まで増加することが考えられますが、令和6年度以降は人口減少に伴い、ごみ排出量に減少していくことが予測されます。

しかしながら、人口の減少数に比べて、ごみの排出量は減少量が少ないため、排出原単位は増加していく傾向となっており、計画目標年度の令和21年度では764g/人日となる見込みとなっています。

◆表 4-2-1 現状推計の結果

項目	単位	実績			中間目標年度		目標年度
		R1	R4	R5	R11	R16	R21
行政区域内人口	人	106,398	102,515	101,383	96,770	93,023	89,276
総排出量	t/年	27,068	26,633	24,293	25,929	25,433	24,969
家庭系ごみ (集団回収量含)	t/年	20,907	20,900	18,558	20,007	19,391	18,821
事業系ごみ	t/年	6,161	5,733	5,735	5,922	6,042	6,148
総資源化量	t/年	3,908	3,991	3,621	3,356	3,309	3,256
資源化率	%	14.4	15.0	14.9	12.9	13.0	13.0
最終処分量	t/年	2,113	1,973	1,271	1,299	1,282	1,266
最終処分率	%	7.8	7.4	5.2	5.0	5.0	5.1
減量化量	t/年	21,047	20,669	19,401	21,274	20,842	20,447
排出原単位	g/人日	695	712	655	734	749	764
家庭系	g/人日	537	559	500	566	571	576
事業系	g/人日	158	153	155	168	178	188

◆図 4-2-2 現状推計の推移



(3) 目標達成後の姿

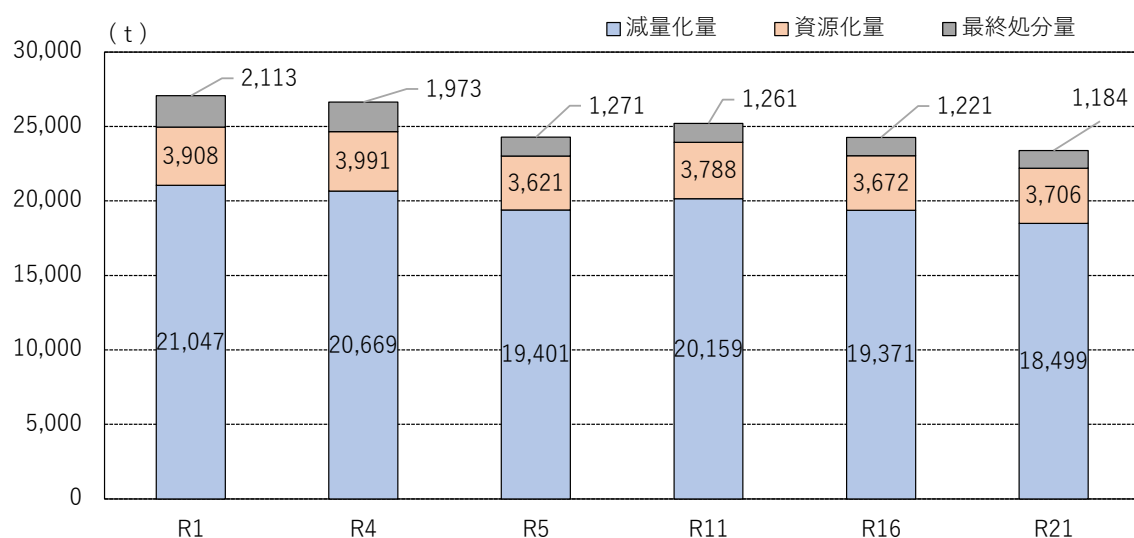
過去 5 年間の実績を基にした減量目標達成後の推計結果を表 4-2-2、図 4-2-3 に示します。現状推計では、ごみ排出量は減少しますが、ごみ排出原単位は増加傾向となりました。そのため、本計画における目標値の設定は、本組合圏域内の市町の各種施策状況などを踏まえ、ごみ排出原単位は現状水準を維持することとします。なお、令和 5 年度は、ごみ排出量が過去年度と比べて減少しており、令和 4 年度までの傾向と異なるため、令和 5 年度の値を除き、令和 4 年度実績水準（排出原単位）を維持することとします。

よって、計画目標年度である令和 21 年度における排出原単位は、図 4-2-4 に示すとおり、現状推計から 49g/人日削減した 715g/人日を目標値として設定します。

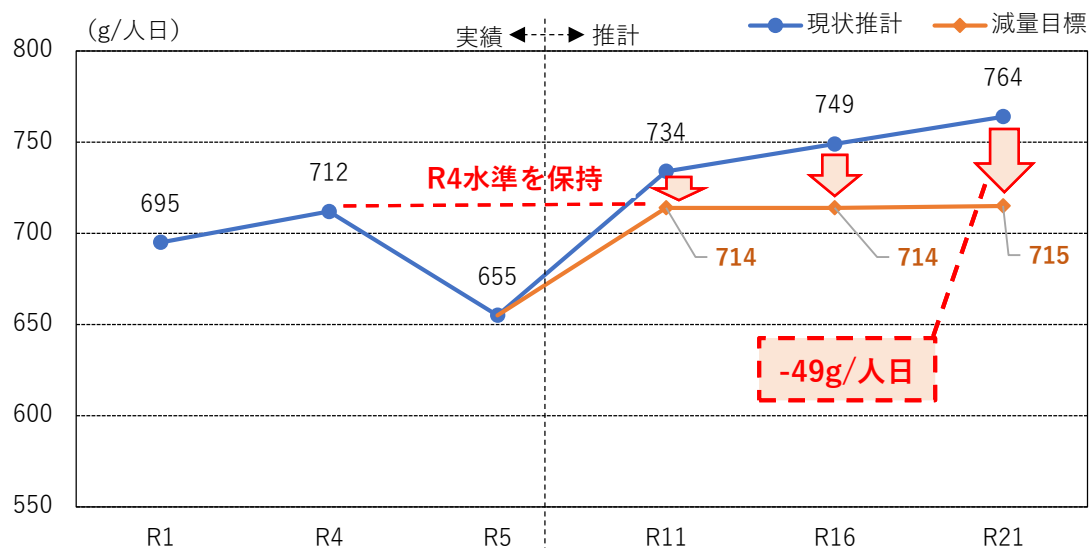
◆表 4-2-2 減量目標達成後の推計結果

項目	単位	実績			中間目標年度		目標年度
		R1	R4	R5	R11	R16	R21
行政区域内人口	人	106,398	102,515	101,383	96,770	93,023	89,276
総排出量	t/年	27,068	26,633	24,293	25,208	24,264	23,389
家庭系ごみ (集団回収量含)	t/年	20,907	20,900	18,558	19,534	18,623	17,758
事業系ごみ	t/年	6,161	5,733	5,735	5,674	5,641	5,631
総資源化量	t/年	3,908	3,991	3,621	3,788	3,672	3,706
資源化率	%	14.4	15.0	14.9	15.0	15.1	15.8
最終処分量	t/年	2,113	1,973	1,271	1,261	1,221	1,184
最終処分率	%	7.8	7.4	5.2	5.0	5.0	5.1
減量化量	t/年	21,047	20,669	19,401	20,159	19,371	18,499
排出原単位	g/人日	695	712	655	714	714	715
家庭系	g/人日	537	559	500	553	548	543
事業系	g/人日	158	153	155	161	166	172

◆図 4-2-3 減量目標達成後の推計結果の推移



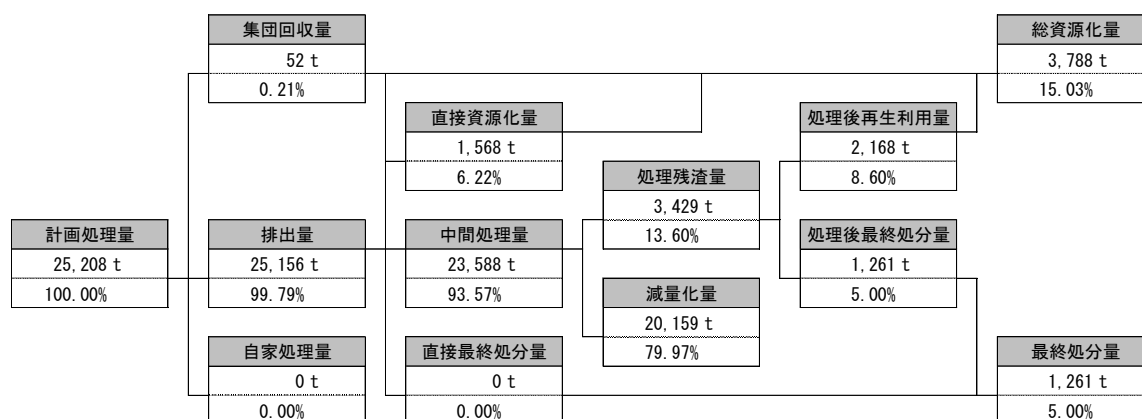
◆図 4-2-4 現状推計と減量目標達成後の排出原単位



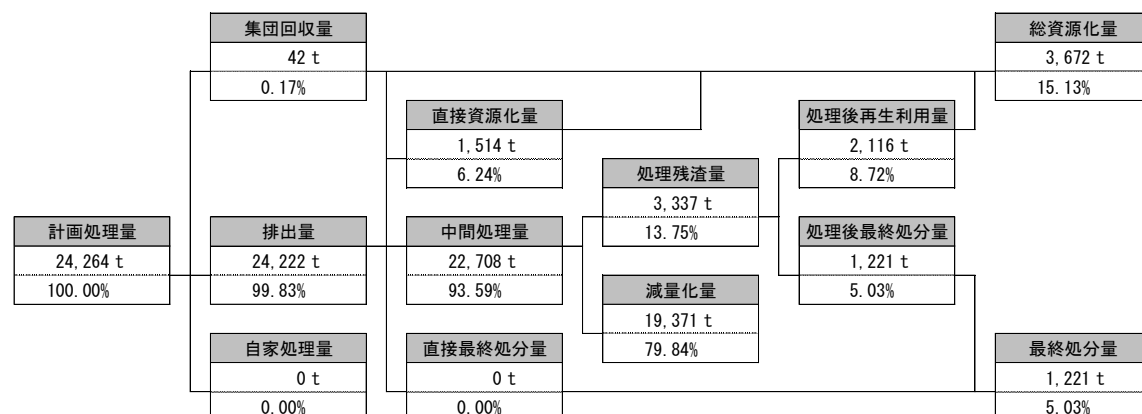
※R5は過去年度と比較すると大きく減少しており、R4までの増加傾向と異なります。

そのため、R5の値は除外し、R4の排出原単位の水準を保持する目標設定としています。

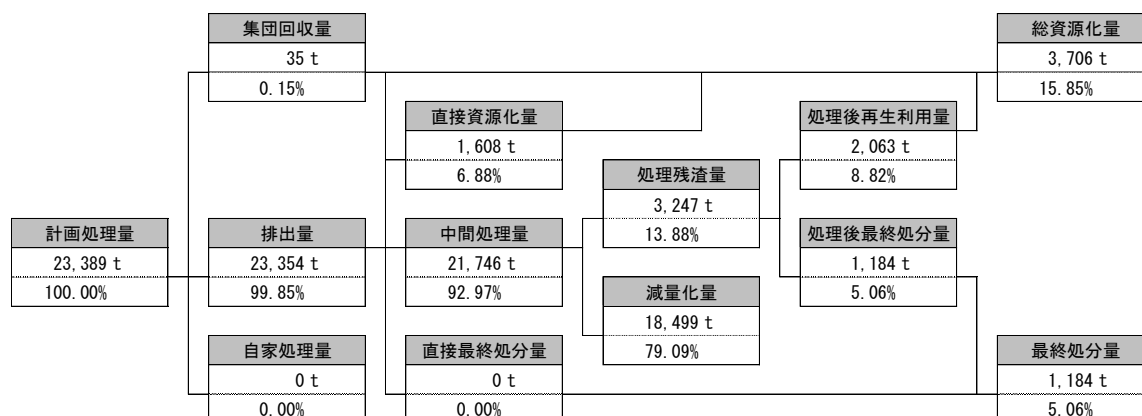
◆図 4-2-5 目標達成後の処理フロー（令和 11 年度：中間目標年度）



◆図 4-2-6 目標達成後の処理フロー（令和 16 年度：中間目標年度）



◆図 4-2-7 目標達成後の処理フロー（令和 21 年度：最終目標年度）

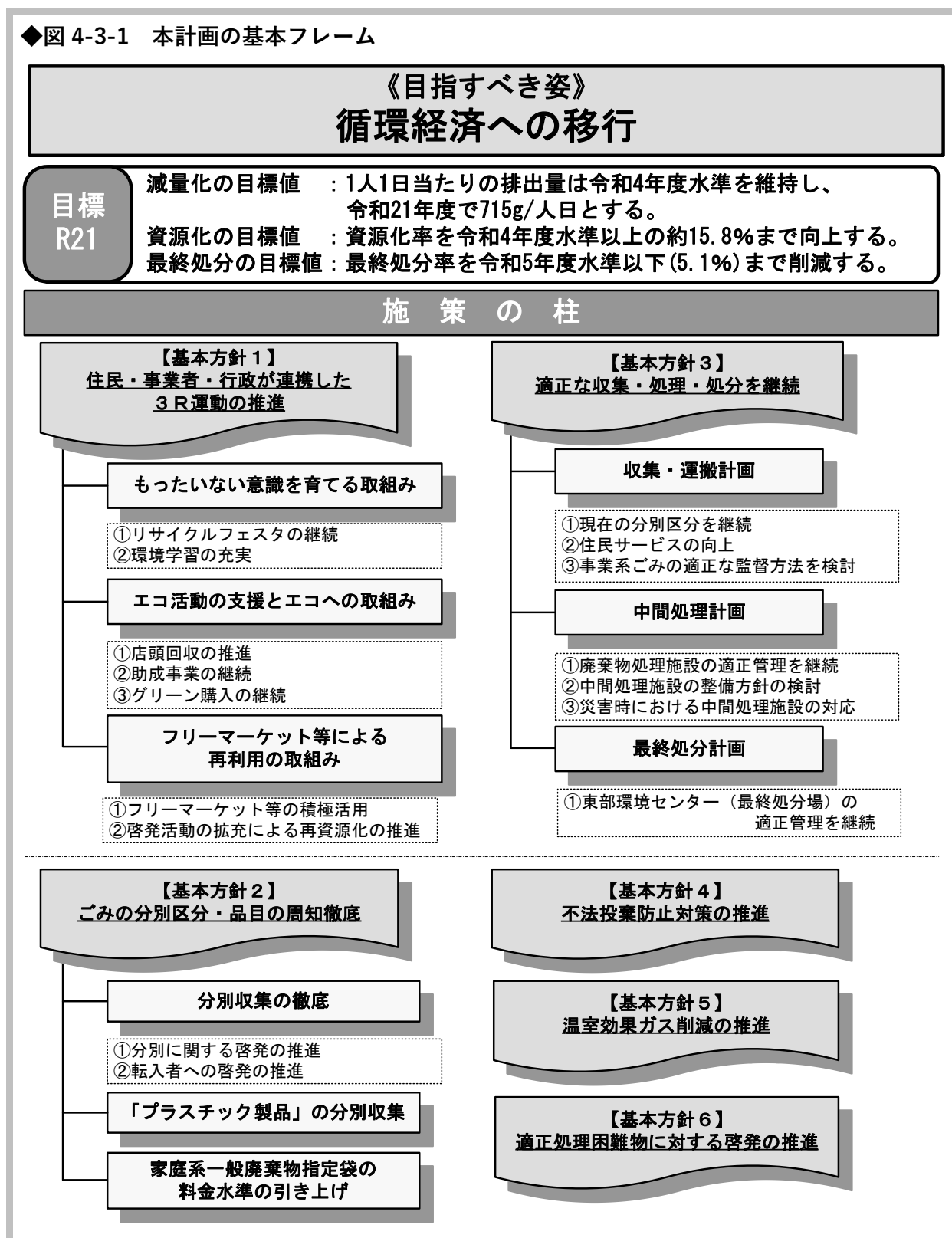


第3節 ごみの減量化・資源化に向けた基本方針

本組合圏域では、前述したごみの減量化や資源化を推進していくために、今後実施または検討を進める施策の基本フレームについて図4-3-1に示します。

なお、目指すべき姿については、国が推進する持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用することが重要であると考え、「循環経済への移行」としました。

◆図4-3-1 本計画の基本フレーム



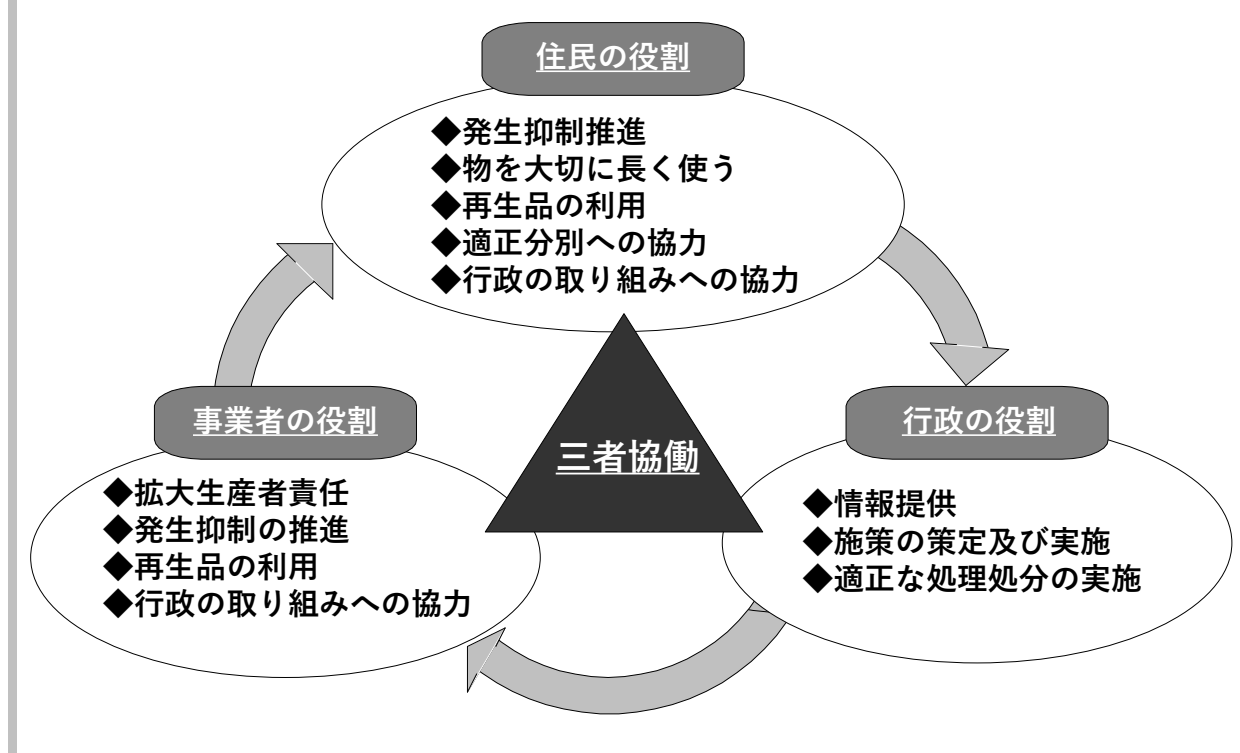
基本方針1：住民・事業者・行政が連携した 3R 運動の推進

ごみの減量化・資源化に向けた基本方針1として「住民・事業者・行政が連携した3Rの推進」を掲げます。

ごみの発生・排出削減の目標を達成するためには、住民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要となります。

こうした連携を深めていくためには、消費者である住民は一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、事業者は資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、行政は様々な角度から住民、事業者の取り組みを支援していくという行動を、3者協働により実施しつつ、循環型社会の構築に努めていかなければなりません。

◆図 4-3-2 ごみ発生・排出削減における住民・事業者・行政の役割と連携



本組合圏域では、基本方針1を踏まえ、以下に示すごみ排出抑制・再資源化施策を推進するものとし、住民への啓発を実施し浸透を図っていくものとします。

(1) もったいない意識を育てる取組み

ア リサイクルフェスタの継続

本組合圏域では、リサイクル体験などの各種展示コーナーを設置するなど、住民に環境問題に対して興味を持ってもらうと同時に、現在のライフスタイルの見直し、環境問題への積極的な取り組みについて啓発する活動として毎年環境フェスタを開催しています。

本年度も令和6年10月6日にクリーンパークファイブ環境フェスタ2024を、10月26日に東部リサイクルフェスタ2024を開催しました。

あわせて、第1リサイクル工房及び第2リサイクル工房において実施しているクリーンパークファイブミニフェスタにおいても再利用品の修復、展示、リサイクル品の提供などの住民啓発を行っており、本年度は令和6年6月9日に実施しました。

今後もこれらのリサイクルフェスタを開催することで、引き続き、住民に対して環境問題について積極的に啓発活動を継続するものとします。

◆図 4-3-3 クリーンパークファイブ環境フェスタ 2024 の様子



出典：「クリーンパークファイブ環境フェスタ2024」（有明広域行政事務組合HP）

イ 環境学習の充実

東部環境センター及びクリーンパークファイブにおいては、地域住民を対象としたリサイクルに関する各種体験講座の開設や、小学生を対象とした施設見学などを実施しており、こうした取り組みを継続していくものとします。

また、公共施設や地域社会の場において、各種イベントや副読本・ポスターなどを活用した啓発活動も実施していくものとします。

(2) エコ活動の支援とエコへの取り組み

ア 店頭回収の推進

本組合圏域においては、スーパー等で実施されているペットボトル、食品トレイ等の店頭回収を推進・拡大することを検討します。

また、マイバック持参を呼びかける取り組みを継続するとともに、レジ袋の無料配布の廃止についても検討を進めていくものとします。

イ 助成事業の継続

本組合圏域では、再生資源の集団回収を行う地域住民団体（婦人会、子供会等）に対して、回収量に応じた奨励金を交付しており、今後も継続するものとします。

また、ごみ減量化に貢献する生ごみ処理機器等の購入補助についても、今後も継続するものとします。

ウ グリーン購入の継続

エコへの取り組みの一環として、環境への負荷ができるだけ小さい商品などを優先的に購入するグリーン購入を実施していることから、今後も継続するものとします。

(3) フリーマーケット等による再利用の取り組み

ア フリーマーケット等の積極活用

リサイクルフェスタなどで開催するフリーマーケットの情報などについて、本組合圏域のホームページや構成市町ごとにチラシの配布や広報などで情報提供していることから、今後も継続するものとします。

イ 啓発活動の拡充による再資源化の推進

本組合圏域では、ごみの分別の徹底を図るために全世帯にパンフレットやカレンダーを配布しており、住民のご協力を頂いていますが、分別の徹底を図るため、今後も継続した啓発を行い、再資源化を推進していくものとします。

(4) 住民・事業者・行政の取り組み例

前述した施策について、住民・事業者・行政の3者が行っていく具体的な取り組み例を表4-3-1に示しました。

表4-3-1に示した具体的な取り組み例を参考に、それぞれが「もったいない」という意識を持ち、ごみの減量化や資源化へ取り組んでいくものとします。

◆表 4-3-1 具体的な取り組み例

住民	事業者	行政
レジ袋や過剰包装を断る。 マイバックを持参する。 詰め替え商品を選ぶ。 必要なものだけを購入する。 生ごみの水切りを行う。 マイ箸を持参する。 壊れたものも修理して使う。 裏紙を利用する。 フリーマーケットを活用する。 再利用できるものを購入する。 適正な分別を心がける。 ・・・・など	レジ袋や過剰包装をしない。 マイバック運動を PR する。 店頭回収を実施する。 自社でゴミを出さない工夫をする。 修理推奨を PR する。 裏紙を利用する。 適正な分別を心がける。 ・・・・など	住民の取り組みをサポートする。 事業者の取り組みをサポートする。 啓発活動を強化する。 環境教育を強化する。 出前講座等を継続する。 グリーン購入を継続する。 適正な分別を PR する。 集団回収に対する支援を継続する。 ・・・・など

基本方針 2：ごみの分別区分・品目の周知徹底

ごみの減量化・資源化に向けた基本方針 2 として「ごみの分別区分・品目の周知徹底」を掲げます。

資源となるごみの分別収集は、ごみの再生利用を進める上で有効な方法であり、排出者がごみを出さないようにする意識改革にも繋がることから、地域の実情に応じた方法で積極的に実施していく必要があります。

ごみの分別が徹底されなければ、施設の維持管理に係る費用が増加するとともに、資源化が困難になるなど適正処理に支障が出る恐れがあるため、資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動、圏域外からの転入者に対するごみの出し方や正しいごみの分別を徹底し、ごみ分別収集体制や住民のニーズ等を踏まえて、適宜見直しを行います。

なお、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月）及びごみ処理基本計画策定指針において、標準的な分別区分として表4-3-2に示す3種類（類型Ⅰ～Ⅲ）が整理されており、現在の本組合圏域の分別収集区分の類型は類型Ⅲに近似した分別区分となっています

◆表 4-3-2 標準的な分別収集区分

標準的な分別収集区分				現区分
類型Ⅰ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。	—
		①-2 ガラスビン		
		①-3 ペットボトル		
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
	⑥ 燃やさないごみ			
	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ			
	⑧ 粗大ごみ			
類型Ⅱ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組み合わせに留意することが必要）	—
		①-2 ガラスビン		
		①-3 ペットボトル		
		①-4 プラスチック製容器包装		
		①-5 紙製容器包装		
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	③ 小型家電			
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥ 燃やさないごみ				
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ				
⑧ 粗大ごみ				
類型Ⅲ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組み合わせに留意することが必要）	◎
		①-2 ガラスビン		◎
		①-3 ペットボトル		◎
		①-4 プラスチック製容器包装		◎
		①-5 紙製容器包装		◎
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			◎
	③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス			◎
	④ 小型家電			◎
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			◎
	⑥ 燃やさないごみ			◎
	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ			電池、蛍光管、体温計
	⑧ 粗大ごみ			◎

本組合圏域では、基本方針2を踏まえ、以下に示す分別区分・品目の周知徹底に関する施策を推進するとともに、住民への啓発を実施し浸透を図っていくものとします。

（１）分別収集の徹底

①分別に関する啓発

資源物の適正分別を進めるため、出前講座等を活用した啓発を推進します。

また、「ごみ・資源の分別ルール」（玉名市）などの住民のごみ分別の手引きとなる冊子については適宜内容の見直しを行い、ごみの分別徹底に向けた啓発を行います。

②転入者への啓発

転入者に対するごみの減量や資源物の分別徹底の周知を行うため、転入時の事務手続き時において、各市町の窓口等での啓発を推進します。

（２）「プラスチック製品」の分別収集

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年6月11日公布）が令和4年4月から施行されました。今後、本組合圏域においても、「プラスチック製品」を資源化品目に指定し、本計画の目標年度である令和21年度に向けて、現行の収集体制の見直し、分別収集を進めることで、「燃えるごみ」から「資源ごみ」へと資源循環を促進します。

（３）家庭系一般廃棄物指定袋の料金水準の引き上げ

本組合圏域の各構成市町においては、家庭系一般廃棄物指定袋の有料化を実施していますが、料金水準を見直すとともに、料金を引き上げることで、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進が期待できます。なお、料金水準の引き上げに際しては、公平性の確保などに留意する必要があります。

基本方針 3：適性な収集・処理処分を継続

ごみの減量化・資源化に向けた基本方針 3 として「適正な収集・処理処分を継続」を掲げます。なお、ごみ処理方法及び処理主体を表4-3-3に示します。

◆表 4-3-3 ごみ処理方法及び処理主体

ごみの種類		収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	燃えるごみ	行政	本組合	本組合
	燃えないごみ			
	粗大ごみ			
	有害ごみ			
	資源ごみ			
事業系ごみ	燃えるごみ	事業者	本組合	本組合
	燃えないごみ			
	粗大ごみ			
	有害ごみ			
	資源ごみ			
集団回収ごみ		団体等	事業者	—

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬計画の方向性は以下に示すとおりとします。

- ◆現在の分別区分を継続
- ◆住民サービスの向上
- ◆事業系ごみの適正な監督方法を検討

①現在の分別区分を継続

分別収集区分については、東部環境センターの管轄自治体とクリーンパークファイブの管轄自治体で、部分的に統一が図れていないものもありますが、現段階において統一を図る必要がないことから、現状の分別区分を継続していくものとします。

②住民サービスの向上

ごみを迅速かつ衛生的に処理するためには、効率的なごみ収集体制が必要となります。現段階においては、地域的な偏りがない収集を目標に取り組んでいますが、必要に応じて住民サービスの向上を図るため収集体制の見直しを行うものとします。

③事業系ごみの適正な監督方法を検討

事業者に対し、排出者処理責任に関する指導や、家庭系ごみと事業系ごみの分別区分の徹底を図るために許可業者への指導などが適正排出に向けた施策の一環となるため、こうした取組みについて検討していくものとします。

(2) 中間処理計画

中間処理計画の方向性は以下に示すとおりとします。

- ◆廃棄物処理施設の適正管理を継続
- ◆中間処理施設の整備方針を検討
- ◆災害時における中間処理施設の対応

①廃棄物処理施設の適正管理を継続

本組合が管轄する東部環境センター及びクリーンパークファイブなどの廃棄物処理施設については、これまでと同様に適切な補修等を継続することはもとより、施設を適正に維持管理し、施設の延命化を図っていくものとします。

また、平成23年4月1日施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の一部改正に伴い、廃棄物処理施設の維持管理における透明性の確保に資するため、本組合のホームページにおいて東部環境センター及びクリーンパークファイブの各種分析結果を公表しており、今後もこれを継続するものとします。

②中間処理施設の整備方針を検討

廃棄物焼却施設の平均供用年数は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）（令和3年3月改訂）」において約30.5年とされている中、令和6年度時点において東部環境センターにおいては供用開始から25年以上、クリーンパークファイブにおいては供用開始から18年以上が経過しています。なお、クリーンパークファイブは現在、基幹的設備改良工事中ですが、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル（令和3年4月改訂）」によると、比較的稼働期間が短い「築25年未満の施設については基幹的設備改良事業後に10年以上施設を稼働すること。」とされていることや、国・県が推進する広域化・集約化について考慮すると、東部環境センター（ごみ焼却施設）及びクリーンパークファイブの両施設に関して、新たなごみ処理体制（新ごみ処理施設）を具体的に検討する必要があります。

③災害時における中間処理施設の対応

本組合が管轄するクリーンパークファイブ及び東部環境センターは、周辺地域から排出されるごみの処理を行う以外にも、環境教育やスポーツフェスタなどが開催できる場所として地域住民が多く来訪する場所となっています。

当該2施設では、災害発生に伴い電力供給が停止した場合、当該施設の現在の設備では対応できないため、次期施設では環境省の循環型社会形成推進交付金等を活用した高効率発電設備の導入についても視野に入れていくことが必要となります。

(3) 最終処分計画

最終処分計画の方向性は以下に示すとおりとします。

- ◆東部環境センター（最終処分場）の適正管理を継続
- ◆新しい処分場についての検討
- ◆埋立終了後の最終処分場の適正管理を継続

①東部環境センター（最終処分場）の適正管理を継続

東部環境センター（ごみ焼却施設）において中間処理された残渣を、今後も東部環境センター（最終処分場）において適正処分していくものとします。

また、中間処理計画と同様に、廃棄物処理施設の維持管理における透明性を図るため、本組合のホームページにおいて東部環境センター（最終処分場）の各種分析結果を公表していることから、これを継続するものとします。

②新しい処分場についての検討

東部環境センターにおいて中間処理された残渣は、令和5年8月より一部を民間施設で埋立処分しています。東部環境センター（最終処分場）は、これまで平成20年度と平成27年度に嵩上げを実施していますが、埋立残余容量も残り僅かとなってきたことから、新ごみ処理施設の稼働時期に合わせて埋立終了予定とされています。そのため、新しい処分場について早々に検討する必要がある、今後は以下の2ケースについて詳細な検討を進めていく必要があります。

- 民間事業者への処理委託（※海上輸送含む）
- 新しい用地での新最終処分場の整備

③埋立終了後の最終処分場の適正管理を継続

埋立処分が終了した第1最終処分場及び第2最終処分場については、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の維持管理基準を遵守し、浸出水処理施設の適正な維持管理を継続していくものとします。

また、当該施設においても、廃棄物処理施設の維持管理における透明性を図るため、本組合のホームページにおいて各種分析結果の公表を継続するものとします。

基本方針 4：不法投棄防止対策の推進

ごみの減量化・資源化に向けた基本方針 4 として「不法投棄防止対策の推進」を掲げます。なお、不法投棄防止対策は以下に示すとおりとします。

(1) 住民・事業者・行政による情報ネットワークの構築

環境美化への取り組みとして、空き缶やタバコなどのポイ捨てのないまちづくりに向けた啓発活動を実施すると同時に、不法投棄などの取締りの強化を行っていくものとします。

また、こうしたまちづくりを実現していくために、住民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築を進めていく必要があることから、今後検討を行っていくものとします。

(2) 不法投棄対策等の強化

自治会と連携し、パトロールなどを継続して実施していくものとします。

なお、大規模な不法投棄に対しては、警察機関と連携して対応する方針とします。

(3) 不法投棄対策等の成功例

不法投棄対策の成功例として防犯カメラは有効であるとされており、防犯カメラを利用するために、警告ポスターを併設したり、ダミーカメラと組み合わせて設置することでコストダウンにも繋がります。

◆図 4-3-4 不法投棄防止対策に関する成功例



出典：「不法投棄対策の成功例（株式会社トリニティーホームページ）」

基本方針 5：温室効果ガス削減の推進

ごみの減量化・資源化に向けた基本方針 5 として「温室効果ガス削減の推進」を掲げます。なお、温室効果ガス削減対策は以下に示すとおりとします。

(1) クリーンエネルギーの導入支援

本組合圏域の各市町では、地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電設置者に対する補助事業を開始し、クリーンエネルギーの導入を推進していることから、こうした取組みを継続していくものとします。

(2) 温室効果ガスの削減への貢献

適正分別の推進による焼却量の削減により、焼却施設から発生する温室効果ガス(CO₂など)の排出抑制を進めていくものとします。

あわせて、廃棄物処理施設全般において、節電を継続して実施するものとします。

また、令和4年4月に第5期地球温暖化実行計画を策定し、令和4年度からの5年間で温室効果ガス3%削減することを目標に取り組みを進めており、ホームページにて公表しています。表4-3-4に令和5年度温室効果ガス排出量を示します。

◆表 4-3-4 温室効果ガス削減に関する取組結果

≪項目別状況≫

温室効果ガス 排出項目		使用量・処理量等		増減量	増減率(%)	R5二酸化炭素 排出量 (kg)
		令和2年度	令和5年度			
ガソリン	(L)	42,794	51,095	8,301	19.40	118,540
灯油	(L)	568,802	549,750	▲ 19,052	▲ 3.35	1,368,877
軽油	(L)	19,128	16,404	▲ 2,724	▲ 14.24	42,323
A重油	(L)	242,987	215,028	▲ 27,959	▲ 11.51	582,726
LPG	(kg)	5,039	8,042	3,003	59.60	24,127
電気	(kWh)	9,964,888	8,934,131	▲ 1,030,757	▲ 10.34	3,636,191
廃プラスチック類	(t)	5,032	7,485	2,453	48.75	20,733,450
自動車走行	(km)	319,360	399,114	79,754	24.97	3,541
廃棄物焼却量	(t)	24,623	23,524	▲ 1,099	▲ 4.46	398,037
し尿処理量	(kL)	33,066	33,508	442	1.34	41,119
合計						26,948,931

※令和2年度を基準年度としています。

出典：「令和5年度温室効果ガス排出量（項目別状況）」（有明広域行政事務組合ホームページ）

基本方針 6: 適正処理困難物に対する啓発の推進

ごみの減量化・資源化に向けた基本方針 6 として「適正処理困難物に対する啓発の推進」を掲げます。なお、適正処理が困難な廃棄物に対する基本方針は以下に示すとおりとします。

(1) 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療に係る医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物のうち、感染性の廃棄物や注射針などは本組合圏域の施設では処理できないため受入は行わないものとします。

また、こうした廃棄物の処理については、各家庭で医療機関を通じて処理するものとしませんが、具体的な処分方法等については、「ごみ・資源の分別ルール」などを通じて、引き続き住民に啓発していくものとします。

(2) 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物への対応

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法において、ばいじん（事業者排出分）、PCB 使用製品、感染性医療廃棄物が指定されており、本組合圏域の施設では処理・処分ができないため受入は行わないものとします。

◆図 4-3-5 適性処理困難物に対する啓発の推進に関する取組事例

在宅医療から出る「ごみの分別」

「医療機関」へ返すもの(針など)

血腫自己注射針 ペン型自己注射針 医療用注射針 点滴針 血液測定器のチップ 翼状針

※針を持ち運ぶ際は針が貫通しない硬い容器に入れて医療機関に持ち込んでください。

家庭ごみ

「燃えるごみ」に出すもの(鋭利でないもの)

バッグ類(輸液・薬液・CAPD・栄養剤等) チューブ・カテーテル類

CAPD バッグ 輸液バッグ ストーマ袋 点滴液容器 チューブ類 カテーテル類

※中身は空にする (栄養剤等) (原薬用バッグ)

「金属類」に出すもの

使い捨てペン型インスリン注入器 インスリンカートリッジ

インスリン注入器は先端の針を外した上で本体の廃棄をお願いします。針は医療機関へ。インスリンカートリッジは廃棄の吸入器の吸入器は内部のガス完全に密封し切った後から分解せずに廃棄をお願いします。

出し方のポイント

一度小さなポリ袋に入れた後、他のごみと一緒に燃えるごみ袋に入れて出してください。バッグ内の残液及び吸入器のガスは出し切ったうえで廃棄をお願いします。

在宅医療から出る「ごみの分別」

「医療機関」へ返すもの(針など)

血腫自己注射針 ペン型自己注射針 医療用注射針 点滴針 血液測定器のチップ 翼状針

※針を持ち運ぶ際は針が貫通しない硬い容器に入れて医療機関に持ち込んでください。

家庭ごみ

「燃えるごみ」に出すもの(鋭利でないもの)

バッグ類(輸液・薬液・CAPD・栄養剤等) チューブ・カテーテル類

CAPD バッグ 輸液バッグ ストーマ袋 点滴液容器 チューブ類 カテーテル類

※中身は空にする (栄養剤等) (原薬用バッグ)

「燃えないごみ」に出すもの

使い捨てペン型インスリン注入器 インスリンカートリッジ

インスリン注入器は先端の針を外した上で本体の廃棄をお願いします。針は医療機関へ。インスリンカートリッジは廃棄の吸入器の吸入器は内部のガス完全に密封し切った後から分解せずに廃棄をお願いします。

出し方のポイント

一度小さなポリ袋に入れた後、他のごみと一緒に燃えないごみ袋に入れて出してください。バッグ内の残液及び吸入器のガスは出し切ったうえで廃棄をお願いします。

【玉名都市医師会、玉名都市薬剤師会監修】
【お問い合わせ先】
玉名市役所 環境整備課 ☎0968-75-1118 一般社団法人玉名都市医師会 ☎0968-76-7066

お問い合わせ先
玉東町 町民福祉課 TEL(0968)85-3183
一般社団法人玉名都市医師会 TEL(0968)76-7066

出典：(左側)「ごみ・資源の分別ルール（東部環境センター）」（玉名市）
(右側)「在宅医療から出るごみの分別」（玉東町）

第4節 災害時の廃棄物処理方針

本組合圏域における災害時の廃棄物処理方針は以下に示すとおりです。

被災時における各自の役割を明らかにするとともに、被災時の廃棄物処理を適正に行うための収集・運搬、中間処理及び最終処分等に関する対応方針を以下に整理しました。

1. 災害時における各自の役割

災害時における、住民、事業者、本組合圏域、本組合の役割は以下に示すとおりです。

(1) 住民

ア 避難及び安全確保、家族の安否の確認

各市町からの避難指示等に基づき、避難します。なお、避難に際しては、火の元の始末を行うとともに非常持ち出し品を携行することに努めることとします。

また、自身の安全確保ののち、家族の安否確認を行うこととします。

イ 情報収集及び廃棄物の処理処分

各市町や事業者から発信される情報を基に、発生する災害ごみ・生活関連廃棄物の搬出（分別・収集）を適正に実施できるように努めることとします。

(2) 事業者

ア 避難及び安全確保、家族の安否の確認

住民と同様、避難、安全確保及び家族の安否確認を行います。事業所においては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じることとします。

イ 災害廃棄物処理の促進

大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や非常災害時に危険物及び有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性がある事業者はその所有する施設等から発生する災害廃棄物を主体的に処理するように努めるものとします。

また、各市町と災害支援協定を締結し、非常時には協定に基づく支援を行えるような体制を構築することも重要となります。

ウ 住民への情報発信等

事業者からの支援については、平時から、非常時の支援体制について情報発信をしていくことが重要となります。

(3) 本組合圏域

ア 被害状況の把握

各市町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、本組合所管となるごみ焼却施設の処理能力等を確認のうえ、本組合圏域において発生する災害廃棄物発生量に関する情報を共有し、収集・運搬、処分の対策を講じるものとします。

イ 道路上等の災害廃棄物の処理

災害発生直後においては、道路上等の障害物と混在して家屋の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具・廃材等）が搬出・集積されることが予想され、緊急車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、収集・処理を行います。

なお、道路上の障害物により通常の収集が出来ない地区については、臨時収集場所を設けて、収集への協力を求めることとします。

ウ 仮置場の開設

あらかじめ選定している仮置場を開設します。なお、仮置場の開設にあっては、開設時間、1次処理（選別）・2次処理（焼却・破碎等）などの段階別の用地、分別区分などを明確にするとともに、情報提供（広報）を十分に行う必要があります。

また、仮置場は浸水想定区域やがけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとします。

エ 住民への広報

災害により大量かつ多種のごみが発生した場合、収集及び処理を行うために、地域住民に対して以下の広報を行います。

- ①仮置場の設置状況（場所、受入日、受入時間等）
- ②仮置場での分別方法（場内レイアウト、持込禁止物等）
- ③災害廃棄物であることの確認方法（身分証明書、罹災証明書など）
- ④禁止事項等（勝手仮置場の設置、便乗ごみ、不法投棄、野焼き等の禁止）
- ⑤市町村やボランティアセンター等の問い合わせ窓口
- ⑥仮置場では受入れない生活ごみの収集方法（排出場所、分別方法、収集日等）
- ⑦協力要請事項（ごみ集積時、緊急車両等に対して通行障害とならないことなど）

（４）本組合

ア 被害状況の把握

各市町が把握した被災状況及び推計した災害廃棄物の発生量を基に、ごみ処理に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、本組合所管となるごみ焼却施設の処理能力、最終処分場の受入可能量等を勘案し、ごみ焼却施設及び最終処分場の処理・処分能力の範囲内であるかを判断する必要があります。

イ 地域間協調

大規模災害時において、本組合圏域内で発生する災害廃棄物の量が保有施設（焼却施設及び最終処分場）の処理能力及び受入可能量を超える場合、若しくは要員、資材等の不足により応急復旧が不可能なときは近隣市町村等若しくは県に応援要請を行います。

2. ごみ処理における基本方針

(1) 基本方針

災害時においては、建築物の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具・廃材等）、市街地や避難所等からの生活関連廃棄物（生ごみ等）の量が著しく増加するため、収集・処理に当たっては道路等の障害物の除去と合わせて効率的に実施します。

(2) 収集・運搬

収集作業が効率的に遂行されるよう現有人員及び機械等を投入するとともに、不足する場合には人員及び機材等の借上げにより短期間にて作業を完了させます。

なお、収集作業における目標として、3～4日以内に作業を開始し、7～10日以内に完了させることとします。

ア 生活関連廃棄物の収集対象地域
市町全域

イ 災害廃棄物の収集優先順位
被害の激甚地域を優先に実施します。

ウ ごみ処理区分における優先順位
被災地内のごみ収集にあたっては、防疫上、残飯及び食品廃材等を優先に実施します。

エ ごみ収集所（集積所）の予定場所
①各行政区代表者が指定する場所
②各市町が指定する公園
③各市町が指定する避難所

(3) 中間処理

災害によって発生する廃棄物の推計量と本組合所管のごみ焼却施設の処理能力を勘案し、処理を行うとともに、処理能力を超えることが想定される場合は、近隣市町村及び県に応援を要請することとします。

また、本組合圏域内においては、東部環境センター及びクリーンパークファイブの2つのごみ処理施設が稼働していますが、発生した災害により上記施設が使用不能となった場合は、管理者の指揮のもと速やかに復旧にかかります。なお、復旧期間中は残存施設及び臨時集積場所等を活用します。

(4) 最終処分等について

災害によって発生する廃棄物の推計量と本組合所管の最終処分場の残余容量を勘案し、受入処分を行うとともに、受入許容量を超えることが想定される場合は、近隣市町村及び県に応援を要請することとします。

第5章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理等の現状

生活排水には、日常生活や事業活動に伴い排出されるし尿と台所や洗濯、風呂場等からの汚水（以下、「生活雑排水」といいます。）に大別されます。

生活雑排水が公共用水域に放流されると、公共用水域の河川水と混合されて時間の経過とともに自浄作用によって汚濁物質は浄化されます。しかし、河川等の自浄作用の能力の限界を超える汚濁物質が流入すると、水質汚濁が進行するため、公共用水域へ排出する汚濁物質を一定量削減する生活排水処理施設が必要になります。

し尿と生活雑排水を併せて処理する方法（以下、「污水处理施設」といいます。）としては、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設で処理する方法と合併処理浄化槽等の個別処理施設で処理する方法があり、処理水は公共用水域に放流されています。

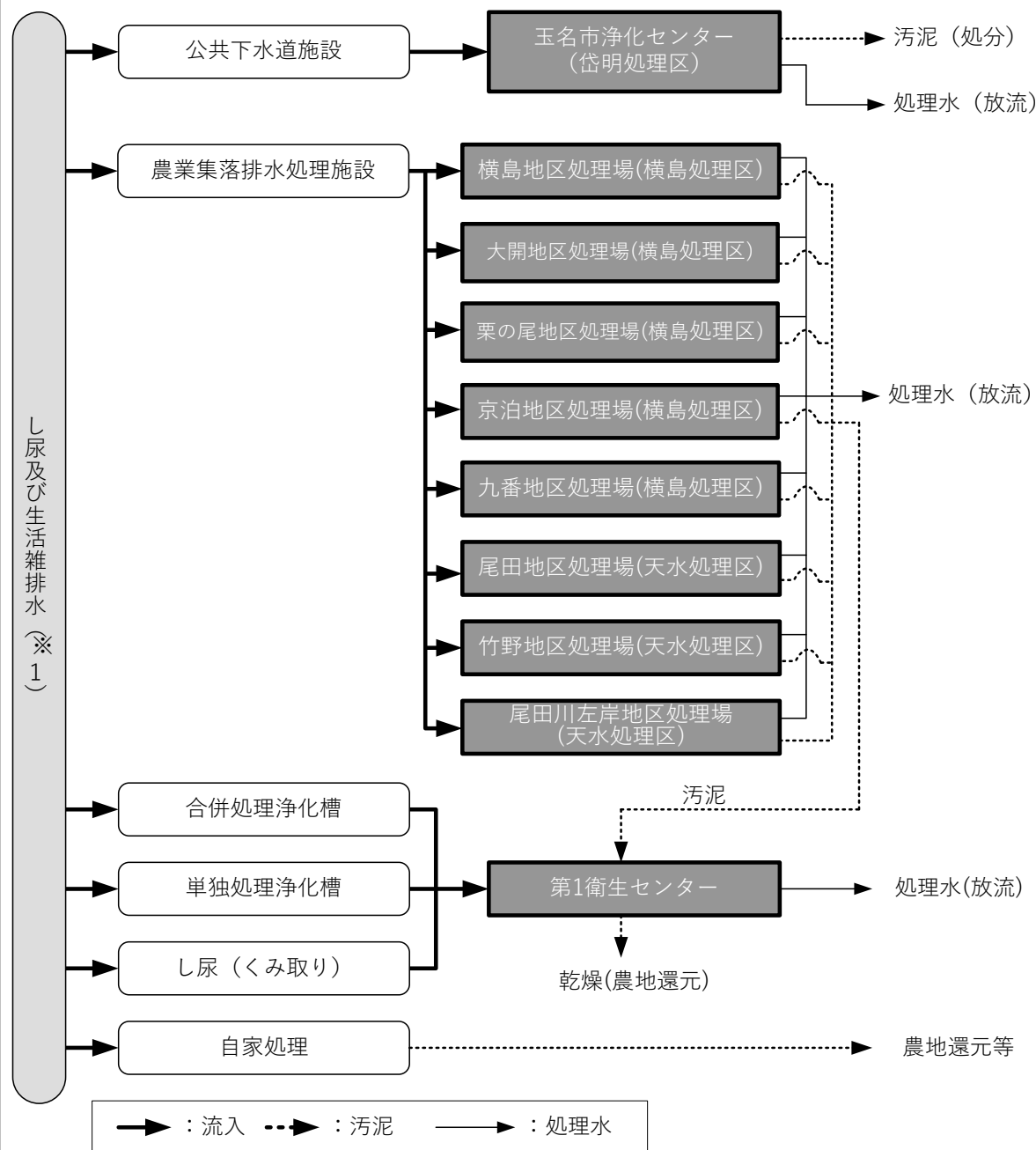
一方、集合処理施設及び個別処理施設は、風呂排水、洗濯排水、台所排水等の生活雑排水とし尿を併せて処理しますが、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲み取り便槽（簡易水洗含む）では、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域に放流されるため、公共用水域の汚濁原因のひとつとなっています。

第2節 生活排水処理の体系

1. 玉名市（玉名処理区を除く）

玉名市（玉名処理区を除く）の生活排水処理フローは図5-2-1に示す通りです。

◆図 5-2-1 生活排水処理フロー（玉名市：玉名処理区を除く）

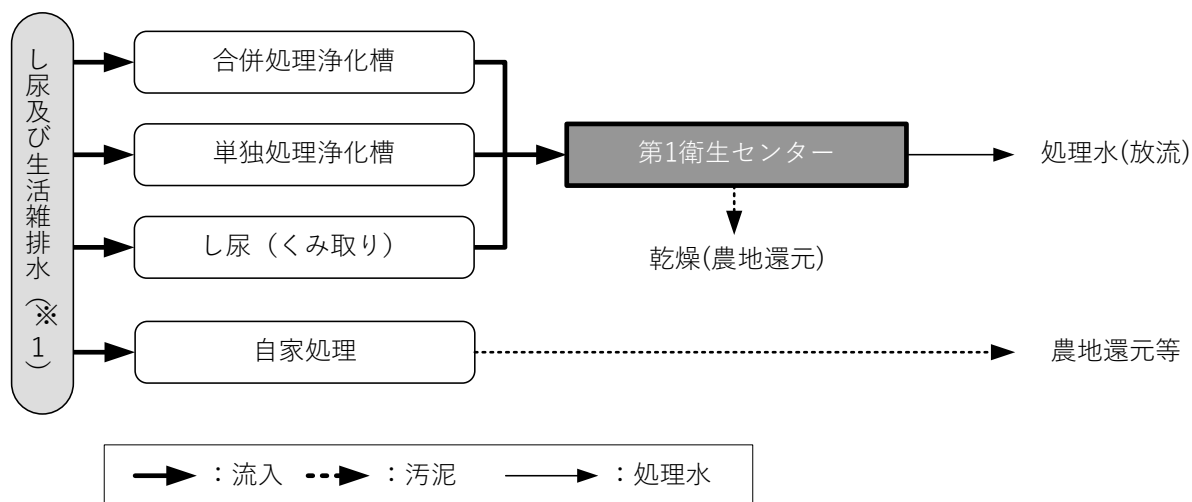


※1：単独処理浄化槽及びし尿（くみ取り）の流入は生活雑排水を除く

2. 玉東町

玉東町の生活排水処理フローは図5-2-2に示す通りです。

◆図 5-2-2 生活排水処理フロー（玉東町）

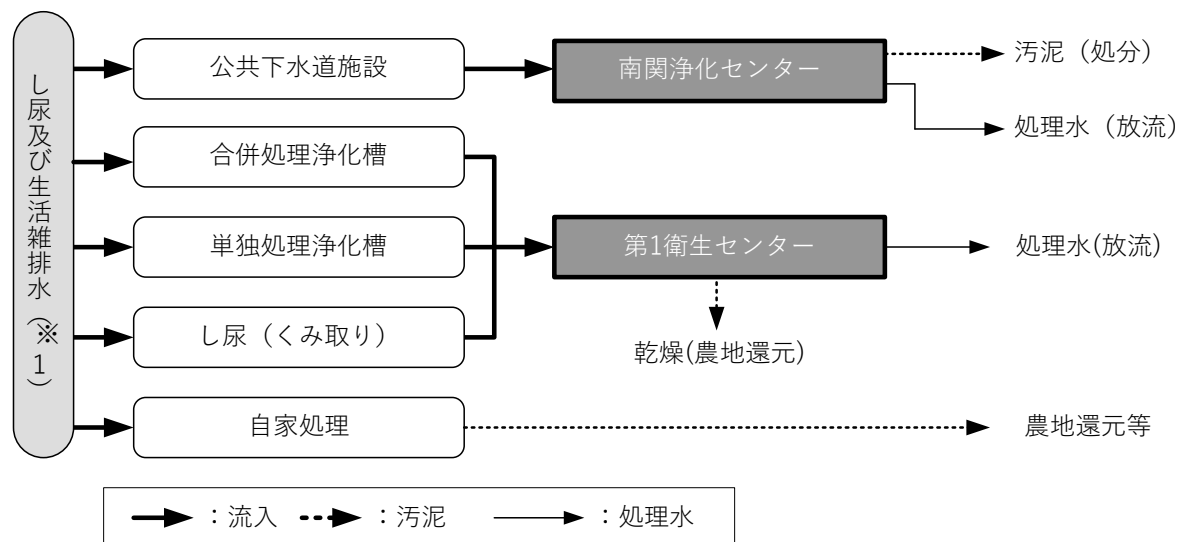


※1：単独処理浄化槽及びし尿（くみ取り）の流入は生活雑排水を除く

3. 南関町

南関町の生活排水処理フローは図5-2-3に示す通りです。

◆図 5-2-3 生活排水処理フロー（南関町）

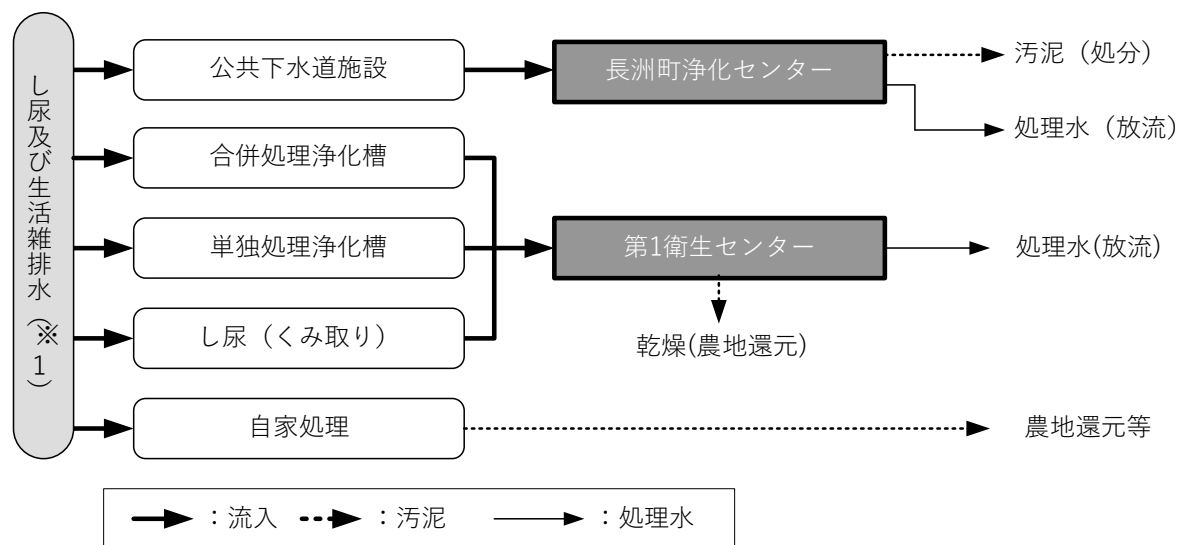


※1：単独処理浄化槽及びし尿（くみ取り）の流入は生活雑排水を除く

4. 長洲町

長洲町の生活排水処理フローは図5-2-4に示す通りです。

◆図 5-2-4 生活排水処理フロー（長洲町）

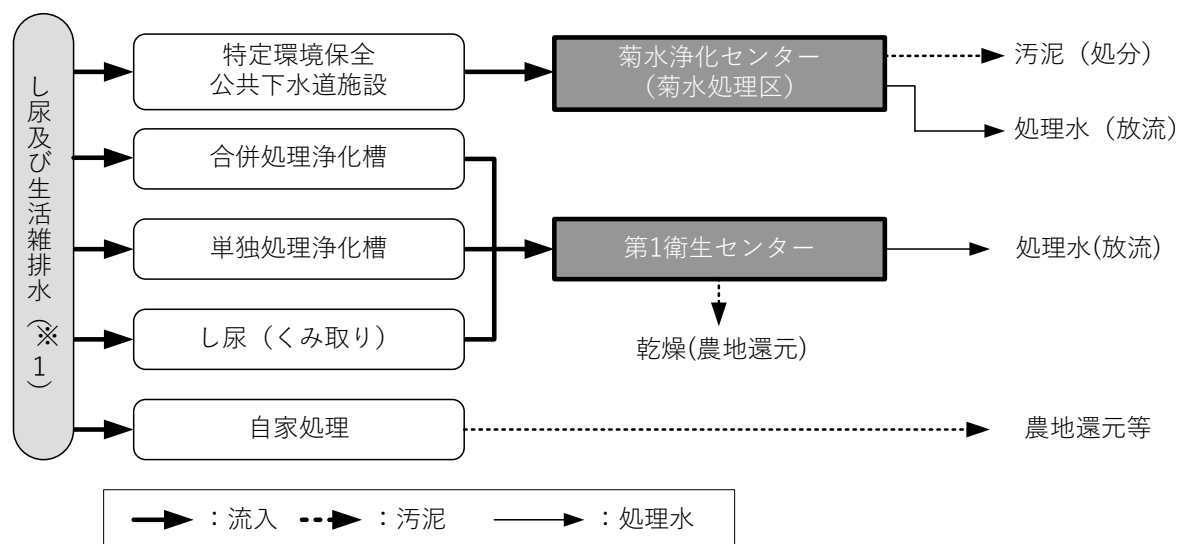


※1：単独処理浄化槽及びし尿（くみ取り）の流入は生活雑排水を除く

5. 和水町

和水町の生活排水処理フローは図5-2-5に示す通りです。

◆図 5-2-5 生活排水処理フロー（和水町）



※1：単独処理浄化槽及びし尿（くみ取り）の流入は生活雑排水を除く

第3節 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理の状況

(1) 生活排水の処理主体

本組合圏域の生活排水の処理主体は表5-3-1に示すとおりです。

◆表 5-3-1 生活排水の処理主体

項目	生活排水の種類	処理主体						
		玉名市	玉東町	南関町	長洲町	和水町	個人	組合
公共下水道	し尿及び生活雑排水	●	－	●	●	●	－	－
農業集落排水	し尿及び生活雑排水	●	－	－	－	－	－	－
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	－	－	－	－	－	●	－
単独処理浄化槽	し尿	－	－	－	－	－	●	－
し尿（くみ取り）	し尿	－	－	－	－	－	●	－
自家処理	し尿	－	－	－	－	－	●	－
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	●	－	－	－	－	－	●

※し尿処理施設の処理主体については、玉名市（玉名処理区）は含みません。

（２）汚水衛生処理率の推移

本組合圏域の水洗化人口と汚水衛生処理率の推移は、表5-3-2及び図5-3-1に示すとおりです。

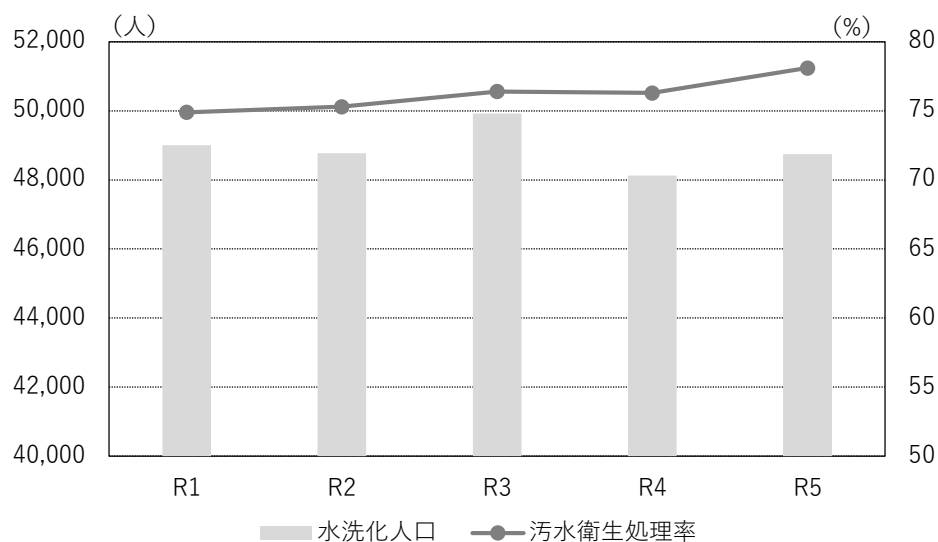
◆表 5-3-2 水洗化人口と汚水衛生処理率の実績

年度		R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	人	65,434	64,735	65,322	63,055	62,386
水洗化人口	人	49,009	48,774	49,920	48,130	48,750
公共下水道人口	人	26,631	26,104	27,047	25,761	25,779
合併処理浄化槽人口	人	17,475	17,755	17,918	17,442	18,090
農業集落排水人口	人	4,903	4,915	4,955	4,927	4,881
汚水衛生処理率	%	74.9	75.3	76.4	76.3	78.1

※各人口は玉名処理区を除いています。

※汚水衛生処理率は「水洗化人口（単独処理浄化槽除く）÷行政区域内人口」で算出しています。

◆図 5-3-1 水洗化人口と汚水衛生処理率の推移



※汚水衛生処理率は「水洗化人口（単独処理浄化槽除く）÷行政区域内人口」で算出しています。

(3) 公共下水道事業

玉名市（岱明処理区）、南関町、長洲町、和水町（菊水処理区）では、生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁防止を目標として、公共下水道の整備を進めています。

本事業の計画概要は表5-3-3に、公共下水道事業の進捗状況は表5-3-4に示すとおりです。

◆表 5-3-3 公共下水道事業計画の概要

処理区	区分	目標年度	面積 (ha)	計画処理人口 (人)
玉名市（岱明地区）	全体計画	令和22年度	652	9,000
南関町	全体計画	令和17年	111	2100
長洲町	全体計画	令和22年	712	12,600
和水町（菊水地区）	全体計画	令和10年度	65	1,300

◆表 5-3-4 公共下水道事業の進捗状況

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口 (A)	人	44,919	44,397	45,282	43,152	42,784
玉名市（岱明処理区）	人	13,667	13,587	15,194	13,431	13,335
南関町	人	9,578	9,360	9,106	8,914	8,782
長洲町	人	15,975	15,823	15,467	15,414	15,330
和水町（菊水処理区）	人	5,699	5,627	5,515	5,393	5,337
公共下水道人口 (B)	人	26,631	26,104	27,047	25,761	25,779
玉名市（岱明処理区）	人	9,841	9,345	10,578	9,273	9,282
南関町	人	1,513	1,548	1,541	1,552	1,550
長洲町	人	14,068	14,022	13,748	13,768	13,778
和水町（菊水処理区）	人	1,209	1,189	1,180	1,168	1,169
普及率 (B/A)	%	59.3	58.8	59.7	59.7	60.3
玉名市（岱明処理区）	%	72.0	68.8	69.6	69.0	69.6
南関町	%	15.8	16.5	16.9	17.4	17.6
長洲町	%	88.1	88.6	88.9	89.3	89.9
和水町（菊水処理区）	%	21.2	21.1	21.4	21.7	21.9
全体計画に対する普及率	%	106.5	104.4	108.2	103	103.1
玉名市（岱明処理区）	%	109.3	103.8	117.5	103.0	103.1
南関町	%	72.0	73.7	73.4	73.9	73.8
長洲町	%	111.7	111.3	109.1	109.3	109.3
和水町（菊水処理区）	%	93.0	91.5	90.8	89.8	89.9

※全体計画に対する普及率は、「公共下水道人口÷計画処理人口」により試算しています。

※計画処理人口は表5-3-3を参照とします。

（４）農業集落排水処理事業

玉名市（横島処理区、天水処理区）における、農業の生産環境や農村の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的とした農業集落排水処理事業計画の概要を表5-3-5に、農業集落排水処理事業の進捗状況は表5-3-6に示します。

なお、今後は接続戸数を増加する計画はありません。

◆表 5-3-5 農業集落排水処理事業計画の概要

処理区	供用開始	計画戸数（戸）	計画処理人口（人）
横島地区	平成5年9月	184	860
栗の尾地区	平成7年4月	441	1,890
京泊地区	平成7年6月	357	1,460
大開地区	平成10年4月	328	1,340
九番地区	平成20年8月	269	1,240
尾田地区	平成5年10月	149	690
竹野地区	平成7年4月	134	590
尾田川左岸地区	平成21年8月	353	1,530
全体	—	2,215	9,600

◆表 5-3-6 農業集落排水処理事業の進捗状況

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口（A）	人	11,186	11,081	10,914	10,861	10,697
玉名市（横島処理区）	人	5,153	5,152	5,056	5,042	5,007
玉名市（天水処理区）	人	6,033	5,929	5,858	5,819	5,690
農業集落排水人口（B）	人	4,903	4,915	4,955	4,927	4,881
玉名市（横島処理区）	人	3,816	3,838	3,790	3,831	3,796
玉名市（天水処理区）	人	1,087	1,077	1,165	1,096	1,085
普及率（B/A）	%	43.8	44.4	45.4	45.4	45.6
玉名市（横島処理区）	%	74.1	74.5	75.0	76.0	75.8
玉名市（天水処理区）	%	18.0	18.2	19.9	18.8	19.1
全体計画に対する普及率	%	51.1	51.2	51.6	51.3	50.8
玉名市（横島処理区）	%	56.2	56.5	55.8	56.4	55.9
玉名市（天水処理区）	%	38.7	38.3	41.5	39.0	38.6

※全体計画に対する普及率は、「農業集落排水人口÷計画処理人口」により試算しています。

※計画処理人口は表5-3-5を参照とします。

(5) 合併処理浄化槽事業

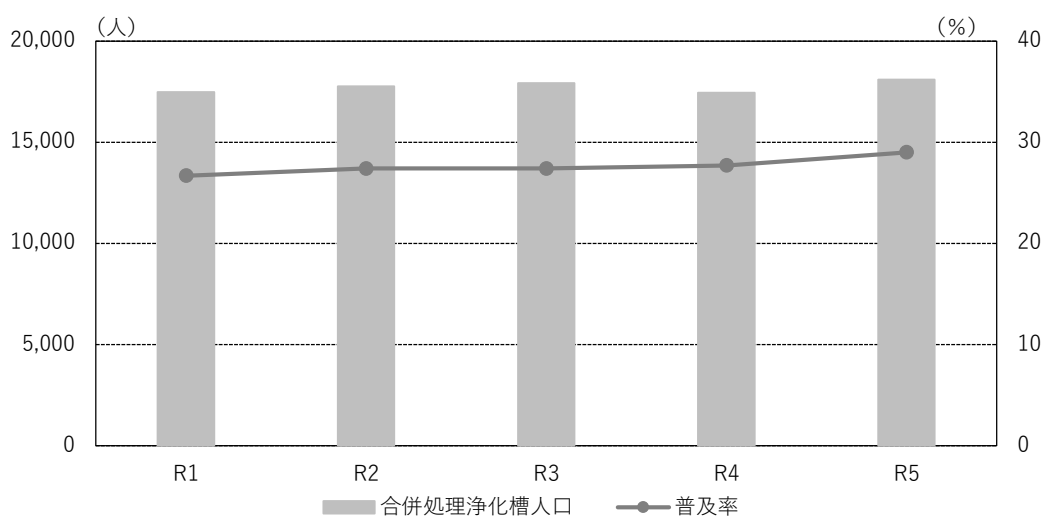
本組合圏域では、公共下水道事業または、農業集落排水処理事業の認可区域を除いた区域において、合併処理浄化槽の設置に関する推進を図っています。

なお、合併処理浄化槽設置に関する進捗状況は、表5-3-7及び図5-3-2に示すとおり、緩やかな増加傾向となっています。

◆表 5-3-7 合併処理浄化槽設置の進捗状況

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口 (A)	人	65,434	64,735	65,322	63,055	62,386
玉名市 (玉名処理区を除く)	人	24,853	24,668	26,108	24,292	24,032
玉東町	人	5,235	5,250	5,178	5,223	5,181
南関町	人	9,578	9,360	9,106	8,914	8,782
長洲町	人	15,975	15,823	15,467	15,414	15,330
和水町	人	9,793	9,634	9,463	9,212	9,061
合併処理浄化槽人口 (B)	人	17,475	17,755	17,918	17,442	18,090
玉名市 (玉名処理区を除く)	人	3,136	3,555	3,999	3,664	3,728
玉東町	人	3,226	3,322	3,395	3,488	3,536
南関町	人	3,598	3,484	3,280	3,227	3,810
長洲町	人	196	196	192	217	304
和水町	人	7,319	7,198	7,052	6,846	6,712
普及率 (B/A)	%	26.7	27.4	27.4	27.7	29.0
玉名市 (玉名処理区を除く)	%	12.6	14.4	15.3	15.1	15.5
玉東町	%	61.6	63.3	65.6	66.8	68.2
南関町	%	37.6	37.2	36.0	36.2	43.4
長洲町	%	1.2	1.2	1.2	1.4	2.0
和水町	%	74.7	74.7	74.5	74.3	74.1

◆図 5-3-2 合併処理浄化槽設置の進捗状況



2. し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本組合圏域におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理人口及び排出状況の推移は、表5-3-8に示すとおりです。

し尿収集人口及び単独処理浄化槽人口は、公共下水道人口、合併処理浄化槽人口の増加を背景に、減少傾向となっています。

また、し尿の排出量は減少傾向、浄化槽汚泥の排出量は増加傾向となっています。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の割合は、令和5年度実績でし尿が28.2%、浄化槽汚泥が71.8%となっており、今後も浄化槽汚泥の割合は高くなっていくことが考えられます。

◆表 5-3-8 処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の推移

項目			単位	R1	R2	R3	R4	R5
人 口	処理人口		人	38,568	38,400	38,047	37,069	36,387
		し尿収集人口	人	10,067	9,713	9,341	8,987	8,004
		浄化槽人口	人	28,501	28,687	28,706	28,082	28,383
		合併処理浄化槽人口	人	17,475	17,755	17,918	17,442	18,090
		農業集落排水処理人口	人	4,903	4,915	4,955	4,927	4,881
		単独処理浄化槽人口	人	6,123	6,017	5,833	5,713	5,412
排 出 量	し尿	年間排出量	kL/年	9,942	9,874	9,606	9,214	9,441
		一日排出量	kL/日	27.16	27.05	26.32	25.24	25.80
		原単位	L/人日	2.70	2.78	2.82	2.81	3.22
	浄化槽 汚泥	年間排出量	kL/年	22,955	23,192	23,298	23,396	24,067
		一日排出量	kL/日	62.72	63.54	63.83	64.10	65.76
		原単位	L/人日	2.20	2.21	2.22	2.28	2.32
	合計	年間排出量	kL/年	32,897	33,066	32,904	32,610	33,508
		一日排出量	kL/日	89.88	90.59	90.15	89.34	91.55
		原単位	L/人日	2.33	2.36	2.37	2.41	2.52
割合	し尿	%	30.2	29.9	29.2	28.3	28.2	
	浄化槽汚泥	%	69.8	70.1	70.8	71.7	71.8	

3. し尿及び浄化槽汚泥の排出原単位の推移

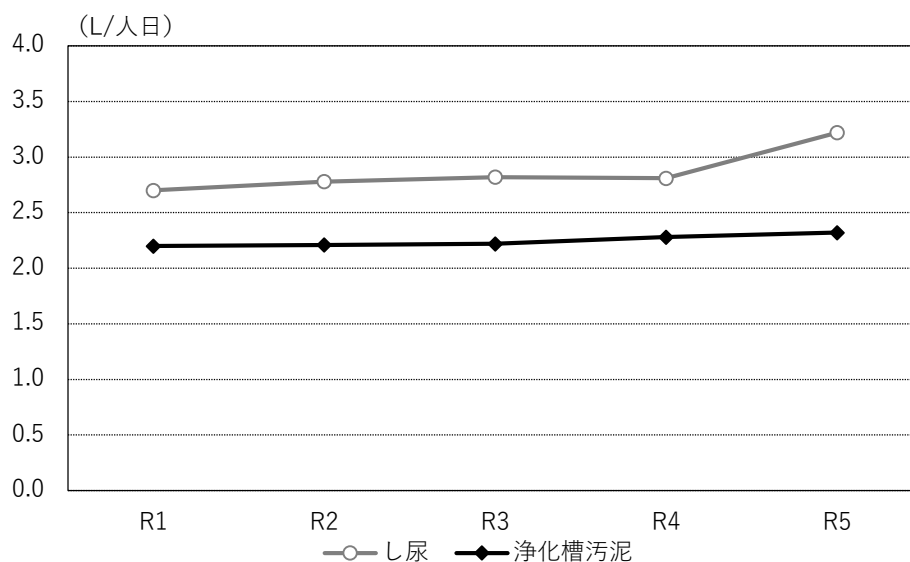
し尿及び浄化槽汚泥の排出原単位の実績及び推移は、表5-3-9及び図5-3-3に示すとおりです。

本組合圏域のし尿の原単位の推移は令和2年度～令和4年度まではほぼ横ばいでしたが、令和5年度では増加しています。また、浄化槽汚泥の原単位はほぼ横ばいで推移しています。

◆表 5-3-9 処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出原単位の実績

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
し尿原単位	L/人日	2.70	2.78	2.82	2.81	3.22
浄化槽汚泥原単位	L/人日	2.20	2.21	2.22	2.28	2.32

◆図 5-3-3 処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出原単位の推移



4. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況

本組合圏域内における収集・運搬の状況は、表5-3-10に示すとおりであり、本組合圏域内において排出されたし尿及び浄化槽汚泥は、許可業者によって収集・運搬及び清掃が行われています。

なお、長洲町においては、委託業者によってし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬が行われています。

◆表 5-3-10 収集・運搬状況

項目	し尿	浄化槽汚泥
区分	収集・運搬	収集・運搬、清掃
形態	許可業者	
	委託業者（長洲町）	

5. 中間処理の状況

(1) し尿処理施設の概要

本組合圏域内から収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、本組合が管理する第1衛生センターにて処理を行っています。

本組合のし尿処理施設である第1衛生センターの概要は表5-3-11に示す通りで、令和元年8月にリニューアルしています。

◆表 5-3-11 第1衛生センターの概要

項目	概要
施設名称	第1衛生センター
所在地	玉名市岱明町野口1631番地
処理対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理能力	90kL（し尿：24kL/日、浄化槽汚泥：66kL/日）
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒処理方式＋高度処理
資源化方式	乾燥設備による肥料化
竣工年月	平成8年3月
リニューアル建設工事	平成28年10月1日～令和元年8月31日
設計・施工	カナデビア株式会社（旧：アタカ工業株式会社）
リニューアル建設工事	カナデビア株式会社（旧：日立造船株式会社）

(2) し尿処理事業費の推移

本組合のし尿処理経費の実績は表5-3-12に示すとおりです。

年間処理量に対する1kL当たりの処理経費は4,548～5,669円/kLの範囲で推移しており、処理人口に対する1人当たりの処理経費は令和2～3年度に一時的に減少しましたが、経年的には増加傾向で推移しています。

◆表 5-3-12 し尿処理事業費の推移

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
生活排水処理事業経費	千円/年	173,764	150,372	164,411	184,861	186,427
建設・改良費	千円/年	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円/年	138,247	134,517	164,411	184,861	186,427
その他	千円/年	35,517	15,855	0	0	0
経費単価						
年間収集量	kL/年	32,897	33,066	32,904	32,610	33,508
1kL当たりの処理経費	円/kL	5,282	4,548	4,997	5,669	5,564
行政区域内人口	人	106,398	105,256	103,517	102,515	101,383
1人当たりの処理経費	円/人	1,633	1,429	1,588	1,803	1,839

第4節 全国における生活排水処理の現状

全国の処理形態別人口の推移は表5-4-1に示すとおりです。

全国的な動向としては下水道による水洗化と合併処理浄化槽の整備が進む一方、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口、自家処理人口が減少する傾向となっています。浄化槽法の改正により、平成13年4月から単独処理浄化槽の新設ができないため、今後も単独処理浄化槽人口の減少が顕著になると考えられます。

全国の下水道水洗化人口、合併処理浄化槽人口（集落排水処理人口及び漁業集落排水処理人口を含む）の合計を総人口で除した汚水衛生処理率は、令和4年度において89.7%と比較すると、本組合圏域の汚水衛生処理率は76.3%（令和4年度実績）であり、10%以上の差があります。

次に、処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の全国実績を表5-4-2に示しました。

全国的な処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の推移は、本組合圏域と同様に減少傾向となっています。全国的なし尿及び浄化槽汚泥の排出割合は、令和4年度実績で、それぞれ25.8%、74.1%と浄化槽汚泥の構成比が高くなっています。

全国的な汚水衛生処理率の向上に当たっては、環境省、国土交通省、農林水産省の3省が策定した「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル」に基づいて、今後の生活排水処理施設整備の効率化を図るため、合併処理浄化槽、公共下水道の建設・維持管理費等について比較検討を行い、下水道だけでなく合併処理浄化槽の推進、広域化・共同化についての検討など、地域の特性に応じた最も有効な手法を選択するなどの検討が進められています。

なお、本組合圏域においても、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置事業などを地域の特性に応じて適切な汚水衛生処理事業を選択しており、今後も汚水衛生処理率の向上に努めるものとします。

◆表 5-4-1 全国の処理形態別人口の実績

項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4
総人口	千人	127,438	127,156	126,740	126,068	125,634
計画処理区域内人口	千人	127,438	127,156	126,740	123,721	123,264
① 公共下水道人口	千人	96,280	96,778	97,200	97,194	97,436
② 合併処理浄化槽人口	千人	14,842	14,687	14,680	13,052	13,172
③ 単独処理浄化槽人口	千人	10,151	9,875	9,319	8,317	7,755
④ し尿収集人口	千人	6,086	5,745	5,481	5,097	4,846
⑤ 自家処理人口	千人	79	71	60	61	55
水洗化率	%	95.2	95.4	95.6	95.8	96.0
汚水衛生処理率	%	87.2	87.7	88.3	89.1	89.7

※表中の合併処理浄化増人口にはコミュニティプラント人口や集落排水人口を含んでいます。

※表中の単独処理浄化槽人口にはその他浄化槽人口を含んでいます。

※水洗化率は「(①+②+③)÷総人口×100」で算出しています。

※汚水衛生処理率は「(①+②)÷総人口×100」で算出しています。

出典：「日本の廃棄物処理 令和4年度版」（令和6年3月）

◆表 5-4-2 処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の全国実績

項目		単位	H30	R1	R2	R3	R4	
人 口	処理人口	人	31,079	30,307	29,480	26,466	25,773	
	し尿収集人口	人	6,086	5,745	5,481	5,097	4,846	
	浄化槽人口	人	24,993	24,562	23,999	21,369	20,927	
	合併処理浄化槽人口	人	14,842	14,687	14,680	13,052	13,172	
	単独処理浄化槽人口	人	10,151	9,875	9,319	8,317	7,755	
排 出 量	し尿	年間排出量	kL/年	5,830	5,648	5,459	5,259	5,035
		一日排出量	kL/日	15.97	15.43	14.96	14.41	13.79
		原単位	L/人日	2.62	2.69	2.73	2.83	2.85
	浄化槽 汚泥	年間排出量	kL/年	14,519	14,514	14,554	14,508	14,441
		一日排出量	kL/日	39.78	39.66	39.87	39.75	39.56
		原単位	L/人日	1.59	1.61	1.66	1.86	1.89
	合計	年間排出量	kL/年	20,349	20,162	20,013	19,767	19,476
		一日排出量	kL/日	55.75	55.09	54.83	54.16	53.36
		原単位	L/人日	1.79	1.82	1.86	2.05	2.07
割合	し尿	%	28.6	28.0	27.3	26.6	25.8	
	浄化槽汚泥	%	71.4	72.0	72.7	73.4	74.1	

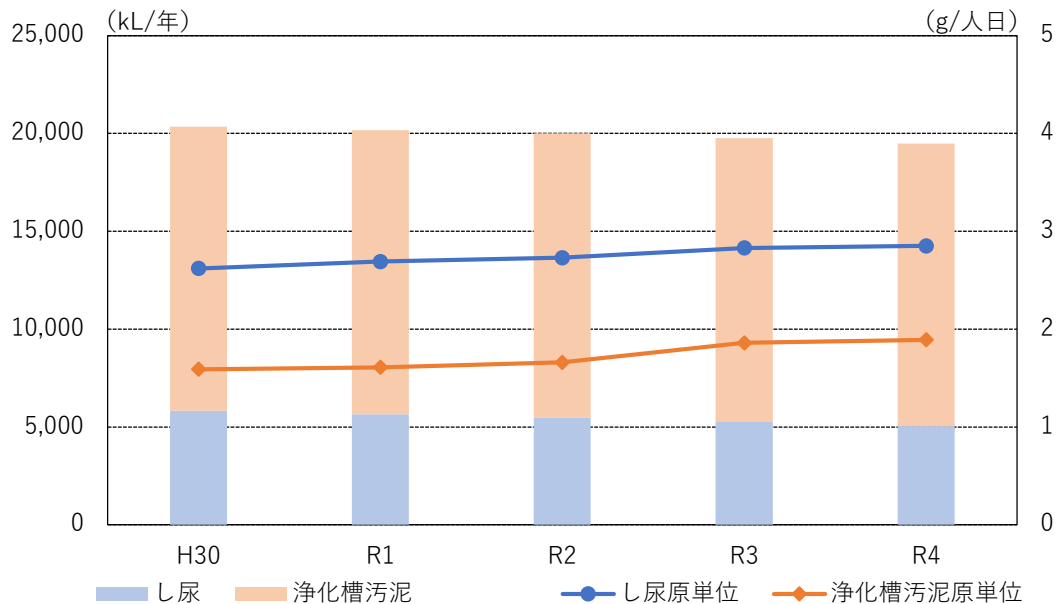
※表中の合併処理浄化増人口にはコミュニティプラント人口や集落排水人口を含んでいます。

※表中の単独処理浄化槽人口にはその他浄化槽人口を含んでいます。

※表中の割合の合計は100%にならない場合があります。

出典：日本の廃棄物処理 令和4年度版」（令和6年3月）

◆図 5-4-1 処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の全国推移



出典：「日本の廃棄物処理 令和4年度版」（令和6年3月）

第5節 生活排水処理に関する課題の抽出・整理

本組合圏域における生活排水処理に関する課題は、以下のとおりです。

1. 切り替えに関する費用負担

公共下水道、農業集落排水への切り替え及び合併処理浄化槽設置に関しては、個人としての費用負担の関係から、切り替え等が進まないことが課題となっています。

2. 合併処理浄化槽の適正管理についての啓発

合併処理浄化槽については、浄化槽法により年1回の法定検査が義務付けられていますが、こうした検査については設置者個人が行うこととなるため、合併処理浄化槽の適正管理の必要性に関する啓発が課題となっています。

3. 浄化槽汚泥の搬入比率の増加

合併処理浄化槽の普及に伴い、本組合圏域内で収集される浄化槽汚泥量が増加し続けていますが、第1衛生センターは、第2衛生センターとの処理体制一元化のためのリニューアル建設工事（工期：平成28年10月1日～令和元年8月31日）により、浄化槽汚泥の搬入量の増加に対応した設計となっています。しかしながら、今後も浄化槽汚泥の搬入比率は増加していくことが予想されるため、第1衛生センターへ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量については、注視していく必要があります。

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 基本理念

本組合圏域の汚水衛生処理率は、令和4年度実績で76.3%と全国平均（89.7%）より13.4%低い状況となっています。

そのため本組合圏域内では、「公共下水道事業の更なる整備・普及」、「集合処理区域以外の地域や点在家屋等への合併処理浄化槽の整備・普及」、「くみ取り及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの促進」、「水環境保全に向けた取り組みの重要性を住民に理解して頂けるような啓発活動」を推進していくものとします。

また、本組合圏域としては「生活排水処理施設の適正な管理を継続」を進めていく方針とします。

以下に、本組合圏域としての生活排水処理に関する基本方針を示しました。

基本方針 1：公共下水道への接続率の向上

玉名市（岱明処理区）、南関町、長洲町、和水町（菊水処理区）については、公共下水道事業処理区域内にある家屋等については、公共下水道への接続に関する啓発・指導を行います。あわせて、認可区域の公共下水道の敷設を推進していくものとします。

基本方針 2：合併処理浄化槽の普及

本組合圏域においては、公共下水道事業などの集合処理区域外の地域においては、率先して合併処理浄化槽を整備する方針とし、住民への啓発・指導を行うものとします。

基本方針 3：合併処理浄化槽への切り替え促進

本組合圏域においては、生活排水状況の改善のために、くみ取り及び単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えすることに対しても、積極的な啓発・指導を行っていくものとします。

基本方針 4：住民に分かりやすい生活排水処理事業の展開

生活排水処理事業の重要性を分かりやすく住民に伝え、住民一人ひとりが水環境保全に向けた取り組みができる環境にしていくものとします。

基本方針 5：保有施設の適正な維持管理を継続

本組合が保有している生活排水処理に関する処理施設については、これまで同様に適正な維持管理を継続していくものとします。

2. 目標年次

本計画の目標年次は令和6年から15年後の令和21年度とし、令和11年度及び16年度を中間目標年度として設定することとしています。

3. 将来の生活排水処理体系

将来の生活排水処理体系は「第5章 第2節 生活排水処理の体系」内の図5-2-1～5-2-5にて示している現行の処理体系を踏襲するものとします。

第2節 生活排水処理の処理主体

本計画の目標年次である令和21年度における生活排水の種類別、処理形態別の処理主体は表6-2-1に示すとおりです。

◆表 6-2-1 目標年次における処理主体

項目	生活排水の種類	処理主体						
		玉名市	玉東町	南関町	長洲町	和水町	個人	組合
公共下水道	し尿及び生活雑排水	●	-	●	●	●	-	-
農業集落排水	し尿及び生活雑排水	●	-	-	-	-	-	-
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	-	-	-	-	-	●	-
単独処理浄化槽	し尿	-	-	-	-	-	●	-
し尿（くみ取り）	し尿	-	-	-	-	-	●	-
自家処理	し尿	-	-	-	-	-	●	-
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	●	-	-	-	-	-	●

※し尿処理施設の処理主体については、玉名市（玉名処理区）は含みません。

第3節 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

1. 生活排水処理人口の見込み

(1) 公共下水道人口

本計画における公共下水道人口の予測値は、表6-3-1に示すとおりです。

各構成市町の公共下水道人口は、構成市町ごとの事業計画内容を踏まえたものとなりました。

◆表 6-3-1 公共下水道人口の予測値

処理区	単位	R5	R11	R16	R21
玉名市（岱明処理区）	人	9,282	8,887	8,571	8,256
南関町	人	1,550	1,442	1,352	1,262
長洲町	人	13,778	13,227	12,771	12,312
和水町（菊水処理区）	人	1,169	1,105	1,069	1,033
合計	人	25,779	24,661	23,763	22,863

(2) 農業集落排水（施設）人口

本計画における農業集落排水人口の予測値は、表6-3-2に示すとおりです。

農業集落排水処理事業計画では、今後接続戸数が増えることはなく、令和元年度～5年度の実績の推移を考慮し、農業集落排水人口は減少する計画としました。

◆表 6-3-2 農業集落排水人口の予測値

処理区	単位	R5	R11	R16	R21
玉名市（横島処理区）	人	5,007	4,794	4,624	4,454
玉名市（天水処理区）	人	5,690	5,448	5,254	5,061
合計	人	10,697	10,242	9,878	9,515

(3) 合併処理浄化槽人口

本計画における合併処理浄化槽人口の予測値は、表6-3-3に示すとおりです。

本計画では、①新規設置、②くみ取りからの切り替え、③単独処理浄化槽からの切り替えを想定し、令和元年度～5年度の実績の推移を考慮した上で、合併処理浄化槽人口は地域によって増減の差があり、全体としては緩やかに減少する計画としました。

◆表 6-3-3 合併処理浄化槽人口の予測値

自治体名	単位	R5	R11	R16	R21
玉名市(玉名処理区を除く)	人	3,728	3,766	3,792	3,810
玉東町	人	3,536	3,684	3,764	3,823
南関町	人	3,810	3,792	3,781	3,773
長洲町	人	304	338	361	379
和水町	人	6,712	6,487	6,347	6,245
合計	人	18,090	18,067	18,045	18,030

(4) 非水洗化人口及び単独処理浄化槽人口

本計画における非水洗化人口（くみ取り及び自家処理人口）及び単独処理浄化槽人口の予測値は、表6-3-4～6-3-5に示すとおりです。

本計画では、公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置などに伴い、減少傾向となる計画としました。

◆表 6-3-4 非水洗化人口（汲み取り及び自家処理人口）の予測値

自治体名	単位	R5	R11	R16	R21
玉名市(玉名処理区を除く)	人	3,208	2,874	2,614	2,360
玉東町	人	163	156	149	143
南関町	人	3,002	2,545	2,160	1,772
長洲町	人	1,144	928	751	581
和水町	人	707	661	623	584
合計	人	8,224	7,164	6,297	5,440

◆表 6-3-5 単独処理浄化槽人口の予測値

自治体名	単位	R5	R11	R16	R21
玉名市(玉名処理区を除く)	人	2,933	2,809	2,708	2,608
玉東町	人	1,482	1,106	836	587
南関町	人	420	391	366	342
長洲町	人	104	99	95	91
和水町	人	473	465	394	285
合計	人	5,412	4,870	4,399	3,913

(5) 生活排水処理人口まとめ

本組合圏域における生活排水処理人口の見込みは、表6-3-6に示すとおりです。

本組合圏域では、公共下水道の整備及び接続の促進を図ると同時に、くみ取り及び単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ切り替える施策を積極的に実施することにより、計画目標年度である令和21年度には汚水衛生処理率を82.9%とする目標としました。

なお、構成市町別の生活排水処理人口の見込みは、表6-3-7～6-3-11に示すとおりです。

◆表 6-3-6 生活排水処理人口の見込み（組合圏域）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
行政区域内人口	人	62,386	59,435	57,011	54,588
計画処理区域内人口	人	62,386	59,435	57,011	54,588
非水洗化人口	人	8,224	7,164	6,297	5,440
し尿収集人口	人	8,004	6,971	6,124	5,288
自家処理人口	人	220	193	173	152
水洗化人口	人	48,750	47,401	46,315	45,235
公共下水道人口	人	25,779	24,661	23,763	22,863
浄化槽人口	人	28,383	27,610	26,951	26,285
合併処理浄化槽人口	人	18,090	18,067	18,045	18,030
農業集落排水処理人口	人	4,881	4,673	4,507	4,342
単独処理浄化槽人口	人	5,412	4,870	4,399	3,913
污水衛生処理率	%	78.1	79.8	81.2	82.9

※汚水衛生処理率は、「水洗化人口（単独処理浄化槽除く）÷行政区域内人口」で算出しています。

◆表 6-3-7 生活排水処理人口の見込み（玉名市：玉名処理区を除く）

項目	単位	実績	推計値			
		R5	R11	R16	R21	
行政区域内人口	人	24,032	23,009	22,192	21,376	
計画処理区域内人口	人	24,032	23,009	22,192	21,376	
非水洗化人口	人	3,208	2,874	2,614	2,360	
し尿収集人口	人	3,083	2,763	2,513	2,268	
自家処理人口	人	125	111	101	92	
水洗化人口	人	17,891	17,326	16,870	16,408	
公共下水道人口	人	9,282	8,887	8,571	8,256	
浄化槽人口	人	11,542	11,248	11,007	10,760	
合併処理浄化槽人口	人	3,728	3,766	3,792	3,810	
農業集落排水処理人口	人	4,881	4,673	4,507	4,342	
単独処理浄化槽人口	人	2,933	2,809	2,708	2,608	
汚水衛生処理率	%	74.4	75.3	76.0	76.8	

※汚水衛生処理率は、「水洗化人口（単独処理浄化槽除く）÷行政区域内人口」で算出しています。

◆表 6-3-8 生活排水処理人口の見込み（玉東町）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
行政区域内人口	人	5,181	4,946	4,749	4,553
計画処理区域内人口	人	5,181	4,946	4,749	4,553
非水洗化人口	人	163	156	149	143
し尿収集人口	人	140	134	128	123
自家処理人口	人	23	22	21	20
水洗化人口	人	3,536	3,684	3,764	3,823
公共下水道人口	人	0	0	0	0
浄化槽人口	人	5,018	4,790	4,600	4,410
合併処理浄化槽人口	人	3,536	3,684	3,764	3,823
農業集落排水処理人口	人	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	人	1,482	1,106	836	587
汚水衛生処理率	%	68.2	74.5	79.3	84.0

※汚水衛生処理率は、「水洗化人口（単独処理浄化槽除く）÷行政区域内人口」で算出しています。

◆表 6-3-9 生活排水処理人口の見込み（南関町）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
行政区域内人口	人	8,782	8,170	7,659	7,149
計画処理区域内人口	人	8,782	8,170	7,659	7,149
非水洗化人口	人	3,002	2,545	2,160	1,772
し尿収集人口	人	2,959	2,509	2,129	1,747
自家処理人口	人	43	36	31	25
水洗化人口	人	5,360	5,234	5,133	5,035
公共下水道人口	人	1,550	1,442	1,352	1,262
浄化槽人口	人	4,230	4,183	4,147	4,115
合併処理浄化槽人口	人	3,810	3,792	3,781	3,773
農業集落排水処理人口	人	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	人	420	391	366	342
汚水衛生処理率	%	61.0	64.1	67.0	70.4

※汚水衛生処理率は、「水洗化人口（単独処理浄化槽除く）÷行政区域内人口」で算出しています。

◆表 6-3-10 生活排水処理人口の見込み（長洲町）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
行政区域内人口	人	15,330	14,592	13,978	13,363
計画処理区域内人口	人	15,330	14,592	13,978	13,363
非水洗化人口	人	1,144	928	751	581
し尿収集人口	人	1,138	923	747	578
自家処理人口	人	6	5	4	3
水洗化人口	人	14,082	13,565	13,132	12,691
公共下水道人口	人	13,778	13,227	12,771	12,312
浄化槽人口	人	408	437	456	470
合併処理浄化槽人口	人	304	338	361	379
農業集落排水処理人口	人	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	人	104	99	95	91
汚水衛生処理率	%	91.9	93.0	93.9	95.0

※汚水衛生処理率は、「水洗化人口（単独処理浄化槽除く）÷行政区域内人口」で算出しています。

◆表 6-3-11 生活排水処理人口の見込み（和水町）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
行政区域内人口	人	9,061	8,718	8,433	8,147
計画処理区域内人口	人	9,061	8,718	8,433	8,147
非水洗化人口	人	707	661	623	584
し尿収集人口	人	684	642	607	572
自家処理人口	人	23	19	16	12
水洗化人口	人	7,881	7,592	7,416	7,278
公共下水道人口	人	1,169	1,105	1,069	1,033
浄化槽人口	人	7,185	6,952	6,741	6,530
合併処理浄化槽人口	人	6,712	6,487	6,347	6,245
農業集落排水処理人口	人	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	人	473	465	394	285
汚水衛生処理率	%	87.0	87.1	87.9	89.3

※汚水衛生処理率は、「水洗化人口（単独処理浄化槽除く）÷行政区域内人口」で算出しています。

2. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

本組合圏域における将来のし尿及び浄化槽汚泥量の発生量は表6-3-12～6-3-17、図6-3-1～6-3-2に示すとおりです。本組合圏域の計画目標年度（令和21年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量は76.26kL/日（し尿：15.34kL/日、浄化槽汚泥：60.92kL/日）となります。

また、計画目標年度（令和21年度）においては、公共下水道の整備及び接続、合併処理浄化槽の普及を促進することにより浄化槽汚泥量割合が79.9%まで増加する結果となっています。

◆表 6-3-12 し尿及び浄化槽汚泥の排出量見込み（組合圏域）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
し尿年間発生量	kL/年	9,441	7,365	6,475	5,613
一日排出量	kL/日	25.80	20.18	17.74	15.34
原単位	L/人日	3.22	2.89	2.90	2.90
浄化槽汚泥排出量	kL/年	24,067	23,101	22,675	22,297
一日排出量	kL/日	65.76	63.29	62.12	60.92
原単位	L/人日	2.32	9.08	10.14	11.52
総排出量	kL/年	33,508	30,466	29,150	27,910
一日排出量	kL/日	91.55	83.47	79.86	76.26
原単位	L/人日	2.52	2.41	2.41	2.42

◆表 6-3-13 し尿及び浄化槽汚泥の排出量見込み（玉名市：玉名処理区域を除く）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
し尿年間発生量	kL/年	2,143	1,907	1,732	1,564
一日排出量	kL/日	5.86	5.22	4.75	4.27
原単位	L/人日	1.90	1.89	1.89	1.88
浄化槽汚泥排出量	kL/年	8,495	8,175	7,991	7,829
一日排出量	kL/日	23.21	22.4	21.89	21.39
原単位	L/人日	2.01	1.99	1.99	1.99
総排出量	kL/年	10,638	10,082	9,723	9,393
一日排出量	kL/日	29.07	27.62	26.64	25.66
原単位	L/人日	1.99	1.97	1.97	1.97

◆表 6-3-14 し尿及び浄化槽汚泥の排出量見込み（玉東町）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
し尿年間発生量	kL/年	591	543	519	500
一日排出量	kL/日	1.61	1.49	1.42	1.37
原単位	L/人日	11.53	11.1	11.11	11.11
浄化槽汚泥排出量	kL/年	3,555	3,357	3,224	3,099
一日排出量	kL/日	9.71	9.2	8.83	8.47
原単位	L/人日	1.94	1.92	1.92	1.92
総排出量	kL/年	4,146	3,900	3,743	3,599
一日排出量	kL/日	11.33	10.68	10.25	9.83
原単位	L/人日	2.20	2.17	2.17	2.17

◆表 6-3-15 し尿及び浄化槽汚泥の排出量見込み（南関町）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
し尿年間発生量	kL/年	4,001	2,601	2,207	1,816
一日排出量	kL/日	10.93	7.13	6.05	4.96
原単位	L/人日	3.69	2.84	2.84	2.84
浄化槽汚泥排出量	kL/年	5,032	4,962	4,919	4,895
一日排出量	kL/日	13.75	13.59	13.48	13.37
原単位	L/人日	3.25	3.25	3.25	3.25
総排出量	kL/年	9,033	7,563	7,126	6,711
一日排出量	kL/日	24.68	20.72	19.52	18.34
原単位	L/人日	3.43	3.10	3.11	3.13

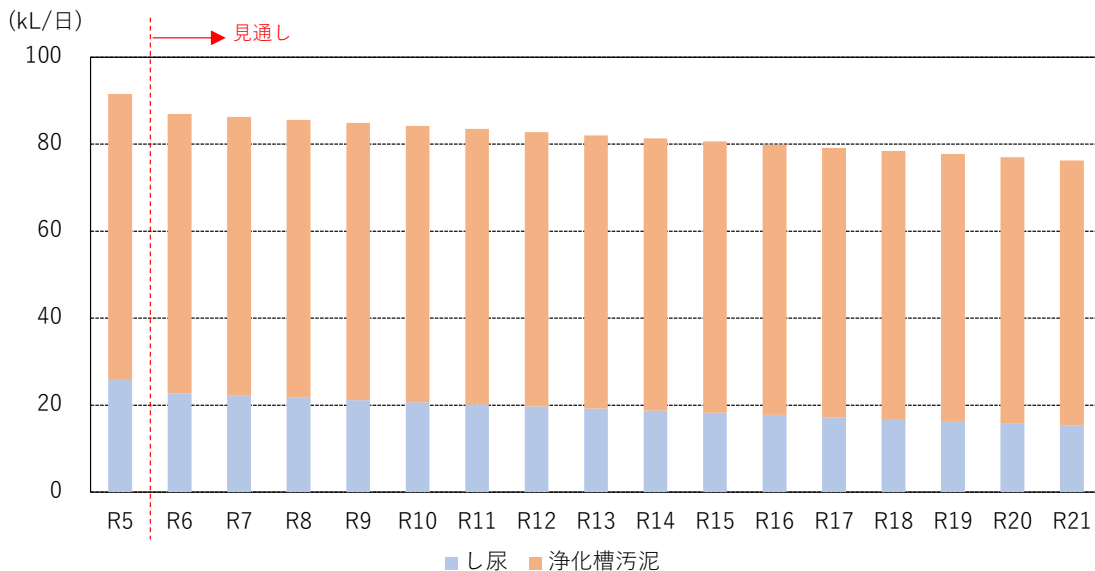
◆表 6-3-16 し尿及び浄化槽汚泥の排出量見込み（長洲町）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
し尿年間発生量	kL/年	1,397	1,038	840	652
一日排出量	kL/日	3.82	2.84	2.3	1.78
原単位	L/人日	3.35	3.08	3.08	3.08
浄化槽汚泥排出量	kL/年	1,729	1,860	1,941	2,006
一日排出量	kL/日	4.72	5.1	5.32	5.48
原単位	L/人日	11.58	11.66	11.66	11.66
総排出量	kL/年	3,126	2,898	2,781	2,658
一日排出量	kL/日	8.54	7.94	7.62	7.26
原単位	L/人日	5.52	5.84	6.33	6.93

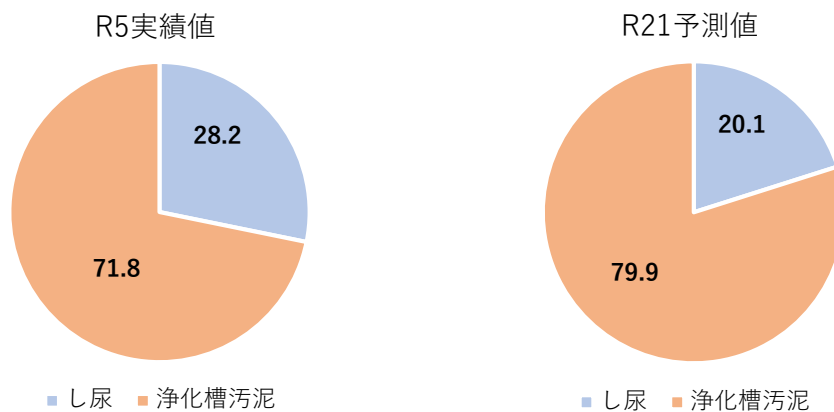
◆表 6-3-17 し尿及び浄化槽汚泥の排出量見込み（和水町）

項目	単位	実績	推計値		
		R5	R11	R16	R21
し尿年間発生量	kL/年	1,309	1,276	1,177	1,081
一日排出量	kL/日	3.58	3.5	3.22	2.95
原単位	L/人日	5.23	5.45	5.31	5.16
浄化槽汚泥排出量	kL/年	5,256	4,747	4,600	4,468
一日排出量	kL/日	14.36	13.01	12.6	12.21
原単位	L/人日	2.00	1.87	1.87	1.87
総排出量	kL/年	6,565	6,023	5,777	5,549
一日排出量	kL/日	17.94	16.5	15.83	15.16
原単位	L/人日	2.28	2.17	2.15	2.13

◆図 6-3-1 組合圏域の一日排出量の実績と見通し



◆図 6-3-2 令和 5 年度及び令和 21 年度における組合圏域の処理量内訳



第4節 生活排水処理の目標

本計画の生活排水処理に関する基本方針として設定した「公共下水道等への接続率の向上及び施設整備の推進」及び「合併処理浄化槽の普及」に基づき、公共下水道、合併処理浄化槽の整備・転換を促すことにより、生活排水処理の適正化を進めていくものとします。

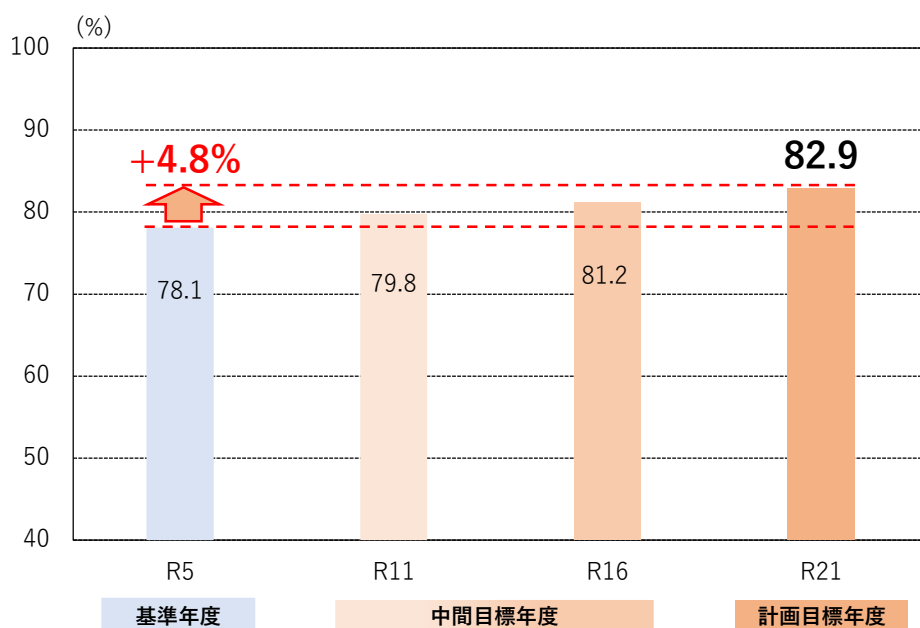
また、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を進めることにより、本計画の目標年度である令和21年度においては、施設整備や施策の展開を継続している段階であるため、当面の目標として汚水衛生処理率を82.9%まで引き上げることとしました。

計画目標年度:令和 21 年度

【汚水衛生処理率】

達成目標値 82.9%まで引き上げ(令和 5 年度実績:78.1%)

◆図 6-4-1 汚水衛生処理率達成目標



第5節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1. 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画では、以下の方針を実施していくものとします。

◆現行の収集・運搬体制を継続

し尿及び浄化槽汚泥の収集は本組合圏域とし、これまで同様、許可業者による収集・運搬体制を継続していく方針とします。また、長洲町も同様に委託業者による収集・運搬体制を継続していく方針とします。

2. 中間処理・最終処分計画

中間処理及び最終処分計画では、以下の方針を実施していくものとします。

◆現行の処理・処分を継続

◆施設の適切な維持管理を継続

(1) 現行の処理処分を継続

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、第1衛生センターにおいて適正に処理を行っていくものとします。

また、発生する汚泥については肥料化などの資源化を推進し、同センターから排出されるし渣については現在と同様に、焼却処理するものとします。

(2) 施設の適切な維持管理を継続

第1衛生センターについては、今後も適切な維持管理を継続することはもとより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第5条に基づき実施する精密機能検査を継続して実施することにより、施設状況及び処理機能を把握した上で、適切な運転管理を行っていくものとします。

第6節 災害時の廃棄物処理方針

本組合圏域における災害時の廃棄物処理方針は以下に示すとおりです。

被災時における各自の役割を明らかにするとともに、被災時の廃棄物処理を適正に行うための収集・運搬、中間処理等に関する対応方針を以下に整理しました。

1. 災害時における各自の役割

災害時における、住民、事業者、本組合圏域、本組合の役割は、「第4章 第4節 災害時の廃棄物処理方針」に示すとおりとします。

2. 生活排水処理における基本方針

(1) 基本方針

被災地においては、感染症の発生又は蔓延防止の観点からも適切なし尿等の処理を行います。

(2) 被害状況の把握及びし尿等発生量の推計

各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集・運搬・処分の対策を講じます。

(3) 共同仮設トイレの設置

被災地における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、必要となる共同仮設トイレ数の把握・設置など適正管理対策を講ずるとともに、県などと連携をとり、その対応にあたります。

(4) し尿等の収集体制

ア 災害が全市・全町的な場合

し尿浄化槽汚泥収集運搬許可業者を総動員のうえ、収集を実施します。

なお、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村等へ応援要請をするほか、し尿処理業者で構成する熊本県環境事業団体連合会に対して協力要請をします。

イ 災害が地域的な場合

平常人員、機材等により能率的な作業を行います。

(5) し尿等の収集処理

ア 処理能力内の場合

被災地域の完全収集に努めます。

イ 処理能力が及ばない場合

一時的に被災地域の便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸のトイレ使用を早急に可能にするよう努めます。

(6) し尿処理施設の応急及び復旧対策

被災時の被害により施設及び設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行います。

また、し尿等の収集、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理の確保に努めます。

第7節 住民に対する広報・啓発活動計画

1. 住民・事業者に対する啓発活動

生活排水の流入する河川及び海域の環境負荷を低減していくことが必要となるため、生活排水処理事業の重要性を、わかりやすく住民へ伝えることを目的とした啓発活動を推進していくものとします。

2. 地域に関する諸計画との関係

本組合圏域の総合計画や公共下水道事業計画などを踏まえた上で、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとします。

また、地域の開発計画等の作成に当たっては、公共下水道への接続を指導します。

あわせて、こうした事業に該当しない地域については、合併処理浄化槽の設置及び切り替えの指導をします。

◆図 6-7-1 環境省浄化槽広報コンテンツ（浄化槽を説明する資料）



出典：「浄化槽で水をきれいに！」（環境省）

動画サイトURL：<https://www.youtube.com/watch?v=Q-3pKcc190o>

